

平成30年第1回東大和市議会定例会会議録第5号

平成30年3月2日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（28名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	総務部参事	東栄一君
市民部長	村上敏彰君	子育て支援部長	吉沢寿子君
福祉部長	田口茂夫君	福祉部参事	伊野宮崇君
環境部長	松本幹男君	都市建設部長	直井亨君
学校教育部長	阿部晴彦君	学校教育部参事	岡田博史君
社会教育部長	小俣学君	企画財政部副参事	北田和雄君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	保険年金課長	越中洋君
市民部副参事	岩野秀夫君	産業振興課長	小川泉君

子育て支援部 榎 本 豊 君
副 参 事
障害福祉課長 小 川 則 之 君
都市計画課長 神 山 尚 君
教育総務課長 石 川 博 隆 君

福祉部副参事 尾 又 斉 夫 君
ごみ対策課長 中 山 仁 君
土木課長 寺 島 由紀夫 君
学校教育部 吉 岡 琢 真 君
副 参 事

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時29分 開議

○議長（押本 修君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（押本 修君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（押本 修君） 昨日に引き続き、2番、尾崎利一議員を指名いたします。

○2番（尾崎利一君） おはようございます。

きのうに引き続き、再質問を行います。再質問については1、3、2、4の順に行っています。

今2番の国民健康保険税のところですが、昨日私のほうでは、市民説明会での市の説明資料に基づいて、この説明資料では、1人当たりの平均所得、健保組合207万円に対して国保は86万円が41%しか所得がない。それにもかかわらず、1人当たりの所得に占める保険税負担は健保組合5.7%に対して国保は9.9%で1.7倍も負担していることになるというこの矛盾の解決をどうするのかと。1.4倍に値上げしたらさらにこの矛盾が激化することになるのではないかと。国保事業全体に占める国の財政負担が1984年当時50%だったのに、最近では25%程度しかない。少なくともこれをもとに戻すというところから始めなければこの矛盾、解決されないのではないかとということで伺いました。

市から、医療給付に占める割合は5割だという答弁ありましたが、国保事業全体に占める国の財政負担が半分減っているという私の指摘そのものを否定することはできませんでした。実際に地方六団体もこの矛盾を解決するために、国に少なくとも1兆円規模の財政支出をふやすよという要求をしているわけです。

これが市民の暮らしにとってどうなのかということが一番の問題です。この議場でも月の年金収入14万円のひとり暮らしの方の話を紹介したことがあります。長年勤めた会社が倒産し、職も住まいも失って路上生活となった。一時的に生活保護を受けて何とか住まいを借りて自立するということことができました。でも、歯がぼろぼろになっても、ひざが悪くなって歩くのが困難になっても医者には行かないんです。行ったほうがいいって幾ら言っても行かない。家賃を払えば残りは10万円に満たない。税金や国保税を払い、またそういう生活もしていたので滞納もある。国保税払っても医者にかかる金など出てこないというのが実態です。これが決して特殊な事例でないことは市の職員の皆さんは御存じだと思います。基礎控除33万円を差し引く前の正味の所得で183万円以下の世帯、これは国保加入世帯の何%を占めているのか伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 基礎控除を差し引く前の所得183万円以下の世帯の割合についてであります。平成29年度当初課税時点のもので世帯主が国民健康保険に加入していない場合、その世帯主の所得は含まないという前提となりますが、1万3,298世帯中9,638世帯、割合としては72.5%となります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 72.5%ということですか。そうすると、所得が183万円、40代の自営業者の4人家族で国保税は現行で幾らになるのでしょうか。また、標準保険料率を使って6年後に目指すという保険税額は幾らになるのか伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 所得183万円を基礎控除前の額と捉えまして、夫の収入のみの世帯という前提で試算をいたしました。現行の国民健康保険税率では年額で26万4,500円、標準保険料率では年額で33万1,700

円であり、率といたしますと25.41%の増となります。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 現行でも国保税だけで26万4,500円、以前の議会答弁でもこれ、同じ世帯聞いています。そのとき、税と社会保険料負担の合計も聞いたので、国保税がこういう状態になるということからいうと、年間税と社会保険料負担の合計で65万円を超えることは明らかです。183万円から65万引くと月10万に満たない。これで家賃を払い生活しなくてはならないということになります。先ほど私、年金収入14万円で医者に行かれないという事例、実際にある事例を御紹介しましたがけれども、これが例外的な事例でない、72.5%がこうした状況にあるということですから。とても医者にかかるという状況ではない。これをさらに値上げをして、国民皆保険制度の最後の砦を守る、このように言えるのかどうか、いかがでしょうか。これは事実や計算の仕方を聞いているではありません。認識を伺っているので、ぜひ市長が答弁していただきたいと思います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険税の改定の際には、所得の低い方に対しまして応益割を低く抑えた応能応益の割合による配慮を行っております。また、制度として所得基準による被保険者均等割の7割、5割、2割の軽減もございますので、市民の皆様には負担能力に応じた税負担をお願いするものであります。

広域化は、皆様が安心して医療を受けられるための国民皆保険の最後の砦となる国民健康保険を持続可能なものとして構築するために行うものでありまして、そのためにも制度の財政基盤の安定が必要であると認識しております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今の答弁は、国保制度が抱えている矛盾、医療費が大変かかるけれども、一方で担税力が少ない。もう一つ指摘してるのは、自治体からの財政繰り入れなしでなかなか運営できない状態になるということです。今の答弁は、自治体からの財政繰り入れをなくすと、そのために所得の低い国保加入者に一層の負担を強いる、解決するのは財政負担の問題だけということにならざるを得ないと思います。

私は、これはもう憲法25条で保障された健康で文化的な最低限度の生活を奪うことになるのではないかと。なぜこう言うかといいますと、市が国民健康保険運営協議会への諮問を出しました。この中にこういう表現があります。国民健康保険制度を維持するために、加入者以外の市民や被用者保険の加入者の財源が充てられているのが現状です。国保会計にいろんなお金が入ってる、加入者の税以外のですね。だから、一般会計からの赤字補填の繰り入れの解消を目指すんだということですね。これ言えば、保育園には子どもを預けている世帯以外の税金は入っていないのか、介護保険には加入者以外の税金は入っていないのか、全部入ってるわけです。社会保障というのはそういうことではないんですか。この理屈は社会保障そのものを否定することになるのではないですか。市長、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険は、国民健康保険に基づきまして、保険料と公費の負担につきましては50対50と定められておりますが、市ではこの保険税で充てるべきところに保険税の負担抑制のために一般会計からの赤字繰り入れが行われております。また、被用者保険の加入者の財源につきましても、保険者努力支援の交付金、保険税の抑制につながるものとして活用されております。

平成24年度の厚生労働白書によりますと、社会保障制度の中でも社会保険につきましては、保険料を支払った人々が給付を受けられるという自立・自助の精神を生かしつつ、強制加入のもとで所得水準を勘案して負担しやすい保険料水準を工夫することで社会連帯の共助の側面をあわせ持った仕組みでありますので、社会保障の精神にのっとった中で広域化は進められるものと考えてございます。

国は、公費を拡充して制度を都道府県単位とすることで財政基盤の安定を図ることで構造的な赤字を解消してまいります。市町村は、国から赤字削減解消計画の策定を求められておりますので、市といたしましては保険税と公費負担の割合が本来となりますよう、広域化の目的に沿って国民健康保険の安定的な継続を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 私は、広域化の目的というけれども、国民健康保険制度が抱えている課題を、つまり一番大きな課題は、所得が少ない階層だ、しかも高齢者が多いので医療費がかかるんだ、しかし憲法25条に基づいて全ての国民に医療を受ける権利を保障しなくちゃいけないんだ。こういうときに解決策として保険税を1.4倍に値上げする。これでは解決にならないではないかと、そもそも。目的すら達成できないではないか。結果として残るのは赤字繰り出しをなくすという話だけです。しかも、後でも言いますが、その先に出てくるのは、国は3,400億円出したかもしれません。それを保険税負担の軽減に使わずに、自治体の財政負担の軽減に使う。その先に出てくるのは地方交付税をその分圧縮するという形で、3,400億円出したふりするけれども、実際には詰めてくる、こういう方向しかないわけです。

今せっかくその話が出ましたので、少し話戻しますが、資料をいただきました。国保制度の矛盾を解決するためってということで、年間3,400億円ですかね、国はこれまでより少し財政負担をふやしたわけです。だから、市のいわゆる赤字繰り出しは最近3年平均だと7億8,400万円でした。これが値上げしなくても大幅に減ることになるわけです。値上げしなくても減る額は幾らなのか伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 平成30年度からの広域化後になりますが、予算の仕組みが大きく変わることになりますから厳密な比較とはなりません、仮に政策的な法定外繰り入れも含めました一般会計からの繰入額7億8,400万円と同様の条件によりまして、現行の保険税率の平成30年度赤字繰り出しの試算額を約6億8,700万円としたんですけれども、この比較で算出いたしますと、差額といたしましては9,700万円程度となろうかと考えております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 約1億円、これを使えば、先ほど述べた高過ぎる保険税を、値上げし続けてきた保険税を引き下げに転じさせることが可能だというのが今の状況です。先ほど挙げた国保加入世帯の実態を見れば、国が財政負担を引き上げたら、その分国保税を引き下げのべきではないか。国はわからないかもしれないけれども、市民に身近な市長はわかるのではないかと、そういう市長独自の判断はないのか伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険の広域化につきましては、市民の皆様が安心して医療が受けられるように国民健康保険制度を安定的に継続させるため、国として推進しているものでございます。

課題の一つであります赤字補填の繰り入れにつきましては、国から6年間の赤字削減解消計画の策定が求められておりまして、東京都国民健康保険運営方針でも計画的な保険税率の見直しがうたわれております。これらに基づき赤字補填の繰り入れの解消に取り組んでいかなければなりませんので、平成30年度の国民健康保険税につきましては、本定例会におきまして税条例の一部改正を御提案させていただいているところでございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 国がこう言ってるっていう答弁しか出てこないですね。市民に一番身近な市長がどう判断されるのかということを私は伺ってるわけです。

それにしても、是非は脇に置いたとしても、国保税を1.4倍にするなんていうのは制度そのものを根底から変えるものです。是非はともかくとして、大改革だという点では異論はないと思います。これだけの大改革を市民に知らせないままスタートさせる、こういうことでいいのかどうか。市長は開かれた市政というけれども、議会に値上げ条例を提出するわずか1週間前に市報に値上げ案が載せられました。しかも、初年度の値上げ案だけで、これが6年連続の値上げをスタートさせるものだということは一言も書かれていません。少なくとも来年度は値上げを見送って、じっくりと市民に説明し意見も聞く。しかも、今度の値上げ計画は市民に負担を求めるばかりで、市民説明会の説明文書にもありますけれども、この削減計画は市の努力も求めているんです、医療費抑制の努力。しかし、市の努力で医療費を削減して加入者の負担をどれだけ軽減するのかという数値目標すら検討されていない、示されていないわけです。これでは行政の怠慢で、一方的に加入者だけに負担を押しつけてると言われても仕方がない極めて一方的なものです。6億円足りなければ、市の努力で3億円は何とかするから残りをお願いします、そういうことではない。全部加入者をお願いしますという内容ですよ、これは。市もこれだけ頑張るからと市民に説明し理解を得る努力を行う、最低限そういったことは必要じゃないですか。伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 保険税率の改定について説明させていただく際には、医療費抑制といたしまして、これまで実施しております保健事業の充実や新たな保健事業等につきまして御説明させていただいております。

医療費抑制の数値的な目標ではありますが、市は東京都に納める国民健康保険事業費納付金をもとにいたしまして国民健康保険税率を算定しております。この納付金の算定には過去3年の市の医療費水準が反映されることとなっております。そのため、医療費抑制の効果、納付金算定に直接反映される医療費水準としてこちらを短期的に見込むのは困難でありました。

個々の保健事業におけます医療費抑制の効果につきましては、中長期的な抑制効果を目指すものとして、今後も事業の拡充を図ってまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 市が市民に対して行った説明文書の中で書かれていますよね。この国保の会計の赤字をどう解消するかという計画の中には、医療費をどう抑制するかということも含まれていますよね。そう書かれてないですか。書かれていますと思うんですが、まず書かれていますか、書かれてないかだけ伺います。

○市民部副参事（岩野秀夫君） 説明会の資料の中に、保険税の改定とあわせて保健事業の充実を図る、また新しい保健事業にも取り組む、そういう内容は記載させていただいております。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 国保会計の健全化を図る計画を作成する際に、当然ながら、市がどれだけ医療費を抑制するのかっていう項目入ってるわけです。そう書いてあるわけです。ところが、それについては一切示されていないんですよ。市民にだけお願いします、6億円足りませんというのが今度の計画です。

清瀬市は、来年度は4方式を2方式に改めること、最高限度額を引き上げること、子育て世帯の軽減策を導入することということをやって、保険税の大幅な見直しは来年度中に検討するという態度です。時間がないからということですね。

国の準備がおくれにおくれたために、市としても市民に説明する機会がとれなかったっていう事情も私はあると思います。ずっと追ってきた方は、この広域化、国が示す数値も含めてどれだけおくれにおくれでずれ込

んできたのか、市の職員の皆さんがどれだけそれで苦勞されてきたのかっていうことも、これは想像にかたくありません。しかし、そのことによって市民にまともに説明もされない、市の努力数値も示されない、こういう事態になってるわけです。

市長も、市民が主人公の開かれた市政ということであれば、拙速に進めず、同じようにまずストップをして市民に説明をする、市の計画としてもどういう努力をするのか、数値的にも市民に示して理解を求める、こうした判断を求めますが、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険の広域化に係るスケジュールが非常にタイトであることは各市町村同様ですが、当市といたしましては、限られた時間の中で年末の診療報酬改定を反映された税率を検討しまして、市の国民健康保険運営協議会への諮問、答申を踏まえまして市民説明会を開催しております。特に市民説明会につきましては、今までの中では三多摩26市の中でも当市以外ほとんどの市で実施しておりません。このほか、市報や市のホームページでの周知、また新年度には国民健康保険に特化した広報物の発行を予定しておりまして、市民の皆様には適宜広域化に係る情報をお伝えしてまいります。

今後も市民の皆様にはさまざまな方法で丁寧に説明をし、御理解をいただきながら、この国民健康保険事業の広域化を進めてまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○2番（尾崎利一君） 決めてから説明するんでは遅いんですね。市民への何がどのように知らされているかというのは私が先ほど説明したとおりです。6年後のことも含めて説明されたのは市民説明会に出席した方ぐらいですね。初日が8名、そのうち3名が議員、2日目は15名ぐらいだったんですかね。それだけです。

あらゆる面から見て今回の国保税値上げは受け入れられないということを申し上げて、この項については終わります。

4番目の介護保険事業計画について移ります。

①のところですけれども、平成26年11月24日の市有地等利活用検討委員会の資料では、市民の特養ホーム利用者は351人で、そのうち117人が市外の施設に入居しています。老健施設については187人の市民利用者のうち135人が市外施設となっています。両施設のほぼ半数が市外の施設となっています。現在はそれぞれ1施設ずつ整備されましたので改善されてると思いますが、具体的な数字を伺います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 平成29年度の調査によりますと、介護老人福祉施設、これは特養でございますが、この利用者は387人になっております。そのうち市内施設は5施設ございますが、272人、それから市外施設、これは50施設以上ございますけれども、115人でございます。それから、介護老人保健施設、老健のほうでございますが、利用者は219人、市内施設は2施設ございまして113人、市外施設利用のほうは40施設近くございますけれども、106人となっております。

なお、待機者に関することでございますけれども、これは全部の施設を把握してございませぬけれども、特養のうち市内施設5施設及び市が施設整備をいたしました市外の2施設の待機状況につきましては、平成29年10月末日で191人となっております。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 今伺って、施設が1つずつふえてるわけですしけれども、ふえてるけれども、市民の利用という点では十分ふえていないのかなというのをちょっと印象として感じました。

それで、特養について言いますと、市内の施設には入れず、市外に入居されている方が115人いるほかに、

市内5施設と2施設、計7施設で191人ということですかね。そうすると合計すると300人を超えるというふうになるわけです。こうした実態も踏まえて施設整備についても考えていく必要があるのではないかとというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 特養等の施設整備のことでございますけれども、まず大規模な施設になりますので、これ、通常の施設整備に係る期間を想定いたしますと2年半以上の期間を要します。現段階で具体的なこの施設の整備するという話は伺っておりませんので、私のほうとしては、第7期事業計画というものを立てましたけれども、そのときに具体的な施設整備を記載してはおりません。

この特養につきましては、仮にもしこの施設整備を具体的な整備の計画がなく事業計画の中に入れてしまいますと、これは給付費を増加させますので、その結果、保険料の増加にもつながるということになります。そういったことを考慮いたしまして、私どもとしては具体的な施設整備というものをこの事業計画の中には記載してないということでございます。

以上であります。

○2番（尾崎利一君） 第7期計画で記載されていないというのは私もわかっています。第7期の中で必要量を見込んで整備計画きちっと立てますっていうふうになってるので、そこについて必要量をきちっと見積もってほしいということを行っているわけです。

次に、②のほうですけれども、保険料です。昨年12月議会で3年前の値上げは結果的に必要なかったということを市は認めました。それにおいて、4月からまた1億1,000万円超える値上げを提起するというのは普通感覚では理解できません。保険料基準額の算出のための計算が第7期計画案に出ていますけれども、基金取り崩し額を6億円としています。今6億4,500万円ですかね、基金積み上がってるわけですから、この取り崩しを6億4,000万円にしたら値上げ額は月額400円ではなくて300円にできるっていう計算にこの表を見るとなります。この計算式で当てはめればそうなるわけですが、この点確認求めます。

○福祉部副参事（尾又齐夫君） 仮に6億4,000万円を取り崩すという前提におきまして、保険料基準額の算出のための計算式、こちらに当てはめた場合には、月額の保険料基準額は100円低くなります。

今回提供させていただきました第6期での表がございしますが、こちらの調整交付金見込割合、こちらを例にとりますと、実際の交付額が計画よりも約0.3%、金額で約1,420万円も少なくなる場合もございしますので、厳しいと考えてございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） この表から見ると400円でなく300円になる。それで、3年前の値上げは必要なかったわけですから、不必要な値上げでためこんだ基金はできるだけ吐き出して、今回の値上げ額はできるだけ抑えようとするというのが当たり前だと私は思うわけです。そもそもこの計算式そのものが疑わしいのではないかっていうことは、いただいた資料、今言及されましたけれども、いただいた資料でも明らかだと思います。第5期や第6期の計算式と実際どうだったのかっていう比較の資料をいただいたわけです。平成24年から26年までの第5期計画では月4,300円に値上げされましたが、この表でいくと月3,600円でよかったっていうことになります。27年から29年までの第6期計画では月4,800円に値上げされましたが、月4,100円でよかったことになります。

ただ、この表で実際には準備基金全く取り崩していないわけですから、結果的にはですね、減らさなかったわけですから、これを全く取り崩さなかったとして計算しても、第5期の保険料月額が4,300円でなく4,000円

でよかったことになりまし、第6期は4,800円でなくて4,500円でよかったってということになります。この点、計算式で言うとそうなると思いますが、確認を求めます。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 第5期及び第6期の介護保険事業計画におけます計画見込額及び決算等の提供させていただきます資料から申し上げます。

これは第5期で執行されました決算額で、第6期では平成29年度につきましては執行見込額を含めたものでございます。また第5期におけます資料、こちらの（2）のところが決算額ということになってございますが、こちらの数値を、本来は計画的にこの表につきましては次期の保険料を計算するための計算式に当てはめて、あえて月額保険料ということで算出した場合としましては、結果的には第5期では月額3,600円、第6期では結果的に月額4,100円という数字がはじき出されますが、これはあくまでも市民の皆様とケアマネジャーなどと話し合いましたサービス給付、こちらによりまして確定されました決算上の金額の数字でございます。

また、単純に第5期及び第6期の計算式から介護保険給付費等準備基金取崩額をなくした場合には、結果的には第5期では月額4,000円、第6期では月額4,500円という数字にはなりますが、いずれにしても、こちらの計算式に当たりましては、本来保険料の見込額の算定をする計算式でございますので、異なった視点からの計算ではあろうと考えるものでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） これは12月議会でもやりとりしたことですけれども、見積もりのための計算式ですと。しかし、結果的にはそうなりますということです。それで、結果的にそうなる、私が言った数字はそうなるということは認めました。

それで、何が違うかという、3年間の介護保険サービス全体の費用の見積もりが現実より大きくなっているということです。第5期では見積もりより12億4,000万円実際には低くて、実際の費用は見積もりの91%でした。第6期に至っては25億円低くて85.8%でした。なぜこうなっているのか伺おうと思ったんですけど、時間がないので伺いません。

必要な給付をきちんと見積もるということは大切なことですから、第5期では9%過大だった、第6期では14.2%過大だったということ踏まえて、第7期計画案の介護サービス全体の費用の見積もりを控え目に5%だけ差し引いて95%で見積もって6億4,000万円基金を取り崩す計算すると、第7期は4,800円のままで値上げする必要はなくなります。これについてももう細かい説明は結構ですので、そうなるかどうかだけ伺います。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） こちらにつきましては、計算上ではそのようなことにはなりますが、実際に給付費を抑制ということにつながりかねない問題であると認識してございますので、現実的には困難であるというような認識でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） それで、第7期の値上げが一番所得の低い、所得第1段階の方、年額2万5,200円から2万8,800円に15%値上げになります。新たにつくられる第13段階の方を除けば一番値上げ率が高くなるわけです。所得第1段階の方とはどういう方なのか、何人いるのか伺います。第1段階の方だけで結構です。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 平成30年度の推計、第1段階の方の人数でございますが、4,197人でございます。

以上でございます。

失礼しました。

課税年収の合計が80万円以下の方でございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 年金収入でいうと月6万6,000円程度かそれ以下の世帯がこれ第1段階に該当することになります。収入が全くなくても年間2万8,800円払う。そして15%もの値上げになるということになります。

私は、いただいた資料から、今回の値上げは必要ない、しかもこういう4,100人ですか、年金収入でいうと月6万6,000円以下の方のところが一番大幅な値上げが課されるということで反対するわけですが、単純計算で1億1,000万円を超えるこの値上げ案について、現段階で市は市民に具体的にどのように知らせているのか伺います。

○福祉部副参事（尾又斉夫君） 市民への説明につきましては、パブリックコメント等、市民説明会で説明させていただいたところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） パブリックコメントの段階では、第7期の介護給付の見積もりや、それから介護保険料値上げの具体的な案については全く示されていません。ですから、現段階では1億1,000万円を超える、3年間で3億4,000万円を超えるこの値上げについて、市民に全く知らされていないというのが現状です。所得がなくても保険料がかかる、しかも所得の一番低い階層が一番値上げ率が大きくなる。しかもこれまでの実績からいったら値上げの必要もなさそうだし、万が一市の計算が正しかったとしても、値上げ幅は400円でなく300円にできる。値上げについては市民に知らされていない、このような値上げはすべきではないということを申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（押本 修君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 関 田 貢 君

○議長（押本 修君） 次に、7番、関田 貢議員を指名いたします。

〔7番 関田 貢君 登壇〕

○7番（関田 貢君） ただいま御指名いただきました興市会、7番、関田 貢です。平成30年度第1回定例会に当たりまして、一般質問を通告に従いまして質問をさせていただきます。

1番として、東大和市のまちづくりについて伺っていきます。

東京都都市再開発方針が1989年（平成元年）1月1日、市報に発表されました。区域は、東大和市の計画的な再開発を必要とする市街地の範囲を南東部地域、1号市街地、190ヘクタール、うち（東大和市駅周辺地域約28ヘクタール）が都市計画道路の整備を図りながら商店街の近代化及び後背地の居住環境の計画的な整備を行い、市の中心地にふさわしい市街地の形成を図るという整備方針をもって、再開発誘導地域に指定されております。

東大和市は、平成4年度には1,236万円の予算をかけて南街地区都市総合再開発促進計画策定調査委託として、2年間かけてでき上った南街地域都市総合再開発促進計画の報告書もあり、東京都は都市再開発方針でも発表されている1号市街地と再開発誘導地域について伺っていききたいと思います。

①として、立川都市計画による再開発誘導地域（東大和市駅周辺地区約28ヘクタール）を市の計画とどのように整合性を持って実現されようとしているのか伺います。

②として、都市計画道路について伺います。

都市計画道路の整備は、幹線街路と区画街路、特殊街路については昭和36年10月5日に決定されて以来、当市を取り巻く環境が大きくさま変わりしようとしている今日です。多摩地域では、南北方向の道路、多摩川中流部の橋梁または多摩都市モノレールなどの整備が進み、多摩地域の自立性の向上が図られました。当時の都市計画道路は総延長2万5,765メートルあり、そのうち都施行分を含めた16路線に着手しているが、全体の整備率は70%であります。

東大和市都市計画道路基本計画案に示された完成目標は平成27年度と発表されておりますが、残り30%の整備計画について、何点かについてお伺いします。

アとして、都市計画道路は幹線街路が9路線あり、昭和36年に決定されて以来57年が経過しております。計画的な整備にしていくためには、市の計画は何年度で終了になるのかお伺いしたいと思います。

イとして、事業を促進するためには、市民の協力なくしてはできないと思っております。協力についてはどのようにされているのかお伺いいたします。

ウとして、新青梅街道の芋窪地区の拡幅事業の進捗についてお伺いいたします。

③として、西武鉄道の敷地開発では、過去には駅ビル、12階建て計画が発表されて中止になりましたが、現在の計画についてはどのような検討をされているのでしょうか。お伺いいたします。

④として、商業ビジョン報告書の3核7拠点構想が発表されて以来、行政は地元商店街の活性化についてはどのように努力してきたのかお伺いいたします。

⑤信号機の設置について、優先順位はどのようになっているのかお伺いします。

アとして、新堀3丁目のゆりのき通りのところを何回か定例会で質問を重ねてきたところであります。現況はいまだに実現できない理由について、信号機がだめなら横断歩道の設置要望についてどのように検討されているのかお伺いいたします。

イとして、芋窪地区の東大和武蔵村山線の交差点の信号機が見つらいことについて、新都市計画道路に横断歩道の設置と信号機の設置をすることによって交差点内の改善が図られることにより、市民が安心して利用できるように改善を検討できないかお伺いいたします。

以上、質問をいたしました。

答弁によりましては、自席より再質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

〔7 番 関田 貢君 降壇〕

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、立川都市再開発の方針における再開発誘導地区と市の計画の整合性についてであります。東京都が決定しました都市再開発の方針におきまして、東大和市駅前周辺地区は具体的な事業を打ち出すまでには至りませんが、再開発の機運の醸成等を図る誘導地区として位置づけられております。

この地区では、平成元年に東大和市駅前広場の整備を行っておりますが、それ以降は具体的な計画はなく、事業の実施には至っていない状況であります。

次に、都市計画道路9路線の完成年度についてであります。市内にあります都市計画道路9路線の整備率は平成27年度末時点で約67%で、多摩地域の平均と比較しますと約7ポイント上回っている状況にあります。

都市計画道路の整備には、用地交渉に要する期間や用地の取得費など多くの時間と財源を伴う長期的な事業であります。9路線全ての完成につきましては相当の期間を要することが考えられますが、今後も引き続き必

要な都市計画道路の整備促進に努めてまいります。

次に、都市計画道路事業を促進するための市民の協力についてであります。都市計画道路事業の認可を取得するには、関係する地権者の皆様などに対しまして説明会を実施し、事業の協力について理解を求めているところであります。

また、事業の推進に当たりましては、計画地区内での建築制限や用地の取得について御理解をいただいているところであります。

次に、新青梅街道の拡幅事業の進捗状況についてであります。東京都北多摩北部建設事務所によりますと、上北台1丁目から神明4丁目までの第一工区の用地買収率は平成28年度末で約24%とのことであります。

次に、西武鉄道が自社用地で進めた開発計画についてであります。西武鉄道に確認したところ、ステーションビルの計画は完全に中止になっているわけではありませんが、当事業化の予定はないとのことであります。

次に、商業ビジョン報告書における地元商店街の活性化についてであります。東大和市商業ビジョン報告書につきましては、東大和市の商業振興の指針となるよう平成元年3月に東大和市商工会により策定されたものであります。

商業環境につきましては、時代の変遷とともに大きく変化しておりますことから、過去の実績を踏まえた上で、東大和市商工会、商店街及び市民の皆様と協働して地域の活性化を進めてまいりたいと考えております。

次に、新堀3丁目ゆりのき通りの信号機設置についてであります。当該地点の信号機の設置につきましては、道路形態、交通量の状況などにより現在まで設置には至っておりませんが、毎年東大和警察署を通じて東京都公安委員会に要望しているところであります。

次に、芋窪地区の東大和武蔵村山線の信号機についてであります。東大和警察署に確認しましたところ、当該交差点につきましては歩行者横断用の信号機であり、南北の路線から当該交差点内に進入する車両に対してのものではないため問題はないということであります。

なお、十字路の交差点としての信号機設置につきましては、市民からの御要望や現地の状況を踏まえて、毎年東大和警察署を通じて東京都公安委員会に要望しているところであります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○7番（関田 貢君） 説明どうもありがとうございました。

では最初に、私は東大和のまちづくりについて、東大和は魅力あるまちづくりにはどうしても私は東大和の駅前開発、そして自然が北側にある狭山丘陵の武蔵村山貯水池の水がめ、東京都の水がめになっていると、それを背景にしたまちだということで、東大和はどうしてもこの南の表玄関をきちっと整備する必要があるということで私はこの問題を今回取り上げました。

この問題は、東大和市の基本計画、あるいはもとへ戻すと基本構想の20年の中でも南街のこの都市開発の位置づけが明確ではないんですね、都市計画、この問題は、一番最初に都市計画の基本構想が発表になり、そして基本計画において10カ年の計画になる。そういうときに、私はこの東大和は、過去に、平成の元年前後で非常に調査が横行しました。横行したっていうより、それだけ時代の変化が激しい時代で、まちの変貌も一番激しいときだったんです。ですから、調査も1,000万から3,000万かけてその時代は行われたと。

そのときの資料と、やっぱりその当時の資料を実現するために今日の基本構想とか基本計画が継続して、整

合性を持って、実現のためにという、整合性の話にはちょっと欠けているのではないのかなと私は思うんですが、そのここに書いてある1,236万からかけたこの南街地区のこういう計画書、これは非常にいい計画書ですよ。これを実現するということについて、今までの皆さんの答弁でいくと熱意がないですよ。東大和の駅前の、この当時、後で触れますけれど、東大和の駅前の開発のとき、東大和の表玄関と言ったのは行政なんですよ。そして、西武ができないからできないんだという言い方なんですよ、皆さん。

しかし、東大和市は表玄関の、今私がもう30年からたとうとしている駅前は使い勝手が悪いと。そして、駅前の状況は駅前にふさわしくないと、環境が悪いというふうに今言われてますよ。私のところへ来ているのは、まず手洗いの、もうあれは30年、駅前で一番玄関にある手洗いが、ああいう低いところに手洗いがある、においが逃げるわけないぞと。あれは高台にあつて、流れをよく勾配をとってということで手洗いの問題、そしてケヤキの問題、ムクドリ対策は毎年、ムクドリの対策をやってる。あれはケヤキを伐採すべきですよ。そういう伐採をするかしないかっていうのは、やはり駅前開発をもう一度見直して、駅前の出入り口、バスの流通、交通網の結節点も非常に悪いと言われています。

ですから、今度はそれを桜街道と含めた駅前の駅広計画を再構築するというので、もう西武を待ってられないですよ。西武にいじくり回された。そして、東大和は単独で開発する28の地区計画ってやるべきですよ。この南街地区の皆さんは再開発で、このときの市民調査で77%ということで再開発に興味があるということでアンケートに答えていますよ。そういうアンケートを促進しなければいけないと私は思うんですが、これは皆さん、南街地区都市総合再開発促進計画の報告書をどのように理解していますか。お願いします。

○都市建設部長（直井 亨君） 東大和市駅周辺地区につきましては、市長の答弁でもございましたとおり、東京都が決定いたしました都市再開発の方針において誘導地区に指定されております。

まず、この誘導地区の都市計画上の位置づけについて説明させていただきたいと思いますが、都市計画の再開発方針には、計画的な再開発が必要な市街地として、市街化区域内に1号市街地の区域と計画事項を定める必要がございます。

東大和市におきましては、南街、向原、清原の市南部地域約190ヘクタールと、上北台、立野、芋窪、蔵敷の市西部地域約67ヘクタールが1号市街地に選定されております。また、この1号市街地のうちで特に一体的かつ市街地の再開発を促進すべき相当規模の地区を再開発促進地区とし、整備または開発の概要を定めます。東大和市では立野1・2丁目約34.4ヘクタールが促進地区に選定されております。誘導地区は促進地区には至らないものの、再開発を行うことが望ましく、効果が期待できる地区であり、東大和市駅周辺地区は誘導地区に指定されてございます。

そうした都市計画の位置づけがあることから、御指摘の地区において、今後、地域におきまして再開発の機運が盛り上がってくれば、市としても再開発事業について検討していく必要があると考えております。

また、都市計画道路のうち3・4・17号線については、平成28年3月に東京都と特別区26市2町で定めた東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）におきまして、南街5丁目から6丁目の570メートルが優先整備路線に選定されており、市では本年度から測量をするなど事業化に向けて取り組んでいるところでございます。この570メートルの区間の事業が完了した後は、御指摘の桜街道から青梅街道までの間の事業化をいかにするかが課題になるものと認識しております。

御提案の市街化再開発事業とあわせて、都市計画道路を整備することも一つの手法として考えられるところでありますが、単独買収と比べて関係地権者がふえることもあり、どのような手法で事業化していったらよい

かは地元地権者の意向も踏まえ検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） その計画は、今部長の答弁した計画は、僕みんな調べてわかっていますけれど、私はね、この南街の地域の77%の人がこのアンケートに協力して、再開発してほしい、それから興味があるとアンケートに答える。こういう再開発事業を、やっぱり東大和の駅前は土地を買収したんですから、西武の土地を、そして駅前の空気をつくったその当時で非常に駅前の整備が大きく変わるだろうと、個人開発ではだめだと。それで、平成元年には商業ビジョンも、商業ビジョンは市が3,000万の補助を出して、専門家の皆さんに商業会から見た東大和のまちづくり、駅前の拠点方式ではだめだと。2核構想、あるいは2核構想では駅前の大和通り商店街だけだからだめなんだと。そして富士見通りを通過して3極構想、そしてもっと、旧でいけばダイエー、そして今はイトヨーカドーとかあるいはヤオコーとか、新しい拠点ができております。そういうようなまちづくりがガイテキから押し寄せてからやる事業ではないと。私は行政が率先してまちづくりの主導的な役割を僕は担うべきだと私は思うんですね。

この計画書をつくった当時、この地域では小平の花小金井の駅広計画が、この東大和が発表したときにもう計画されて、今実行されてます。所沢の駅周辺整備計画、あるいは西国分寺南口駅広計画もこの当時です。そして、この質問の終わるころには、東村山市が1.6ヘクタールを駅前地下1階、11階建てが26年間かかって完成しているんですよ。

ですから、僕はこういう計画はすぐできるわけじゃないから、行政が市民にこれだけの開発を期待しているとされているわけですから、私は西武の土地をさわることなく、桜街道の街道を拡幅工事を、住宅内を通るわけですから、それを面的整備すると中心に28ヘクタールあるわけですから、面的整備をして、そして民間の力をかければいろんな構造ができ上がってくると私は思うんです。今の状態でいっても、その当時、平成元年の商工会のビジョン見ても、個人財産の集約ではいけないと、共同店舗をつくらなきゃいけないと指摘されているんですよ。ですから、今度南街の地区計画の、南街地区の土地総合再開発の促進計画の報告書でもそのようになっているんですよ。

ですから、終戦後、こういうふうに平和事業の東大和は中心になっているけれど、まだ南街5丁目、6丁目は終戦後のままの社宅がまだ残ってるんですよ。やはりそういう社宅がまちづくりにやっぱり大きく変えていかないとはいけないと、私は思うんですよ。

ですから、そういうときに、市長、こういう起爆剤が調査報告書であるわけですから、市長がリーダーでこういう再開発事業を進めて、東大和の駅前の面的整備をしていくんだということを市長がみずからアドバランを上げて、じゃ実際この地域をどうしたらいいんだということを調査検討を実現できるような調査実現を市長が音頭をとるべきだと私は思うんですが、どうですか。

○都市建設部長（直井 亨君） 私は東京都におりましたときに、民間開発課長と申しまして、再開発事業を担当する課長をしておりましたけれども、再開発事業と申しますのは、単純に興味があるだけでは事業は進みませんで、組合再開発の場合は3分の2以上の地権者の同意が必要になってまいります。そうした点におきましては、地元の盛り上がりということが一番重要でございます、当該地におきましては道路の整備が4メートルの道路が主でございます、一部にはいわゆる42条2項道路という幅員の狭い道路もございますけれども、23区内の木密地域に見られますような無接道の敷地が多数あるような地域ではございません。こうした土地におきましては、行政も積極的にかかわって再開発事業を行っていく必要があるというふうには考えますけれども

も、当該地におきましてはそういうようなところではない。

ただし、東大和市におきまして非常に重要なところでございますので、そうした地域におきまして、地権者の皆様が再開発事業を行おうということで勉強会を行ったり準備組合を結成していくということになりました場合におきましては、再開発事業につきまして市としても進めていくということで協力してまいりたいというふうには考えておりますけれども、現時点におきましてはまだそういう時点には至っていないのではないかとこのように考えております。

それと、先ほど申し上げましたけれども、3・4・17号線が内部を通過することになりますので、この事業化につきましては、再開発事業と並行して行うということも考えられますので、そうした場合に再開発事業で行うのか、それとも単独買収で行うかにつきましては、先ほども申し上げましたけれども、地元の地権者の意向も伺いながら検討させていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時33分 休憩

午前10時43分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○7番（関田 貢君） 先ほどの部長の答弁で、開発とかそういう手法の順序の説明はよくわかります。しかし、私は市長さんに言いたいのは、こういう開発のすばらしいこういう報告書が何で活用されないのかなど。こういう報告書が、この当時、東大和は本当に駅前開発やるチャンスだったんですよ。こういうチャンスを、私は先ほど市民の地権者じゃなくて、駅前を利用する皆さんあるいは市民、そういう意味合いからして、この東大和市のこの調査をされた調査区域が57.8ヘクタールの区域の中で誘導地域があるわけですね、28ヘクタールが。しかし、こういう地元の調査が約1カ月も行われて、77%のものがまちづくりの参加の意向があるというデータ報告をまとめていらっしゃるんですよ。こういう報告書をきちっと積み重ねてこない、これがいろんなところへ波及効果するんですよ。これが駅前の開発。そしてもう一つ、よくまとまっているのが、東大和市の駅周辺整備計画報告書っていうのもあるんですよ。それともう一つは、東大和市の土地利用計画。この土地利用計画と並行して東大和市周辺地区の整備計画立案調査を行ったものだというのでこの報告書ができ上がっているんですね。

ですから、この課題は、東大和市の駅中心にこの商業地域として、商業地域を整備しようよと、そして住宅地として居住環境の整備しようよと。そして、地区整備の基盤としての地区内の道路整備もやりましょうよ。そして、4番目としては、交通機能として都市計画道路の整備または交通結節点としての東大和市駅バスターミナル等の交通施設の整備を挙げてこの提案、報告書ができ上がっているんですよ。

この当時でも、駅前整備計画の図、見たことありますか。この整備計画はバスの流れが非常によくできているんですよ。今の駅前は使い勝手が悪いんですよ。だからいろんな苦情が来て、今はもう駅前の道路も悪臭対策言われ、ケヤキでムクドリ、ムクドリの対策で駅前は皆さんにふん公害で市民に迷惑かけてる。こういう環境をいつまでも続けてるっていうことがおかしいですよ。やはり駅前は環境改善をきちっとするということに、やはり東大和の持っている土地、駅前の土地と桜街道の道路と、そして今度は誘導開発かける28の面的整備を一緒に合わせた基盤整備をきちんとここですれば、面的整備を行政が手を挙げてやって、民間の力をおかりした

ら、ここはどういうものが立案ですぐれてるのか、こういう計画書のもとになって、これは現実こういうものができて、市民にサービス提供できるのかということが検証すればいいんですよ。そのことについてどうですか。

○都市建設部長（直井 亨君） おっしゃるとおり、東大和市駅前に大きなビルができれば、東大和市の顔となりますので非常に好ましいことだというふうには考えます。

ただし、再開発事業を行うことになると、そこに住んでいらっしゃる地権者の方が、今まで戸建てに住んでいた方が共同住宅に入らなければならない等、非常に権利の変動が生じます。当時、興味を持っていらっしゃる方はいるかとは思いますが、現時点においてそういうことを本当に望んでおられるのかということについては不明でございまして、それと、当時と経済事情が相当異なっているというふうに考えております。当時は地価のバブル等があった時点だと思いますので、現時点とは相当異なっておりますので、事業の採算性等につきましても現在は相当異なるのではないかというふうに考えます。

そうした中で、再開発事業は本当に行えるのかどうか、地権者の方が本当に望んでおられるのかどうかということについては、現時点では相当の時間がたっておりますことから、変わっておられる方もいらっしゃるんじゃないかというふうに思われます。

そうした点で考えますと、やはり地元の方々がそうした再開発事業を行っていききたいのかどうかということが一番重要なこととございまして、そうした地元の方の盛り上がりがあれば、先ほども申し上げましたけれども、再開発事業につきまして市としても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） この地元の意見が盛り上がりたというお話が、部長、非常に僕は行政がそれはリードすべきだと私は思っていますよ。市民が盛り上がるということについては、個人財産の持つる地権者と行政が音頭をとるとやり方が違うんですよ。これは地権者が駅前ですら、これは何年たっても東大和は現状のままだと思います。誰かが開発のをこ入れをして、こういう事業が本当にやりたいんだと。だけど、賛成する人、反対する人いるでしょう。しかし、それをまちづくりのために東大和はこう変えていくんだと。東大和と同じ歴史を持つ立川の駅前開発見てくださいよ。駅前開発はもうビルがある、デパートの中は4回も変わってるんですよ、この60年間、終戦後、立川駅前です。そのくらい、10年スパンあるいは15年スパンでビルを建て替え、移転しということで、やっぱりそこに大きな力で経済が動くということもあるでしょう。ですから、この東大和で槌音をさせる大型開発を、再開発とはどっかでやるといったら、上北ではできなかったわけですから、今度はこの東大和駅前の面的整備はぜひ僕はやっていただきたいと思うけれど、市長はその開発、大きな提案はやはり市長が提案しないとこれは動かないですよ。市民が陳情、請願でやってくださいというのとわけが違うんですよ。どうですか。

○都市建設部長（直井 亨君） 先ほども申し上げましたけれども、23区内の木密地域におきましては、無接道の宅地が多数あるなどなかなか建て替えも進まなかったりしているところがございますので、そうしたところにおきましては、行政も再開発事業に積極的に関わっていく必要があるというふうに考えますが、東大和市駅前につきましては、先ほども申し上げましたけれども、道路が、幅員が十分にあるとは申せませんが、無接道の敷地は基本的にないというところがございますので、そうしたところにおきましては、行政が積極的にその再開発、強制的にやるようなものやっというふうなことはなかなか難しいというふうに考えております。

都内におきましても、再開発の都市計画決定をしても10年以上事業が動いてないところもございます。こうしたところは地元の方々の合意が得られないから事業が進まないといったところもございます。

そうした点におきましては、やはり地元の方の機運の盛り上がり、それとやっていきたいという気持ちがあることが一番重要だというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） わかりました。ぜひ、駅前開発の時間ばかりに費やすわけにいかないの、今の部長の言われたこともわかりますけれど、ぜひ駅前開発は現状のままじゃなくて、促進をできるように市長部局も検討していただきたいと要望しておきます。

次に、都市計画道路であります。

都市計画道路については、私が何年前かに質問したときに、今のこの事業ペースではあと9年かかると、この平成27年度で大丈夫なんですかという質問をした時期がありました。そして、その質問のした時期の完成目標が平成27年度と計画は東大和市の都市計画道路基本計画案に示されてました。

この計画内容について、今は実現はできてないわけですから、当然この事業変更を行われて、この事業変更の中身をどのように計画を立てて、何年度をもって終了するような計画に変更されてるのかお伺いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画道路のスケジュールということですけど、都市計画道路の全区間が完了するという、そういうスケジュールというふうにちょっと前提でお話しさせていただきたいと思います。

昭和36年に決定されました都市計画道路、9路線ありまして、その総延長は約25キロということになっております。そのうち67%に当たります約17キロメートルが施工済みとなっております、今現在未施工部分は約8キロメートルというところになっております。

都市計画道路の整備方針というのを28年の3月に東京都と特別区、26市2町で共同で策定しておりまして、その中の第四次事業化計画におきましては、平成37年度までに着手すべき優先整備路線としまして、市施行では3・4・17号線、これは現道と重なる部分の約570メートルでございます。それからあと3・4・26号線、これはハミングロードをずっと北に行きますと新青梅に当たりまして、その新青梅から北側の約410メートルの区間になっております。また、都施行では3・3・30号線、旧青梅街道以北の区間、それから新青梅街道の歩道の拡幅部分、そこが位置づいております。

この4路線のスケジュールは今後10年以内に着手するというスケジュールが定まっておりますけれど、これ以外についてスケジュール今定まっております。したがって、今その全部の路線がいつ完了するかというのをお話できる段階ではございません。

以上です。

○7番（関田 貢君） ございませんって、そういう答弁はおかしいと思うんですよ。だってここに皆さんが、東大和の計画、都市計画道路の基本計画案で自分たちがこういう目標を持って、完成目標は27年度と発表してんじゃないですか。これは変更しなきゃいけないだよ。皆さんの計画書はこのままになってるんですよ、じゃ。今言われたのはそこから進行してるわけですよ。進行してたら、この基本計画案の現行は平成27年度の発表されたままになってるってことですよ。私はそれを今の計画は10路線、そんなのわかってますよ、これから計画は細かく質問していきますけれど。しかし、それができない理由っていうのが、やはりこういう基本計画を目標をきちっと定めてないからおくれおくれになってるんですよ。それをおくれないようにするにはどうしたらいいかっていう、これから質問しますよ。

道路計画っていうのは、人間の体でいえば動脈なんで、血液なんです。そういう一番大事なところがお金がかかる。だから100年の計画だって確実に着実に進める。国の予算、国会議員を使い、あるいは都会議員を使い、東京都の予算、そしてそういう予算を使って地元へ持ってきていただいて、計画どおり着実に執行するという段取りを踏まない限り、市の単独事業じゃできませんよ、この事業は。そういう事業なんで、きちんと計画を持って、目標年次を決めたら、おくれたらなぜおくれたのか、そうしたとき国会議員にお願いするとか都会議員にお願いして、そういう国予算、都の予算、そして市の一般財源の予算がそこで十分補填できるのかということをも十分検討しなきゃいけないんですよ。違いますか。

○都市計画課長（神山 尚君） 今市では3・5・20号線のほうに鋭意取り組んでおりまして、おかげさまで来年度の築造をもちまして事業が完了するような見込みを持っております。それが終わりましたら、間をあげずに3・4・17号線のほうに取り組んでいきたいと思っております。

やはり議員おっしゃいますとおり、財源のほうも相当かかりますので、国庫補助、それから東京都の補助をいただきながら整備を促進していきたいという、そういう立場でございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） ですから、今この優先順位の話でこういうふうに具体的に、新青梅街道、立川1号線、3・3・3号線の青梅街道以北、これは都の南北道路の新青梅街道から青梅街道、都施行が終わりましたよね。そしてあと、都施行の仕事として、あとそこから貯水池の上堰堤のどこまで都施行の仕事があるということは私はわかっていますよ、それは東京都がやる事業ね。そして、東京都がやる事業としては、先ほど言われましたこの新青梅街道の歩道拡幅計画、これがもう27年に完成するというので、これもおくれおくれ、1,080メートル残ってるわけですよ。狭山前から東村山境までね、これも東京都の施行事業ですよ。そして、都の施行事業でこういうふうをお願いして、都の施行事業と市の事業が、今かかっている事業ということでは、大和武蔵村山線の一次終わって、あと残り、東京都がつくってくれた南北道路の接道が一部未完成で今土地買収してるんだろうと。その20号線の一部が残って、そして、今度は初めて桜街道の17号線の、先ほど部長答弁ありましたけれど、570メートルが調査委託が始まると。これも三次計画では、ここは570メートル終わってなきゃいけないんですよ。だけれど、そのときに予算がつかなかったからおくれおくれになってるんですよ。

ですから、こういうおくれが平成27年度の末にできる予定ができないという理由になるんだろうと。こういう理由をきちんと説明しないと、ただおくれてます、目標がわかりませんじゃ、だってここに書いてある、皆さんが書いてある計画書が27年度で終わると目標年次を定めてる。計画ない事業なんてないですよ。やはりけつをきちっと決めるから27年度までに終わらせなきゃということで、そういう報告を、ちゃんと予算もつけ、そしてこの事業は終わらせなきゃという使命感がないからずずずずらになっちゃうんですよ。

こういうことにならないためには、今こういう国、都の補助金に対してはすごいチェックをして、それに携わる国会議員や都会議員にもよくお願いし、補助金についてはきちんと補助金をつけていただかないと、東大和のこういう行政でこういう大きな事業をやるというのは促進は難しいですよ。だから、東京都、私たちが都へ国へ行ったときには、大和、三多摩が一番の原因は、東京に向かって東西道路は大分進んできていると。しかし、三多摩では南北道路が一番おけると。それで、多摩川を渡る架橋の問題を倍にふやしますと。そして、倍にふやすその架橋の平行して、そこに南北道路が抱えている各市町村は都施行にやりますと格上げになったじゃないですか。そういう格上げが今のモノレールの北進、そして貯水池まで予定されてるのがそういう事業で、計画決定になってるんですよ。ですから市は助かってるんですよ。そのほかに、市は単独でやらなき

やいけない事業として、今手をつけてるのが20号線、大和村山線と、これから手をつけようという桜街道でしょう。そうなるでしょう。

だから、こういうふうに手をつけようとしたものと、今20号線、これからあと残り少ないことをやらなきゃいけない事業、そして新青梅街道の都の施行、これを確実に促進してくださいよ。それぞれのセクションが促進して、それは何年度ということとはとくに期日は過ぎてるんですよ。平成27年と私の記憶では思っていて、1,080メートルですから、それは促進できるように努力していただきたいと思いますが、どうですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 失礼しました。

先ほど議員がおっしゃられたのは、恐らく都市計画道路の整備方針の第三次事業化計画のお話かと思います。第三次事業化計画につきましては平成18年に策定されまして、平成27年までに事業化していく着手を目指すと、そういう計画でございます。その計画には、先ほど議員さんおっしゃいましたように、3・4・17号線が載ってございましたけど、結果的には平成27年までには着手できなかったというような状況でございます。

今現在3・5・20号線のほうの完了のめどが立ってますんで、そちらについては早期に着手して事業を進めていきたいと思っております。

また、東京都の事業でございます新青梅街道につきましても、今第一工区、東大和市の上北台から武蔵村山の神明あたりですかね、そこまでやっております。東京都さんのほうでも用地部隊をつぎ込んで鋭意努力しているというお話も伺っておりますんで、こちらにつきましても整備の促進を改めて要請していきたいと思っております。

以上です。

○7番（関田 貢君） そういう都市計画道路を進めるためには、私は意図して、先ほど言ったように市民の協力をお願いしたい。先ほど地権者の話を、決まった地権者には協力する、用地買収の説明とか、そういうのは当然当たり前なことなんだけれど、その地権者以外にその周辺住民あるいは都市計画道路がここがあればいいなど、そういうときに早く促進してほしいなというときに、都市計画道路が今ほとんど残り30%近くになっているのが清水・狭山地区、そして芋窪地区が大半です。ほとんどが都市計画道路が先が見えております。ですから、私はそういう周辺住民のところに一日も早いそういう広報活動をきちっとして、遅延なく土地の買収とか用地買収のこと、あるいは測量とかというのを市民の協力を得られる環境づくりを行政がしないと、これはまた遅延、遅延で事業が進まないですよ。

私は、そういう遅延事業はやはり市民に広報を徹底して、都市計画道路の必要性、そしてここには都市計画道路が通るんだから、用地買収が来たり、あるいは地域の測量が来たときには積極的に協力していただいて、その事業のおくれを取り戻すというようなことをしないと、地域計画では、27年度都市計画が終わるというふうに市は計画発表しているわけですから、それが終わらないで、今日30%残ってるっていう、こういう事務方の書類の中に残ってるわけですから、そういうことをやはり整備促進をしないと私はいけないと思うんですが、どうですか。

○都市計画課長（神山 尚君） 議員さんおっしゃいますように、あらかじめ都市計画道路のどこに入ってるのかとか、そういうお話を市民の皆様にはPRしていくということは、着手したときに事業がスムーズにいくという点で有効かと思っております。

また市では、事業化が決定した段階では、道路予定地に事業実施の広報板などを設置するなどして周辺の皆様への周知と理解を求めています。また、先ほどもちょっと申し上げましたけれど、都市計画道路、どの辺

に入ってるかとか、そういったものをホームページなどでPRしていくというのは、そういう手法もあるかと思いましたが鋭意ちょっと研究していきたいと思います。

以上です。

○7番（関田 貢君） ぜひ努力して、促進できるような環境づくりは僕はぜひしていただきたいと要望しておきます。

次に、今度は新青梅街道の芋窪地区の拡幅事業の進捗についてと、平成28年度で24%と、上北から大和の地区は、それと76%というのはまだ地権のあれを、大和の地域ではめどが立ってないっていう解釈でいいんですか。お願いします。

○都市計画課長（神山 尚君） 北多摩北部建設事務所によりますと、28年度末の買収率が24%ということでございまして、残りにつきましては、北多摩北部建設事務所のほうで鋭意取得に努力しているということでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） そうしますと、今の努力していますというのは、完成についてはどのようなことで計画を立ててるんですか。

○都市計画課長（神山 尚君） こちら第一工区につきましては、事業認可は平成23年の12月にとっております。それで、たしかちょっと、認可区間が5年ぐらいだと思いますんで、そろそろ多分延伸のころだと思います。具体的な終わりの年度というのはちょっと今うかがえる状況にはないというところでございます。

以上です。

○7番（関田 貢君） この都市計画道路の拡幅は、30メートルにするということについてはもう平成24年度、2月22日、大和あるいは23日には武蔵村山で説明会が終わってます。この都市計画道路が拡幅される暁、この暁には都市モノレールを早くそこに通したいという願いも込められてると私は思うんですね。ですから、東大和市でこの都市計画道路の計画について、東大和市はそこにまちづくりということで地区計画を、芋窪6丁目に地区計画の整備計画もこういうふうに出してるんですね。そうしたときに、この都市計画道路、東京都施行の道路にやっつて、地区計画の話は僕は畳み込んで説明をするんですね、皆さんは。

こういうふうに行行政の人は頭がいいからこういう能力がついていけるんでしょうけれど、この買収事業に携わった地主さんは大変なんですよ、これ。地区計画をかけられて、そして自分たちの道路拡幅で30メートルの用地買収に応じて、それで次にこっちの地区計画を説明されたときに、これを東大和のメリットっていうことは、地区計画を立てる必要は僕はないと思う。まずは事業促進をして、30メートルの道路を東京都施行で早く改修していただく。それで東大和の30メートルの幅員道路の拡幅事業を早く終わらして村山にバトンタッチする。そして、村山が神明町4丁目まで1.1キロをやるという話で、そして残りの6.7キロについて、瑞穂まで、第三次事業計画で発表になってるわけですよ。

ですから、この都市計画道路を早く済ませるっていうときに、いろんな手法をそこに盛り込むというやり方は僕は得策じゃないと、誤解を招くと私は思うんですが、事務方の考えはどうなんですか、ここは。

○都市計画課長（神山 尚君） 都市計画道路、新青梅街道の事業促進ということで御質問いただいています。

今新青梅街道の沿道にロードサイド型の店舗等建っておりますけれど、新青梅街道の事業化によって用地買収されますと移転等が必要になってきます。そのときに、新青梅街道の道路端から準住居地域という用途地域が指定されておまして、比較的土地利用ができるような用途地域でございますけれど、そこが用地買収にか

かりますと準住居地域の面積が少なくなりまして、建て替えではうまくいかないというふうになります。

したがって、用地買収後の建て替えもうまくいくような形で用途地域を変更をかけて、沿道の土地利用がしやすいようなそういう変更をかけておりますので、私どもが今回行いました地区計画、それから用途地域の変更は道路の買収の促進のほうには寄与していくんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

○7番（関田 貢君） 寄与してるんだったら、24%の数字はもうとっくに100%になってなきゃおかしいんじゃないですか。そういう協力がなければ、東大和の土地の道路拡幅はうまくいってるのかっていうふうに市民が思うわけですよ。24%といたら、うまくいってると評価できるんですか。それ、事務方の評価がおかしいですよ。こういうふうに混乱があるから進まないんじゃないんですか。確かに土地買収にはそういう問題が発生するんですよ。土地を売ったらこの残った土地が有効に使えなかった、じゃ移転するとか、いろんな問題が出て、私はこの2カ所相談を受けてるから、この人はわかってますよ。一人は大和に住んで、土地が使えないからもう村山へ越しちゃいましたよ。そういうふうに積極的に土地の拡幅に協力してる人から見れば、何だ関田さん、まだいまだに大和はほかの人たちは土地協力しないのかよと、こういうふうになるんですよ。

ですから、ここの土地の開発の進め方、東京都施行だったら東京都施行できちっとやってもらうのが先ですよ。そして、武蔵村山の神明4丁目までバトンタッチ、渡す、それで神明から今度は瑞穂の6.7キロの土地拡幅事業をやると。それを早くやらないと、モノレールの事業がその後に追いついてくるんですよ。そういうことが、東大和の動き方は遅いですよ、そんなことやってると。もう新聞報道でモノレール計画が東京都で予算で決議されたんですよ、積立金。そして、その積立金が都の事業で乗って、そして武蔵村山は新年度事業で調査委託としてモノレールの関連事業として一般会計に8,850万円、そういうふうはこの事業を市もこういう計画で先取りをやるんですよ。東大和市は東京都のニュースとか、そういうニュースにおくれをとってるんですよ。もう少し東京都の議会の動きがこうだったら、東大和のそういう関係する都施行の事業についてしっかり働いてもらわなきゃいけないと私は思うんです。

こういうように、この後、もう拡幅の話じゃなくてモノレールが通るんだよという、市民はお願いしてるんですよ。それを拡幅でまだ東大和は25%だなんて言ってるって笑われますよ。東京都が都の新年度予算で6路線の事業に向けた調査費として8,000万円が東京都で可決されたから、武蔵村山は上北台、箱根ヶ崎の事業化に向けた調査費を武蔵村山も発表したっていうことになるんです。みんな関連があるんですよ、こうやって。東大和市が土地の拡幅を早くしてあげないと他人に迷惑をとということになるんです。25%で今までやって努力してます、それで地区計画で網をかけてますと、こんなことやってるから、事業の説明ばかりやってるから事業の本質がおかしくなっちゃうんですよ。東京都の事業ったら東京都の事業、きちっと、上部団体ですから、お願いして早く終わらせて、その後、いろんな障害物があつたときには地区計画の網をかければいんですよ。ですから、同じところは同じように人を集めて、同じ人が何回も来たら迷惑ですよ。

ですから、都市計画事業は都市計画事業で東京都にお願いして、東京都事業を速やかに、地方自治体も応援してその事業が早く進むように協力し、そして事業の拡幅が終わったら、その事業の拡幅の後、都市モノレールが延伸ができるように促進をするという時代に来てるんですよ。その辺について、市長部局、どう考えてるんですか。

○都市建設部長（直井 亨君） 地区計画の決定につきましては、地区計画を決定することで、先ほども課長から申し上げましたとおり、用途地域の変更等も行っておりまして、これは都市計画道路事業に寄与するものと

いうふう到我々は考えております。

それとあと、24%の数値でございますけれども、24%というと確かに低いように思われますけれども、この詳細について、北北建に我々聞いておるわけではございませんけれども、その中には都営住宅の用地なども入っております、あそここのところにつきましては、今年度になりましてから都営住宅の取り交わしを行っていると思います。それで、あそこについては単純に所管がえがまだ済んでないといったようなところがあるのではないかと思います。そうした点で24%という低い数値になってるのではないかというふうにも思いますので、所管がえができるようなところにつきましては特にそれほど問題になるとは思いませんけれども、数値的には全体について24%という数字にそういった点でなってるんじゃないかと思しますので、着々と事業が進んでいるんじゃないかというふうには考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 新青梅街道の拡幅事業については、神明4丁目の1.1キロの道路拡幅事業は、当時の関係する拡幅事業については一日も早い事業促進をして、次のバトンタッチができるようにこの促進事業を早めていただきたいと思ひます。24%という数字は100%になるように努力していただきたいと思ひます。

それと、今度は西武鉄道の敷地開発で、過去に駅ビル12階建ての計画が発表されたということで中止になった現在、どのように考えてるかという、先ほどの答弁では、ステーションビルは中止ではないが、完全に中止はなっていないんだという答弁ですけれど、私はもう西武鉄道の開発は、これは市がタッチできる中身じゃないですよ。最初から市は外に置かれてるんですね。

この東大和の歴史を、ちょっと西武が東大和のかかわり合いは、西武鉄道があそここのところへ高架線になってから、青梅街道から東大和市駅になって、そしてあの開発したときに、東大和市は開発に手を出せなかったということは事実あるんですね。東大和は駅前の土地を買っただけなんですね、1年、5%として5年かけて買ったわけですから。ですから、そのときの駅広計画は、あれは鉄道計画の中で8,000坪もある西武の土地を開発計画したのは東京都の仕事なんですね。市は開発計画は2,000坪以下じゃなきゃ開発できないんですから。

ですから、東京都の事業計画の中で、駅ビル計画は全て全協で報告になったっていうのはそのことですよ。ですから、全協で報告にならなかったのは、東大和の駅前広場が、5年月賦で買った昭和60年、33年前に駅広計画が始まったんですよ。それで、それが、これが市が土地を買って駅広計画をつくり、そして63年には駅ビルの5階建てが発表になったんですよ、63年11月に全協でね。そして、その後、平成3年に12階建てのビル変更の発表があり、そして平成4年6月17日までが、12階建てのビルができるときに、中廊下というんですかね、駅と同じ高さのコンフォートというんですかね、あそこに市の行政コーナーが150平米できるというのがそこで明らかになったんですよ。

ですから、そういう流れで西武の大開発の中で東大和は手が出せなかった。そして、今いろんな建物が、スケートリンクからできて、今建てて、駅ビル計画が今度は2,000坪以下になりますから、今度は市の2,000坪以下の開発行爲だから今度は市がお手伝いができる、市に届けがなければ許可ができないというシステムになるはずですよ。

ですから、そういう駅ビル計画で西武で誘導されて、この何十年間、西武の駅前開発ができなかったわけですから、今度は私は、この先ほどの言ったこの南街の地区計画、南街の総合計画を持って商業ビジョンとあわせて今度は面的整備、28ヘクタールを誘導地域の中で面的整備で開発を方向転換をしていくべきだというふ

うに私は思います。ですから、西武の問題はもう今まで全協で聞いてきて問題点はもうわかってますから、この西武の土地を当てにするのではなくて、市が買った駅広から含めて、桜街道の道路あるいは面的整備の28ヘクタールの誘導地域の面積を面的整備にして駅前再開発を、大型開発を僕はのろしを上げるべきだと私は思うんですが、市長さん、どうですか。

○副市長（小島昇公君） 駅前の大規模な開発をという御提案でございます。

現在の時点でそういう計画を持ってますよというところではございません。西武についてはもう諦めたというお話もございました。当初プリンスホテルをつくるという話がありまして、非常に市としては表玄関が整備されてということで期待したのも事実でございます。今も西武からは役員の方が来ていただく機会がございますので、東大和市の観光事業をということで、いろんなところでいろんな施策を進めているわけですが、一番大きなネックというのが、やはり宿泊施設がないというのが大きなネックだと思うんですね。市へいろいろな方に来ていただいて、来ていただくけども泊まる場所がないというところで、余りお金を使うことなくほかへ行ってしまうと、それが一番ネックだと思っておりますので、あそこにホテルをつくってほしいというのを西武の方が来たときには忘れることなく必ずお願いしてるんですね。

ですから、計画は完全に中止になっているわけではないというお答えをさっき担当のほうからさせていただいてますし、市長からもお答えをさせていただいてますけども、中止になっているわけではないので、何とかそれをつくってほしいということは引き続きお願いをしてということ御理解いただければなど、今大規模な駅の開発をというところまでは考えてございません。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 大開発というのはアドバルーンですから、そういう気持ちで駅前開発をしないと、今駅前もつくってから30年たとうとしてる。それで30年の中でああいう木を植えてみて、ケヤキや桜を植えてみて、ムクドリ被害に遭って市民はいい迷惑をこうむってると。そして、過去にも手洗いの建て替えの時期に来ていたということも提案しました。そういうことを一掃するためにも、駅前のバス結節点の路線をもう一度、市が買い求めた広さ、駅広の土地と桜街道の土地、そして28ヘクタールの誘導地域、これは桜街道の今度は住宅街に通る、それから南側の平面の面積ですから、そういう面積を使ってこういう民間の活力をおかりして駅前を整備したら私はいいと思うんで、それを要望しておきます。

次に、商業ビジョンの報告ということで、この3核7拠点報告ということで、これ地元商店街がということで、行政が3,000万も応援して、商工会の皆さんが東大和の商工の発展のためにということで商業ビジョンの報告書をつくったわけですね。これは平成元年のときですよ。ですから、この元年のときの問題点、行政が、先ほど南街駅前の問題点とほぼ同じなんです。ロードビジネス的に大和通りが開けているというのは、個人の財産で面積が狭い、それを商工ビジョンでは共同店舗をつくることというようなことを提案されてますよ。ですから、そういう商業ビジョンと市の行政の商工行政が相まっていかないとこれは成功しないんだと私は思うんですね。

ですから、そういう意味でこの3核構想、これは昔は拠点方式で、駅前を拠点と言ってたんですよ。そして、南街交番の入り口、ここを2核構想で、あそこを何とか栄えさせようという話、そして回遊という言葉が生まれて、それでダイエーさんのほうへ回遊でお客さんがこの大和を回るような回遊の顧客をつくらうということで3核構想というのがこれが骨格なんです。

それで、その当時、東大和市のところには、あそこは2核構想で、何か商店街の構想だけじゃ弱いというこ

とで行政があそこで市民ホールを、都営団地の中に空き地に市民ホールをつくって2核構想論の中で客を誘導するといった地域の商店に結びつけるという話をやってきたわけですよ。それが2核構想、3核構想なんですね。

ですから、そういう継続性、商業ビジョンの計画書から行政がどういうふうに学んで、その中をどう生かそうかと、こういうふうにしたときに、その整合性の話が見えてこないんですよ。私はこの整合性の話で言うならば、私は大和通りが街路灯で苦しんだ時期がありました。私は東京都にもお願いにいて、街路灯のつける予算費用が500万足りなかった、その当時。500万もらうための指標でそのときの商店活性化推進事業助成金交付要領っていうのをいただいて、その当時の資料なんです。ですから、こういうようなときに活性化をして、そのときに道路幅員の問題あるいは電柱問題、それで歩道が狭いという話はその当時から出てましたよ。

そして、つい最近、北久保都議が1メートルの道路から1メートル50の歩道を広げて、車道を狭くして歩道を広くしてと、それが二、三年前にでき上がり、そういうふうに行政の仕事ってでき上がったときに、整備ができてきたなといったときに、今度はシャッター街がついてくるんですよ。ですから、せっかくそういう観光行政も今盛んに言ってるけど、商工行政をこういうふうの後押しするときに、2代目がいない、2代目がいないだけじゃなくて、その2代目をつくるときに空き店舗を何か利用ができないか、あるいはサークル活動で文化協会に、あるいはそういう自分の個展を開く場所がなかったら、そういう商店街の場所を行政に借りていただいて、そこに人の集約を図る、人を寄せる場所をつくるとか、あるいは大和通りにつくる、あるいは富士見通りにつくるとか、そういうようなことを積み重ねていかなければ、せっかく今、大和通りは歩道が拡幅されて整備が済んで、今富士見通りが拡幅されて整備が進んでます。そうしたときに、せっかく今あそこの街路灯が南街、大和通りと富士見通りがすばらしく環境が、商店街も頑張ってます。ところが、第三小学校のバス路線の鎌田ビルの側へ行くと街路灯が点滅してないんですよ。商店街が解散しちゃってるんですよ。

ですから、そういうところもやはり手入れをしていかないと、成功してる商店街もあるわけですから、それでも成功してる商店街はもっとさらに人が流れるように、行政がそういうシャッターの場所をいろんな工夫して、あるいはよそから新しい事業を大和でやりませんかと呼び込む方法もあるでしょうけれど、いろんな方策を僕は考えていただきたいと思うんですが、今までやってきた商工行政について、この商業ビジョン報告書についてこういうことを私たちは、商業ビジョンからの報告で改善してますよということがありましたらお願いします。

○産業振興課長（小川 泉君） 商業ビジョン報告書、こちらは昭和61年から3カ年をかけまして、東大和市商工会のほうで策定をされたということで御報告のほうは受けております。

この当時と大分商業環境も変わってまいりまして、先ほど市長答弁にもございましたように、こういった過去の実績をうまく現代の商業施策にも生かしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

この計画後も、かなり市内におきましても高齢化進んでおりまして、地域生活に密着した消費者との交流、こういったものを図る商店、商店街というものが重要だというふうに考えておりまして、このビジョンの中では3核拠点ということで、拠点を集約しようといった考え方が主になっておりますけども、現在としましては、市民生活を支えて地域の交流の拠点となるような商店、そういった商店が地域の中に存在し、地域を活性化させるといったことが重要だというふうに考えております。

商店街の活性化につきましては、集約型ではなくて、地域に点在する現在残ってる今の商店街を維持するとともに、さらに創業塾とかもあわせてまして新たな創業者を生み出すとともに、その商店街を維持、なおかつ発

展させていくということでございます。

そういった中では、今東京都の、市のほうで補助しております新・元気を出せ！商店街補助金といったことがございますので、こういった補助金を活用しながら商店の活性化を図っていくということで支援してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ですから、私が先ほどこういう商業ビジョンの中で3核7拠点方式、その7拠点のそれぞれのこのあれを見せていただいて、行政がこれをお手伝いをするということより、この大3核は、昔は忠実屋、ダイエー、それでイトーヨーカドー、ヤオコーの歴史があるわけです。こういうふうに3核構想の3カ所目はもう民間事業の力をかりて、集積所が一つ確立したということだと思えます。あと駅前と、その2核構想が、市民ホール、その当時は平成元年の発表ではまだ市民ホールの計画は載ってませんよ。だから、今度は市民ホールができたわけですから、2核構想の中で市民ホールとタイアップした事業を展開するとか、行政がそこに来たということで集積のある場所ができたわけですから、そういうことコラボして何か事業をして人を呼び込む、あるいは人の流れをつくるということで2核構想は期待できると私は思うんですね。

ですから、そういうような流れをそれぞれ来たときに、東大和市って中小企業で、こんなこと言っちゃいけないけど、父ちゃん母ちゃん、俺たち田舎の言葉ですから、そういう御自身と奥さんの2人の商売が非常に多い、大和はね。ですから、こういう東大和の商店はそこが源だと、私はここに元気をつけてあげたいと、私は思うんですね。

そのためには、僕は立川でも進めてるこの個人のお店、これを魅力ある個人経営の店舗を選ぶ立川の輝く個店振興事業というのが立川はやってるんですね。立川はこれをもう10年やって、非常にこれいいんですね。この審査員が企業診断士や雑誌をつくってるタウン編集者が審査員を務めて店を評価して市長が表彰すると言って、表彰された人たちは、市が受賞の5店を紹介するパンフレットを立川の場合は3,000部つくる。そして市役所や窓口、サービスセンターに配付をしてその商店を盛り上げて。個々のこういうこともまちの中で個人の頑張りをさらに高めるという意味では、行政と商工会が3,000万も補助をつけてつくった商工ビジョンの中で、個人店が頑張ってる、その個人店に光を当てて、そういう少数人数の経営やってる店舗を、そういう人たちの、中小企業診断士やタウン編集長の皆さんが審査して、そして個人の審査することによって勇気を与え、そして表彰を受けた人を市が公表して広く広める、そういう地域の商工会行政を盛り上げていくということについて、私は立川のこのグランプリ、今回は銭湯とイタリア料理店が表彰を受けていましたよ。ですから、こういう立川の方式じゃないけれども、魅力ある個人経営の店舗を選ぶ、立川市の輝く個店振興事業ということをぜひ取り入れていただきたいと思うんですが、どうですか。

○産業振興課長（小川 泉君） 立川市が取り組んでおります個人商店の評価する事業といったことでございますけれども、当市におきましてはそういった事業は現在のところございません。

当市においては、立川と非常に状況が違いますのは、周辺住民を顧客とした店舗展開というのが非常に立川とは大きく異なるところかなというふうに思っております。そういった中でも、周辺住民に選ばれて光輝く個店があるということは、非常に今まであった顧客よりも新規顧客を開拓するとかということでも大きな要因になりますし、また回遊を生み出すといったことから考えましても大きな要因になるというふうに考えております。

そういった意味では、今後商店の魅力ある商品にスポットを当てられるような、そういった施策について研

究してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） あと、今度は市民ホールが2核構想の中核に位置してるということで、市民ホールのこの活躍が、私は今回初めて市民ホールのハミングホール出前企画に参加させてもらったんです。この出前講座の参加したときに僕は感銘したのは、やっぱり企画の人を呼ぶ、例えば神明湯の例でいうと、神明湯の富士絵を描いた田中さんという風呂の絵を描く、富士山の絵を描くというすばらしい人なんですね、僕なんか知らないけれど。そうしたときに、その人を追っかけて奈良県から来たという情報を聞いて、僕はこの出前講座の40名いる中で、ほとんど地元の人に来るのかなと、私は40名の人を見ました。そうしたら地元の人ほとんどいないんですね。どこかから聞きつけて、30名前後の人はほとんど他市から来たり、あるいは地元の周辺の人じゃなかった。これは出前講座のすばらしい企画だったと。そういうふうにこの企画が、イベントをするときにいろんな人を他市、あるいはそういうふうにしてそこへ人を移動させるという技術、僕は学ぶべきだなというふうに思ってます。

ですから、ハミングホールの出前講座が今後こういうのが続くと思うんです。これはいい企画だと思うんです。ぜひこういうハミングホールの出前講座なんかはどんどん新しい事業で、地域商店のところへ入って行ってこういうふうに使っていただくと、いろんな講座が開かれると思いますが、やはり新しい人を生み出すということについては、こういう企画努力というのはやはりハミングホールの新しい経営感覚が生まれたのかなと私は非常にうれしく思ってます。どうですか、感想。

○産業振興課長（小川 泉君） ただいまお話のございました市内銭湯で行われました、これは私もちょっと足を運ばせていただきまして、題名が「銭湯であいまSHOW!」ということで、その銭湯の中で落語と、あと銭湯の御主人と、先ほどお話があった銭湯の壁を描かれる田中様といった方のトークショー、それから抽せん会と、そういったことで盛り上がった事業でございました。

私も拝見させていただきまして、比較的年齢層の幅の広い来客があったなというふうに考えております。先ほど奈良県からお見えになったといった方が男性でございまして、その方も若い男性で、この方は壁を描かれる田中さんに弟子入りをしたいなんていう話をこの現場でされていたところすごい話だなというふうに伺ったところでございます。

こういった事業につきましては、市内、あそこも商店街がございまして、市内の商店街に老若男女、いろんな年齢層の方が足を運ぶ、来街者がふえるといった観点では非常にすばらしい事業だなというふうに考えましたし、そういった地域の団体、もしくは今回文化事業を行っているハミングホールでございましたけども、そういった団体との連携によって商店会が地域住民とのふれあいの場をそこに創出していくといったことにつきましては非常に評価できるなというふうに思っております。

今後、こういった情報をつかんで、うまく商店街にも情報提供しながら、こういった来客があるときにはその商店街も何らかの協力ができるような体制づくり、そういったことを市のほうからも提案していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜひ頑張ってくださいたいとお願いします。

次に、最後の5番目ですが、アとしての新堀3丁目のゆりのき通りの問題のところ、この市道1900号の丁字路のところに横断歩道とかあるいは信号機をつけていただきたいと定例会のごとに何回か質問して、いまだ

に実現できないというのは、どういう理由でできないのかお伺いします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 当該箇所は、担当課としましては、東大和警察署を通じて東京都公安委員会に毎年信号機の要請をしてございます。ただ、いまだに設置はできてない状況でございますが、今回も本年2月14日に要請の文書を出させていただきまして、その際に警察署と協議させていただきましたが、なぜ設置できないかということなんです、警察署では、信号機間の距離がまず短いということがございます。けやき通りのところの信号と東野火止橋の信号間がおよそ300メートルしかないということで、間に信号をつけると、単純に割ると150ですけど、停止線間の距離になると百二、三十メートルぐらいになってしまうということでなかなか難しいということがございます。

2点目としましては、通学路の指定の道路となっていないことも要因であるということと、3点目は歩行者の横断の需要が少ないということがございます。

最後に4点目となりますが、こちらが一番重要なことという話でございますが、道路形態、交通量からも難しいという話がありました。こちらにつきましては、車の通行量や歩行者の通行量など総合的な判断の中で難しいという話がありました。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） 横断ということについて、地域の商店が張りつくようになってからは、非常にマンションが、アップルマンションだったかな、ちょっと名称は忘れちゃったけど、あそこの入ってる社長が、あそこの商店が、パン屋さんが南街の拡幅から新堀に来てからすごく繁盛したと。駐車違反が出るくらい車が入り切れないほど寄ってると。そうしたときに、あそこんとこの車の、車椅子が、いつも反対側で上から見ると危ないと言われて、私はその問題を取り上げて今日に来てるわけです。

しかし、あそこは毎回そういう横断歩道がないと、僕が交通安全協会の役員してたときに、あそこはまだまだ面的な整理を、まだ空地が見受けられました。しかし今はもう空地がないですよ。全くにあそこは3丁目の住宅地は埋まってますよ。それでマンションも大きくでき上がって、あそこの人口も3丁目の人口はふえます。横断歩道がないといっても、じゃ300メートルを、今少子高齢化の時代で65歳の方が4割を超えるということで、4人に1人だという時代になってるのに、それをじゃあそこの中心のところから150メートル、じゃ横断歩道がないと、正規ルートでは小平寄りの野火止用水を歩いていきなさい、そして向こうへ、三小のほうへ行きなさい、あるいはけやき通りの交差点まで150メートル歩いて、それで第三小学校のほうへ行ってくださいと、こういうような指導になるんですよ、小学生の。そういう指導で果たしていいんですかっていうことになるんですよ。今、通学路になってないって言ってましたよね。だけれど、子どもができたときにそういう人たちが一番渡りやすい場所といたら、あそこの市道1900号線の丁字路のところっきゃないんですよ。あそこに横断歩道をつくってあげないと、これからあそこの住宅の人が野火止用水回る人と、あるいはけやき通り回る人もいるでしょうけれど、真ん中に住んだ人がやはり1900号の道路を三小へ行くケースが多いんですよ。

だから、そういうようなことを考えると、そこに横断者がいないとかいるとかじゃなくて、そういう事故があったときに、あそこへ商店が張りつくようになって、あそこは郵便局もできて非常ににぎやかになってきましたよ。ですから私は、そういうことでこの横断歩道、信号がつかなければ私は横断歩道だけでもつけてやってほしいという、線形をつくってあげたいとは思ってるんですが、その辺についてどうお考えですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 横断歩道だけでもということでございますが、こちら東大和警察署と調整させ

ていただいております。

過去には横断歩道のみの設置を行ってきた箇所もございますが、現在では警視庁では横断歩道のみの設置は最近の交通事情から、歩行者の安全確保に重点を置いており、横断歩道のみでは危険が伴うとして、最大限の安全確保を保つことができなければ設置しないという考えでございます。

我々担当課としましても、安全面から、車の通行等を考えますと、横断歩道のみの設置は好ましくないということも担当課としては考えてございます。

以上でございます。

○7番(関田 貢君) だから、今課長の言ってることはわかるんですよ。だったら、地域の事情っていうのをよく理解しなきゃだめですよ。じゃそのときに、水道道路が通って、緑道が通ってるでしょう。あの緑道に通ってるときには横断歩道ができるじゃないですか。そうしたときに、今言ってる説明じゃ150メートルあるからあれは本当はつくっちゃだめなんですよ。あんな狭い場所に、じゃ緑道の横断歩道ができて、こっちは新しいからそういう理屈でだめですと。同じゆりのき通りの道路に、片方の地区のほうには横断歩道があり、こっちは横断歩道ができないなんて、そんな説明通らないですよ。だから私たち議員のところへ来るんですよ、横断歩道をつくってほしいって、こっちの向原地区には横断歩道ができて、なぜ新堀のところはできないんですかって。それはどうやって答弁するんですか、それ。もう一度言ってください。

○土木課長(寺島由紀夫君) 横断歩道の件でございますが、過去にはそういうふうに設置した経過がございますが、我々としましても、警察署を通じて東京都公安委員会に要請は毎年毎年出ささせていただいてます。それでも設置できないような状況でございますが、東京都公安委員会が決定するものでございまして、市は東大和警察署を通じて要請することしかできないことも御理解いただきたいと思います。

ただ、今後も市としては粘り強く要請はしていきたいということで考えてございます。

以上でございます。

○7番(関田 貢君) ぜひ要請行動して、もう少し警察も、やっぱり現場主義を貫かないと、みんな市民は現場を見て、あそこがついてどうしてこっちはつかないかと、そういう比較検討するんですよ。だから、そういう比較検討されないような答弁きちんと今度はやってくださいよ。ぜひお願いします。

最後に、芋窪地区の東大和村山線の交差点の信号機が見づらいということで、交差点の改善ということで、新しく延長になった都市計画道路のほうへ横断歩道と信号機をつけることによって、私は市民が安心して利用できるというふうに思うんですが、それが実現できないことは何か問題点があるんですか。

○土木課長(寺島由紀夫君) この道路は都市計画道路3・5・20号線の整備時の前から警視庁のほうと協議をさせてもらっておりますが、警視庁におきましても二度現地視察をしまして、そちらに信号機をつける、つけないの状況を確認してございます。

市のほうにおきましては、この交差点、市民の方からも信号をつけてほしいという要望がございますので、警視庁のほうに交差点の処理について対応願いたいということで、そういうことで伝えてございますが、警視庁の判断としましては、この3・5・20号線が3・3・30号線と接続する整備工事が予定されておりますが、その整備後に現地の通行の状況等を確認し、再度東大和警察署と協議していくっていう考えでございますので、この3・5・20号線が3・3・30に接続する状況を見てということになるかと思います。

以上でございます。

○7番(関田 貢君) 課長、都市計画道路の促進状況でそういう信号をつくる、つからないじゃなくて、この

現場はこういう危険だから提案するんですよ。ですから、私が提案したときは事故がなくて危ないなというときに提案してた。そうしたら、こういうような提案で私が一般質問をする時期に、2月5日、間違いないね、2月5日に交通事故が、僕は三重衝突かなと思ったら、バイクは関係ないといってたから、乗用車と軽自動車の衝突で大破してましたよ。そして、私が2月の19日夕方の5時ですよ、このときも事故があって警察の婦人警官と警察が立ち会ってましたよ。だから、こういうふうには2件事故が続いてる、こういうところって。

ですから、私はこれ、人身事故で死亡事件ができたときにこういうことが見直されたんじゃないんですよ。危ないから私だって頼まれて、ここの議会でお願ひするんですよ。そうしたときに、この道路が貫通したり、この道路がで上がるまで信号機の改善ができないといったら、ここを通過するのは便利だからみんな利用するんですよ。ですから、この交通量は多いですよ。ですから、こういう交差点内の事故が、これ以上大きな事故に発展しないように、一日も早く、この交差点は自分たちが行って警察からおりていったときに、この信号機、横断歩道の信号機だっていうから見づらいですよ。それで一時停止でみんなつかまるんです、あそこ。とことこって行ったら、つかまえる人は、きちんととまって、とまらなきゃだめだと、隠れてこっちにいるんですよ。何人かつかまった人を僕は見かけてますけれど、これもおかしいですよ。見づらい信号につかまる市民も、僕は一時停止をしろと言って、あの一時停止線がぐっと後ろへあるから、あの信号機でとまって乗用車でやったら見えないんだよ。そういう見えないことを平気で市民に強要するんですか。これはおかしいと思うんですよ。こういうふうには指摘されたら、自分たちが行ってみて、言われてる信号機が見えなかったらどうなんだっていうことをもっと危機感を持って対応しないと私はいけないんじゃないかなと思うんですが、どうですか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 現在の信号機でございますが、歩行者用の信号機としてなっております。この信号機は、市長の答弁でもございましたように歩行者横断用の信号機であるため、例えば南から北へ進入する車両に対しての視認するためのものではございません。南から北へ向かった場合、この3・5・20号線に進入する際には停止線で一時停止し、信号機の表示に関係なく左右等を確認して交差点内に進入できる交差点でございますので、信号機のない交差点と同様の規制ということでございます。

以上でございます。

○7番（関田 貢君） ぜび課長、この問題については現状を認識して、交通事故が起きないように改善を図ることを要望して、私の一般質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、関田 貢議員の一般質問は終了いたしました。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐竹康彦君

○議長（押本 修君） 次に、16番、佐竹康彦議員を指名いたします。

〔16番 佐竹康彦君 登壇〕

○16番（佐竹康彦君） 議席番号16番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、平成30年第1回定例会における一般質問を行います。

今回私は、大きく4つの点にわたって質問いたします。

1点目は、向原地区都有地の活用についてです。

私は、平成29年第3回定例会で東京都教育委員会の施策として挙げられている向原地区の都営団地創出用地に特別支援学校を建設する件について、特別支援学校に通学しているまたはしていた児童・生徒の保護者の方々のお声も紹介しながら一般質問で取り上げました。今回は、その後の進捗状況を確認しつつ、今後の方向性について質問したいと考えます。

以前にも申し上げましたが、私ども公明党としては、この向原創出用地へ都立特別支援学校を建設することについては進めていくべきであるという立場です。その際には、東大和市側から地域住民の要望や市政の課題解決に資する事業を東京都に要望して進めていくべきであると考えており、そのこともさきの定例会の場で申し述べました。また、会派として都議会議員とともにこの件について東京都教育委員会へ伺った際にも先方へ申し伝えているところです。このことについて、平成29年12月22日付で東京都へ提出され、同12月28日付、尾崎市長名で市議会議員全員へ情報提供のあった仮要望事項については、市から都への積極的な働きかけの一環として高く評価するとともに、これらの要望について市側の詳細な意見を伺いたいと考えます。

また、具体的な施策として計画されている北側の創出用地の活用とは趣を異にし、南側の創出用地については、東京都としても具体的な案を明示する段階にまでは至っていないと認識しています。現時点における南側創出用地の活用への市と都の考え方について教えていただきたいと考えます。

これらの観点から、以下の質問をいたします。

①向原団地の北側創出用地を活用した都立特別支援学校建設へ向けた話し合いについて。

ア、現状の話し合いの進捗状況はどうなっているのか。

イ、平成29年12月28日に議員へ情報提供をされた都立特別支援学校建設に係る仮要望事項に関する市の考えを伺う。

ウ、特別支援学校建設に関する市の見解について伺う。

②向原団地の南側創出用地の活用について。

ア、現在の東京都との話の進捗状況はどうなっているか。

イ、南側創出用地の活用に関する市の見解について伺う。

2点目は、B I D制度を活用したまちづくりについてです。

市においては、総合計画、基本計画を基盤として、現在まち・ひと・しごと創生総合戦略など、まちづくりの施策を着実に進めておられることと認識しております。

当市に限らず、全国の自治体は、自分たちの暮らすまちがにぎわい、人と人が地域での結びつきを強め、活力を維持し続けられるようさまざまな取り組みを展開しています。さまざまな指標がある中で、今般政府においては、現在会期中の通常国会において地域再生法の一部を改正する法律案が提出をされることになっています。この中で、地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設というものがあります。これは、海外のB I D制度等を参考に、市町村が地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を受益者から徴収し、エリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度を創設するものようです。海外での事例では、こうした制度を活用することでにぎわいの創出だけでなく、清掃や防犯活動を通じて犯罪発生率が下がるなどの効果が見ら

れ、この点から行政サービスを補完する公的な取り組みとして注目されています。

国会での審議はこれから深められていくと思いますが、既に大阪市では独自にこの制度を創設し、事業を展開しているようです。本市としても、今後行政サービスの多角的な取り組みという点から、また財源の確保という点からも官民連携で取り組みを検討することは有益なことと考えます。

そこで以下の質問をいたします。

①地域活性化の手法として注目を集めるビジネス改善地区（B I D）制度について。

ア、どのような制度であると市は認識しているのか。

イ、国の動向はどのようになっているのか。

ウ、他自治体での先行事例にはどのようなものがあるのか。

エ、東大和市としてこの制度を活用することについて、市の見解を伺う。

3点目は、子育て世代や若年世代に対する住宅支援及び定住支援についてです。

東大和市においては、平成30年2月1日現在の人口が8万5,712人となっています。市の第二次基本構想は目標年次を平成33年度としており、この期間における最大人口はおおむね9万人と想定されています。しかし、平成27年を境に減少傾向に入り、平成29年の1月1日時点の8万5,945人より現在さらに微減となっています。

今後の市の人口構成を考えると、子育て世代などの年齢の若い世代に東大和市に来てもらい、住み続けていってもらうことは市としても重要な取り組みと認識されていることと思います。

そのための施策として、新たに戸建て住宅や集合住宅を建設していくということも一つの方策ではありますが、他自治体を見ますと、今ある住宅ストックで空き家となっている住居を積極的に活用する施策を展開しているところがあります。これは空き家を積極的に活用することで若い世代を呼び込むと同時に、市の産業振興にもプラスの影響を与えることが期待できると考えます。

例えば甲府市では、空き家を活用した子育て世代の住宅施策として、空き家改修助成制度や子育て世帯等家賃補助制度を設けて若い世代に住んでもらえるような工夫をしています。また海老名市では、学生や独身者に対して、若者（学生）定住促進家賃補助事業や奨学金等返還補助事業を実施し、定住を促進していく施策を展開しています。

東大和市は、近隣に全国的にも著名な大学がありますし、また多摩都市モノレール沿線としても多摩地域の大学に通学する学生の住居として選択してもらえるような取り組みをすることも価値のあることではないでしょうか。

以上の観点から、他自治体の資料を参考としながら取り組みを検討していただきたいと考え、以下の質問をいたします。

①子育て世代の住宅に関して。

ア、現在、東大和市における子育て世代への住宅支援施策についてはどのようなものがあるのか。

イ、子育て世代の住宅支援をすることによる本市へのメリットはどのようなものがあるのか。

ウ、他自治体の事例として、例えば甲府市では、空き家を活用した子育て世代の住宅施策として空き家改修助成制度や子育て世帯等家賃助成制度がある。こうした事例を参考に、本市としてどのような施策がとれると考えられるのか。

②若者世代の居住・定住について。

ア、学生や独身の社会人等若い世代に対する居住・定住支援施策についてどのようなものがあるのか。

イ、学生等若い世代に対する居住・定住支援をすることによる当市のメリットはどのようなものがあるのか。
ウ、他自治体の事例として、例えば海老名市では若者（学生）定住促進家賃補助事業、奨学金等返還補助事業がある。こうした事例を参考に、本市としてどのような施策がとれると考えられるのか。

4点目は、福祉タクシー券の交付と利用についてです。

市が行政サービスの一環として事業展開している福祉タクシー券は、これを利用されている市民の方の日常生活の移動手段を確保する上で非常に大切な施策と考えます。先日も利用者の方とお会いした際に、タクシー券があることで市内外への長距離移動が可能となっていることについて感謝をされておられました。しかし、反面、利用者目線に立って、タクシー券の交付や利用についてもう少し使い勝手をよくしてほしいとのお話もいただきました。

そこで、以下の質問にて、利用回数や東大和市外での広域移動のあり方について、他自治体とのあり方との違いや今後の改善に関する検討等について確認をさせていただきたいと考えます。

①現状の福祉タクシー券の交付と利用のあり方はどのようなものか。

②利用者から、利用に関する改善要望などはあるのか。あるとすればどのような事項なのか。

③交付受付時期や広域移動について。

ア、本市の現状はどのようなものか。

イ、他自治体ではどのような取り扱いになっているのか。

ウ、交付時期や広域移動に関する市としての認識と今後の取り組みについて伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

[16番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、都営向原団地の創出用地についての進捗状況についてであります。東京都から都営向原団地の創出用地の北側の地区に特別支援学校の設置を提案されており、協議を行っているところでありますが、現時点では特別支援学校の建設について了承しておりません。

次に、都立特別支援学校建設に係る仮要望事項についてであります。特別支援学校の設置については了承していない状況の中で、東京都におきまして特別支援学校建設に係る基本計画作成業務が実施されることになり、学校施設の整備に対して市として要望等がある場合は事前の申し出が必要であるとの説明がありました。そのため、特別支援学校の建設について了承していない状況ではありますが、仮に特別支援学校の整備を了承した場合の要望事項について仮要望事項として整え、平成29年12月22日に東京都に提出しました。この仮要望事項は、市民の皆様、地域の皆様及び市にとりまして有益となると思われる項目について仮要望として取りまとめたものであります。

次に、特別支援学校の設置についての見解についてであります。東大和市を含む北多摩地区におけます特別支援学校の設置の必要性は認識しているところであります。

一方で、東京都が特別支援学校の設置を予定している都営向原団地の創出用地は、東京都の要請により住宅以外の用途を制限する地区計画を決定した地区であり、今後到来する人口減少社会において市の活力を維持するために住宅の建設を進めることは有効な手段であると考えております。

市としましては、都営向原団地の創出用地の利活用につきまして、北側の地区と南側の地区を一体のものと

して協議を行うことが必要であると認識しているところであります。

今後につきましては、将来のまちづくりの考え方などを踏まえ、市民の皆様にとりまして最適な土地利用となりますよう、東京都との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、都営向原団地の創出用地の南側の地区の活用についての進捗状況についてであります。東京都から具体的な内容は示されていないことから協議は行っておりません。

次に、都営向原団地の創出用地の南側の地区の利用、活用についての見解についてであります。現時点で東京都からの具体的な内容は示されていないところであります。

一方、平成30年1月17日に東大和市医師会から東大和市における医療体制の充実についての要望書が提出されました。このことにつきましては、市としての対応を総合的に考えていく必要があると考えております。

市としましては、都営向原団地の創出用地の利活用につきましては、北側の地区と南側の地区を一体のものとして協議を行うことが必要であると認識しているところであります。

次に、ビジネス改善地区、B I D制度についてであります。B I D制度とは、自治体が特定のエリアの地権者や事業者から資金を徴収し、その資金を財源として、民間が主体となって公共空間の管理を含め、一体的に当該エリアのまちづくりを進める制度であると認識しております。

次に、国の動向についてであります。国は地域単位で民間主体のまちづくりを推進するエリアマネジメントの活動を後押しするため、地域再生法の改正を閣議決定し、民間主体のまちづくりのための活動費を地域全体の店舗から強制的に徴収できる地域再生エリアマネジメント負担金制度を創設するとのことであります。

次に、他の自治体の先行事例についてであります。大阪市では2014年から大阪駅北側の大規模複合施設を含むエリアで大阪版B I Dと呼ばれる先行的な取り組みを行っています。この取り組みは、大阪市がエリア内の地権者から地方自治法に基づく分担金を徴収し、これを原資とした補助金を地権者で構成するエリアマネジメント団体に交付し、当該団体が施設の維持や美化、防犯活動など、公共空間を含めたエリアの価値向上に取り組むものであります。

次に、本市におけるB I D制度の活用についてであります。B I D制度の活用につきましては、大規模な商業地など多数の方が来訪し、一定規模の事業者が集積するエリアなど、まちづくりの取り組みや活動資金の徴収について、エリア内の関係者の合意形成が図られる必要があります。

今後の人口減少社会では行政主導のまちづくりに限界が生じることが予想されるため、官民連携のもと、民間が主体となって地域のまちづくりを進めていく必要性は認識しておりますが、本市におきましては今後の研究課題と捉えております。

次に、本市における子育て世帯への住宅支援施策についてであります。東大和市住宅マスタープランでは、子育て世帯の住生活の向上として、子育てしやすいまちづくりの情報提供等を掲げています。これに基づきまして、子育てしやすい優良な住宅を認定する東京都の制度などの情報提供を行っております。

次に、子育て世帯に対する住宅支援のメリットについてであります。子育て世帯の定住促進は、まちのにぎわいや消費の増加、税収の確保など、将来に向けてのまちの活性化が期待されます。

本市におきましては、これまでさまざまな子ども・子育て支援施策の充実に取り組んでまいりましたが、子育て世帯に対する住宅支援は、日本一子育てしやすいまちとして東大和市を選び、移り住んでいただくための評価の向上に寄与するものと考えております。

次に、空き家の活用など、子育て世帯に対する住宅施策についてであります。子育て世帯の定住を促す住

宅施策につきましては、家賃補助や子育てに適した住宅の整備費を所有者に補助するなどさまざまな方法が考えられますが、東大和市への転入にとどまらず、定住していただくことが重要であると考えます。

現時点におきましては、東大和市住宅マスタープランや子ども・子育て支援事業計画に具体的な施策を位置づけておりませんが、今後、空き家の調査や人口減少に対応するための定住促進の検討及び既に実施しております子ども・子育て支援施策などさまざまな取り組みと連携しながら研究していく必要があると考えております。

次に、若者世代の居住・定住についてであります。市では、人口減少に対応するために30代の子育て世帯を中心にシティブロモーションや子ども・子育て支援施策を推進しているところであります。そのため、学生や独身社会人等への居住・定住支援策は実施しておりません。

学生等への居住・定住支援のメリットですが、人口の増加により地域の活性化が図れる可能性は認識しております。しかし、学生等への支援が永続的な定住につながるかどうかは不確定な要素が多いものと考えております。

他市での学生等に対する居住・定住支援策の当市の検討についてであります。本市としましては、定住人口の増加を目標に子育て世帯の定住促進を進めておりますことから、今後も日本一子育てしやすいまちづくりを重点施策として、子ども・子育て支援施策に取り組んでまいります。

次に、福祉タクシー券の交付状況などについてであります。福祉タクシー券は、通常の交通機関を利用することが困難な障害者の生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ることを目的に、比較的障害の程度が重い方を対象に交付しております。1枚500円に相当する券を一月当たり5枚、年間60枚を4月と10月に30枚ずつ交付しております。助成対象者は平成30年2月1日現在1,016人です。

次に、利用に関する要望についてであります。これまでさまざまな要望をいただき、改善できる点に対応してまいりましたが、現在いただいている要望としましては、年2回の交付を1回にできないか、市役所の開庁時間以外に交付を受けることができないか、500円以下の端数は現金で支払わなければならないので100円券などをつくれぬか等の要望であります。

次に、交付時期や広域的な利用についての現状についてであります。交付時期につきましては制度創設時から4月及び10月の年2回としており、それ以降の月においては月5枚ずつ減じた枚数を交付することとしております。

広域的な利用につきましては、これまで協力事業所をふやしてほしいとの要望があり、平成29年度では本市を含め近隣7市を初め、広域的な援用を行っている40事業所に協力いただき、利用に対応するよう努めております。

次に、他自治体の取り扱いについてであります。交付時期につきましては、本市と同様に福祉タクシー券で助成を行っている市におきましては、年複数回に分けての交付や年1回の交付があります。また、広域的な利用につきましては、本市と同様に市内及び近隣市にある事業所に協力していただいている自治体が多い状況であります。本市の登録事業所40は、他の福祉タクシー券で助成を行っている市に比べても多い数となっております。

次に、今後の取り組みについてであります。福祉タクシー事業は、障害のある方の主に日常的な生活圏の拡大と経済的負担を軽減するために重要な施策であると認識しております。

事業実施につきましては、市民の皆様からさまざまな要望をいただいておりますので、引き続き検討を行い、

適正な事業実施に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○16番(佐竹康彦君) 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1点目の向原地区都有地の活用についてでございます。

進捗状況につきましては、今市長のほうで御答弁をいただきました。現時点で特別支援学校の建設は了承していないということでございました。前回私が伺ったのが今年の第3回定例会でございまして、そのときからこの件に関しましては、市としては考えはお変わりではないということを確認させていただきました。

以前も、また壇上でも今申し述べましたけれども、この建設に関しましては、公明党といたしましてもぜひとも進めるべきであるという立場でございまして、これを了承して前へ進めてほしいというふうを考えておりますし、また私どもの北多摩1区選出の都議会議員もこれを大きく進めようとして今現在も努力しているところでございます。また、建設する場合、当然当市にとってメリットのあるような整備となるようにということで、東京都へも各種の要望をさせていただいております。

そこで、今回平成29年の12月22日に東京都に提出をされました市の仮要望の件について詳しく伺いたいと思うんですけども、市としては、この学校建設を是としない立場ながら、東京都が基本計画作成業務を進める際に事前に要望を申し出る必要があるので、不本意ではあるけれども出したということでございました。

そこで、これらの仮要望事項につきましては全庁的に声をかけて各主管課から吸い上がってきた内容なのか、それとも担当の企画財政のほうで主導して考案したものなのか、またこれらの仮要望に対する東京都の反応はどのようなものがあつたのかお聞かせいただきたいと思っております。

○公共施設等マネジメント課長(遠藤和夫君) 仮要望事項でございますが、私どもは市有地等利活用検討委員会の委員であります各部長職を通じまして、庁内全ての部、全ての課を対象に調査をさせていただきました。そこで提出をされました項目につきまして仮要望事項としてまとめたものでございます。

これを受けまして東京都といたしましては、仮要望書の内容に至りました背景や考え方につきまして確認をした上で、東京都としての対応について調整が進められるものと聞いております。

以上でございます。

○16番(佐竹康彦君) そうしますと、全庁的な関心を持ってこの要望事項が出されたというふうなことだと思いますけれども、せっかくでございますので、情報提供をされたということもありまして、私のほうから一つ一つちょっとここで、長くはなりますけれども、申し述べさせていただきたいと思っております。

まず基本計画作成業務の実施に係る仮要望事項の中には12点ほど出されておられます。

まず(1)が、突発的な集中豪雨が発生するたび、予定地と東大和市駅との間の都道等において頻繁に道路冠水が発生し、沿線住宅の浸水や通行車両への被害が起きている。このことは地域住民の長年の懸案となっていることから、近隣の内水被害を解消できるよう、できるだけ大きい容積の雨水貯留施設を東京都の負担により整備を行うこと。

(2)屋外運動場については、市民への利用に供する地域開放を行うこと。なお、近隣への砂塵の影響を防ぐため、人工芝グラウンドの整備を行うこと。

(3)屋内運動施設(体育館)について、市民への利用に供する地域開放を行うこと。

(4) 特別教室（会議室、調理室、音楽室、美術室、陶芸室、視聴覚室等）について、市民への利用に供する地域開放を行うこと。なお、音楽室については音楽活動を行う市民の利用に供するため、防音施工を行うこと。また陶芸室については陶芸窯を備えること。

(5) 通年で稼働を行う温水プールを東京都負担により整備し、市民への利用に供する地域開放を行うこと。なお、地域開放に伴う維持管理経費については市の負担がないようにすること。

(6) 二次避難所（福祉避難所）の開設等に関して市と協定を締結すること。なお、二次避難所（福祉避難所）の開設を優先させることを前提とした上で、災害時の市の一般避難者向けの協力項目として、屋外運動場を一時避難場所として一般避難者に開放すること。

(7) 敷地内に一般避難者向けの災害対策用備蓄倉庫（備蓄品を含む定期的な入れかえを含む）や応急給水槽、災害対策用マンホール式トイレ（仮設トイレ一式を含む）の整備及び管理を行うこと。

(8) 予定地の近隣にある東大和市民会館で駐車場が満車となることが予測される講演開催時において、臨時駐車場として学校駐車場の利用を認めること。

(9) 職業に関する教科学習として、喫茶室相当の施設、設備については、市民の利用に供することを可能とする施設の整備を行うこと。

(10) 職業に関する教科学習として、農福連携を視野に入れること。また実施に当たっては、地元の農家（農業事業者）との連携を図ること。

(11) 職業に関する教科学習として、一般就労、福祉就労の観点から、リサイクル業を視野に入れた資源物（空き缶、空き瓶）等の受け入れ、選別場所となる施設、設備の整備を行うこと。

(12) 学校から発生する枝木や生ごみ等は、ごみ減量を図るため自校内でチップ化や堆肥化を行うことができる施設設備の整備を行うことということで、済みません、長かったんですけども、この12項目挙げられておられます。

全て受け入れていただければ、非常に私ども東大和市にとりまして大きくメリットがあるものだというふうに認識しております。不本意ではあるんでしょうけれども、市民の地域の方に有益と思われる項目を挙げておられるということでございました。

幾つかについて確認したいんですけども、この実現した場合の効果、市民や地域への影響、どのようなものか、またこの仮要望を上げた背景など教えていただきたいんですが、全てやっておると時間もございませんので、特に関心の高い点について確認をさせていただきたいというふうに思っています。

まず内水被害の解消についてでございますけれども、これにつきましては毎年のようにこの向原地区、豪雨による道路冠水、内水被害に襲われる地域でございます。地域住民の方からはそのたびごとに一刻も早く被害をなくすようあらゆる手だてをしてほしいと強く要望されているところでございます。

そこで、この内水被害の要望につきまして、改めて、これを取り上げた理由と実現した場合の施策効果について伺いたいと思います。あわせて、できるだけ大きいとは具体的にどの程度を予想しているのか。実現した場合の内水被害軽減がなされる地域は具体的にどの地域か等につきましても教えていただきますようお願いいたします。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） この雨水貯留施設等の部分でございますが、仮要望の事項にも書きましたとおり、突発的な集中豪雨が発生するたびに特別支援学校の整備を予定しております、設置を希望しております向原及び南街地域におきましては頻繁に道路冠水が発生しています。そのため、沿線住宅の浸水

あるいは通行車両への被害が起きていますことから、地域の皆様の懸案となっております。

そこで、雨水貯留施設の整備によりまして、道路冠水等の状況を軽減できることによりまして、水害に対する市民の皆様の安全・安心につながるものと考えております。

以上です。

○土木課長（寺島由紀夫君） 具体的にどの程度の大きさということと、どの地域かということですが、特別支援学校が建設されるとなる場合には、雨水の自区内処理量、敷地内処理量ですね、自区内処理量として、東大和市まちづくり条例が規定されるおよそ1,700立米の雨水貯留施設を設置するものとされておりますが、この容量よりもできるだけ大きいものとし、南街・向原地域の浸水被害をできる限り軽減できるようにしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今おっしゃっていただいたようなものが仮にできましたら大変大きな効果があるものとだというふうに大きく期待しております。

この内水被害の軽減策につきましては、昨年7月に私どもが東京都の教育委員会に伺った際にも強く要望させていただいております。実現すれば、この地域に住む市民の方にとってどれほどの喜びとなるものかというふうに想像しております。ぜひ、実際にそうなった場合のことも念頭に御協議を続けていただければなと思っております。

次に、各運動施設についてでございます。

市内運動施設につきましては、市民の要望に比して充足していないこと、これまでも議論になってきたところでございまして、私どもといたしましても、東京街道団地の建て替えに際しましては運動場の建設を要望してまいりました。

今回この向原創出用地に特別支援学校が建設された場合には、当然学校施設の一環として各運動施設が整備をされることになるでしょうから、市としてその活用を要望するのは当然だというふうに思っておりますし、私どもといたしましてもこれも東京都との話し合いの場で要望させていただいております。

そこで、屋外の運動施設に関しまして、この人工芝グラウンドの件も含めて、市として望むあり方に関しまして、その詳細を伺わせていただきたいというふうに思います。

またあわせて、地域の団地の方から、学校ができたときにこのグラウンドに夜間照明があると生活に支障があるという危惧のお話もございました。このグラウンドにつきましては夜間照明をつける方向なのかどうか、建てるかどうかまだ決まってない段階でこういうのも何なんですが、現段階としても確認できるのかどうか。つけた場合に、住民の夜間の生活に支障がないようにするためにはどのような工夫があるのか。また、スペースで整備されるグラウンドとなった場合にどのようなスポーツができるのか、これらにつきましてもわかる範囲で、お答えできる範囲で結構でございますので、御答弁いただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 初めに、人工芝グラウンドとした部分でございますが、屋外運動施設につきましては、都立特別支援学校の整備を東京都が希望している用地というのは周囲が住宅でございまして、そこで、砂塵予防の手段といたしまして人工芝グラウンドとすることを要望いたしました。また、学校の教育活動以外の時間を利用いたしまして、市民の皆様に開放されるということを考慮いたしまして、年間を通して使用できるということを期待したものであります。

次に、夜間照明の部分でございますが、夜間照明の設備につきましては、東京都が公表いたしました基本設

計要求水準におきましてはグラウンドの夜間照明は不要とありました。このことから、東京都では設置は考えていないと認識しております。また、市の要望におきましても夜間照明部分については含んでおりません。

人工芝のグラウンドの答弁でも申し上げましたが、特別支援学校の整備を希望している予定の周囲というのは住宅が近接しているところでございます。この点につきましては留意をしなければならないことであると思っております。

最後に、具体的にどのようなスポーツができるのかということにつきましては現時点ではわかっておりません。ただ、参考といたしまして、ほかの都立特別支援学校におきまして地域開放等がされている屋外運動場の種目といたしましては、サッカーや野球あるいはグラウンドゴルフなどの種目が見られております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 夜間照明のことについては、地域の方も安心されるのかなと思いますし、また今挙げられたできると思われるスポーツに関しましても、東大和市にもサッカーまた野球、グラウンドゴルフ等競技される方たくさんおられますので、もし仮に使えるとしたら大変喜ばれるんじゃないかなというふうに思います。

次に、屋内の運動施設につきまして、体育館、温水プールになると思うんですけども、屋外と同様にどのようなスポーツができるのか、どのような利用の仕方が考えられるのか、この点について教えていただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 屋内の体育館のスポーツの種目でございますが、こちらも現時点ではわかっておりません。

参考までに、他の都立特別支援学校の開放されてる種目といたしましては、バレーボール、バスケットボール、バドミントン、その他に卓球やフットサルあるいはダンスの活動などが見られます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうしますと、本当に利用する方も大変多く、また利便性が高いものになるんじゃないかなというふうに思います。

次に、福祉避難所の開設についてでございます。

地震など大規模災害が起きた際には、福祉避難所となる場が市にあることは、これを対象とされる方々、御自身や御家族にとっては大変心強いことであるなというふうに思います。

こうした福祉避難所として開設した場合の市のメリット、また市の防災対策に与える影響、これらについて市は現在どのようにお考えなのか伺いたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 福祉避難所ではありますが、災害時におきまして、高齢者、障害者のほかに妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般的な避難所において生活を送る上で支障があることが想定されます。そこで、避難所の生活におきまして何らかの特別な配慮を必要とする被災者が対象となりますので、こうした施設が開設できることによりまして、要配慮者に対するよりよい対応が期待できるものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そういった点でも、この学校が建設されるようなことになりましたら、大変市としては、また市民としても大きなメリットがあるのだなというふうに感じております。ぜひとも、そういった意味も込めまして、この建設については前向きな協議を続けていただければなというふうに思います。ただ、前提として住宅をというふうに思っておられるのはわかりますけれども、私どもとしてはそのように主張をさせて

いただきたいというふうに思います。

また、今聞きましたもの以外にも、ぜひ実現していただきたいなというふうなものもございます。特別教室の地域開放ですとか、これは市民の生涯学習の場としても大いに活用が見込めますし、市民会館の臨時駐車場としても、確かにあふれた場合には、どこにとめるかと迷う方も大勢いらっしゃると思いますので、ぜひともお願いをさせていただきたいというふうに思います。

また、喫茶室農福連携なども、市民との垣根のない交流、また学校運営、教育的効果からもこれは推し進めるべきものと考えますし、廃棄物、資源物につきましても、これができたらすばらしいなというふうに思っております。

特にうちの会派としては、農福連携ということで、やはり障害をお持ちの児童・生徒の皆さんが農業に携わることについては非常に効果が高いということでも考えておりますので、ぜひこういった要望につきましても実現できたらなというふうに思っております。

改めまして、これら含めた点について、その実現の可能性や、市として要望した考え方、どのようなものか、まとめて結構でございますので、改めて伺いたいというふうに思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） さまざまな要望をさせていただいております中で、まだ東京都との調整を進めてる段階でございます。学校のカリキュラム等に相当する部分も含めまして、今後より東京都の調整を進めてまいりたいと思っておりますが、学校開設によりまして、また地域住民の方が、またそこに通学される皆様がそれぞれメリットとして受けとめていただけるものをまとめた仮要望としたところでございますので、今後私ども、なるべく多くの仮要望事項が達成できるように調整をしてみたいと考えております。

以上であります。

○16番（佐竹康彦君） それでは、次に、その他の仮要望事項も出ておりますので、これも市民の皆様にご存知の通りで、上でちょっと全部読み上げさせていただきたいんですが、その他の仮要望事項（1）向原団地の創出用地については、定期借地権付きの戸建て住宅を建築することが予定されていた。特別支援学校が建設された場合は固定資産税、都市計画税及び国有資産等市町村交付金が非課税となり、また転入による個人市民税が見込めなくなる。このことから一定額の税収がなくなり、当市の自主財源に影響を与えることとなるため、戸建て住宅が建設された際に見込める税収に見合った財源の確保を行うこと。

（2）東大和市内の安定的な需要の確保と地域経済の活性化に向け、特別支援学校開校後は、維持管理、物品納入等について、原則として市内事業者への発注を行うこと。

（3）東大和市内の雇用の促進を図るため、東大和市内の求職者を優先した採用を行うこと。

（4）東大和市内の産業や観光をテーマとするイベント等への協力、連携を行うこと。

（5）次に掲げる事業の実施において、市内のその他の公有地を活用することになった場合、貸付料の設定について無償となるように配慮すること。①民間保育園、民間学童保育所の整備。②社会福祉法人等の福祉施設の整備及び保育士、介護福祉士等の養成校の整備。③放課後等デイサービス事業所の整備。

これが仮要望事項でございまして、特にこの中では私といたしましては、戸建て住宅が建築された際に見込める税収に見合った財源の確保というところが大変大きいのではないかな、興味深いなというふうに思っております。

当然市としては、住宅を建設して担税力のある世帯を呼び込んで納税をしていただいたほうが財源確保になるということは理解はできます。そこで、この建築された際という条件で要望を出しておりますけれども、

見込める税収の算出はどのようにするのか、東京都がやるのか、市から提示するのか。財源の確保ということは、市の歳入として毎年都から一定額の交付金などの形でもらうのか、それは特別支援学校がある限り続くのか、また期間を決めて何十年間で終了するとかそういったことがあるのか、これらの点につきましてお伺いをさせていただきたいと思います。

○**公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君）** 特別支援学校の整備を予定されております都営向原団地の創出用地につきましては、定期借地権つきの戸建て住宅を建築することが予定されていた用地ということで、特別支援学校が建設されるということは、戸建て住宅が建築された場合と比較して、固定資産税やまた住宅を取得して東大和市に住まわれる方の個人市民税が見込めなくなるということでもあります。このことから、戸建て住宅建築により期待することができました一定額の税収がなくなることで、市の自主財源に対しても影響が出ることを想定いたしました。

そこで、戸建て住宅が建築された際に見込める税収に見合う金額について、東京都としての財源確保について配慮いただきたいということは要望いたしました。現時点ではその金額あるいはその手段等につきまして具体的には決まっておられません。

以上であります。

○**16番（佐竹康彦君）** 確かにそのとおりだというふうに思いますけれども、実際これは本当に市のほうの歳入になるとしたら大変大きなものだなというふうに思っております。先方もあることなので難しいと思いますけれども、ぜひとも力を入れていただきたいなというふうに思います。

そのほかの内容につきましても、市内事業者への発注について、確かに市内産業の維持、発展に資するようお願いしたいと思いますし、市内求職者を優先しての雇用促進につきましても、実際私、最近ですけれども、特別支援学校、あそこ建つようだけれども、いつその求職情報が出るのかというふうに言われたことがございます。これは複数ございまして、あそこに、そういった福祉関係で今まで仕事をされてた方で、今一旦仕事をやめたんだけど、もう一回この仕事をやりたいんだけどいつ建つんですかというふうに変に希望されてる気の早い方もおられました。

また、イベントの参加につきましても、産業まつりやうまかんべえ祭、また市民体育大会などが対象だと思いますし、貸付料の無償化につきましても、これが実現すれば市民にとって大変有益なことであるというふうに思っておりますので、ぜひこれらの仮要望事項につきましては交渉の際に力を入れて、全部できればいいんですけども、一つでも多く、建設されるということになった場合には、ぜひとも一つでも多く実現するようお願いしたいなというふうに思います。

続きまして、特別支援学校に対する市の考え方でございますけれども、従前どおり住宅でということのお話ではございましたけれども、その前段階として、北側地区と南側地区を一体のものとして協議しなければならないんだと、このようなスタンスでおられます。

前もそのことはお聞きしたんですけども、その一体のものとして協議しなければならない必要性って何なのかと。北側だけ先行して開発する、また南側は別途検討していくということにどうしてならないのか、この点についての詳しい御説明をいただければと思います。

○**都市計画課長（神山 尚君）** 仮になんですけど、特別支援学校を建設する場合は北側地区と南側地区を区域に含んでおります現在の向原団地地区地区計画を変更する必要があります。地区計画を変更する際は、向原団地地区の全体について、その目指すべき将来像を設定し、将来像の実現に向けた地区計画を定める必要が

あります。このため一体として協議していく必要があると考えております。

市といたしましては、北側だけでなく、南側の土地もあわせて一体として市民全体、市全体にとってよりメリットのある計画を検討していく必要があると考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 地区計画の変更という観点もあるということは理解いたしました。

それで、先ほど挙げました仮要望事項の多くが実現可能となった場合に、市としてはこれを受け入れて建てていいというふうにゴーサインを出すのかどうか、この点について現在の考えをお聞かせいただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 繰り返しのになってしまいますが、都営向原団地の創出用地の利活用につきましては、北側の地区と南側の地区を一体のものとして協議を行うことが必要であると認識しておりますことから、まちづくりの観点からは創出用地の北側への特別支援学校の設置のみを了承することは現時点ではできないものと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

いずれにいたしましても、私ども公明党といたしましては、これは建設するべきというふうな立場でこれからも言わせていただきますし、子育てしやすいまちづくりという市の大きな方向性を考えますと、個々の障害の有無にかかわらず、一人一人の子供がかけがえのない個性を最大に輝かせていくことができる環境が東大和市には整っているということが市としても大きなアピールポイントになるのではないかなというふうに思っております。どうか全ての子供たちのためにという観点から市として御尽力いただきたいというふうに思っております。

南側の創出用地についてなんですけれども、これは市長答弁でもございました、東大和市の医師会の先生方からも医療体制の充実という要望が出ておられるようでございます。東京都におきましては、現在待機児童の解消に向けて都有地活用推進本部立ち上げまして、未利用となっている都有地の活用に関し全庁的に取り組んでおるようでございます。東京都としては、都有地を都の各種政策を進めるために有効な利活用を図っていく考えだというふうに思います。特に福祉分野での利活用については東京都としても力を入れているようでございます。

市としてこうした福祉または医療、こういった施設が南側の創出用地に整備されることについてはどのような考えを持っておられるのか、現時点での考えだと思うんですけれども、お聞かせいただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 都有地の利活用策といたしまして、民間活力によりまして、福祉や医療などの分野の施設が整備されることは、地域に住む皆様にとりまして必要とされる施設が整備されることとなると思われまますので、公有地の利活用の考え方の一つとしてはよろしいことだと思います。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） よろしいことだというような御答弁、いただきました。私どももそう思っております。住宅という考え方も当然わかるんですけれども、人口減少していく中で新たな住宅を建てることの意義ということもございませうし、また特に医療、福祉ということにつきましては、より東大和市内のそういった行政サービス等が充実するということは大変喜ばしいことだというふうに考えております。この医療や福祉施設が整備される場合にはどのような手続をとるんでしょうか。これは都が貸与するのか、それとも都が売却す

るのか。貸与される場合、売却される場合についての条件はどのようなものなのか、今の段階でおわかりでしたら教えていただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） 東京都における都有地の貸与ですとか売却の条件というものにつきましては、市といたしましては承知していないところでございます。

しかしながら、平成28年12月に中央地区に開設されました認知症対応型共同生活介護、いわゆる認知症対応型のグループホーム、こちらの施設につきましては都有地の活用により整備をされております。この事例によりまして承知している内容を御説明をさせていただきますと、都では実施要綱を制定し、都が所有する土地などのうち、未利用の都有地等を地域に密着した生活の場の整備を促進し、福祉改革の推進を図ることを目的といたしまして、高齢者施設ですとか障害者施設、または保育所の整備のため民間事業者に貸し付けるもので、要綱によりまして、公募により事業者を決定するとしてございます。

また、医療施設につきましては、これは大変少ない状況ではございますけれども、政策的医療等を行う医療設備の整備を促進し、医療体制の確保を図ることを目的にしておりますして要綱を制定して、この要綱の内容では貸付料などの点を除きましておおむね福祉施設の整備と同様なものというふうになっております。

なお、対象となる都有地は、都において利用予定のない者の中から財務局長が決定するというふうに規定されております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 貸付だということはわかりました。また、東京都におきましてもさまざまな段階で判断が必要だということも理解をさせていただきました。

そういった意味で、なかなか医師会の先生方が望むような医療機関が整備されるということも幾つか段階を経なければならぬでしょうし、またあわせて、福祉施設といってもあれだけの大きな土地にどういった福祉施設が来るのかというようなことも議論の対象になろうかと思うんですけども、それはそれとして、繰り返しになると思うんですけども、市として、それでは南側の創出用地を活用するというにつきましても何が最も有効であるというふうに考えておられるのか、重ねてのお答えになるのかもしれませんが、教えていただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 繰り返しになってしまいますが、現時点で北側に特別支援学校ができるということのを了承したわけではありません。また、都営向原団地の創出用地として東大和市医師会からの要望書には東大和病院の建て替え用地としての活用を要望するというのもございます。

これまでこの向原の創出用地につきましては、良質な住宅地としての計画があったわけですので、良質な住宅を確保する方法につきましてもさらに模索する必要があると考えております。北側の地区と南側の地区の利活用一体で東京都との協議を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうお答えになるだろうなと思いつつ聞かせていただきました。

しかしながら、公明党といたしましては、今後の行政サービスのニーズ考えるときに、北側は当然特別支援学校の建設ということも要望したいんですけども、この南側の創出用地につきましても、医療もしくは福祉、またはそれらが連携した施設が整備されるとすれば、これは非常に地域住民の方、また東大和市民の方にとりましても大変有益になるというふうに考えております。

市として住宅等の整備を進めたいという考え方は当然理解はできるんですけども、現段階におきまして福

祉や医療での活用を大いに前向きに検討していただきたいというふうに思っております。

何よりも市にとって、そしてそれ以上に市民にとりまして最善の形で活用されるように、真剣にあらゆる可能性を考え検討して行ってほしいというふうに思いますけれども、この点につきまして最後一言お願いしたいと思えます。

○企画財政部長（田代雄己君） この向原の創出用地につきまして、南側につきましては東京都のほうから具体的な内容が示されている状況じゃありませんので、全くどういうものが建つとか計画があるかということは市のほうでは今理解はできてないところでございます。そういうこともありまして、北側と南側も一体としてということは市のまちづくりの観点から、またこれからの人口減少抑制の観点からも必要なことであると思えます。また、住宅の話もやはり捨て切れないというか、やはりまちづくりの観点からは大事な施策ではないかというふうに思っているところでございます。

ですので、お話にありましたように、地域の皆様や市民の皆様にとってメリットのある最善な方法というのは、最適な土地利用については、今後もそれを目指して検討してまいりたいと思っているところでございます。少しでもそういう考え方で進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 承知いたしました。

最後ちょっと、これは市にとってということではないんですけども、この件に関しまして地域住民の方とお話しする機会がございまして、その方々に聞きますと、特別支援学校が建つとか建たないとか、そういった交渉をすとかしてないとかっていう話は聞いたことがないと。市から、何の連絡もないというようなことをおっしゃる方もいらっしゃいました。

こうした都誘致の活用の件に関しましては、地元周辺の向原団地の自治会の方、また周辺の戸建て住宅の地域の自治会の方、また商店、事業者の方々に可能な限り情報を提供して話し合う機会を設けたほうがいいんじゃないかなというふうに考えます。早い段階からの、今決定はしないけれどもこういうような方向性があるというような情報提供ですとか、話し合いの場を持つことは地域住民の理解を得ていく上で非常に重要なことであるというふうに考えております。

そんな中で、当然市にはないというふうに思いますが、主体者である東京都がやるべきだと思うんですけども、市としては東京都に対してこういった住民理解の場を設けるように、今後とも、ぜひとも話し合う機会がありましたら要望をしていただければなというふうに思っておりますので、これは答弁は結構ですので、要望していただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。

この質問については以上で終了させていただきます。

続きまして、2番目の質問でございます。

B I D関連の質問でございます。

このB I D制度、今市長答弁であらあら御紹介をさせていただいたところでございます。この制度につきましては、これは海外で始まった制度でありまして、1960年代から70年代にかけてカナダで始まりまして、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、2000年代に入りましてからイギリス、ドイツでも制度化をされておまして、ニューヨークですとか、またはハンブルグとかシュツットガルトとか、そういったところでも進められている、そういった制度でございます。

このB I D制度につきましては、その前段階としてはエリアマネジメントということの推進ということがあ

るんですけれども、このエリアマネジメントにつきまして、具体的にどのような活動なのかということを知りたいと思います。市としてそのような取り組みをこれまでされてきたことはあるのか、また検討されたことがあるのかにつきましても伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） エリアマネジメントについてでございますけれども、エリアマネジメントとは、特定のエリアを単位としまして、民間が主体となって地域のまちづくりを積極的に行うという取り組みでございます。例えば駅前など、公共空間を含む一定の区域で区域内の事業者や地権者が連携し主体となって、まちの緑化や清掃活動、防犯活動を行ったり、まち案内のウェブサイトを運営したり、またオープンカフェやイベントなどを実施したりといった取り組みを行うことであります。このような取り組みを行う活動費は事業者や地権者が負担し、事業で得られた収益はまちづくり活動に還元していくものです。

人口減少社会におきましては、行政が主導するまちづくりには限界が生じてくることも考えられまして、エリアマネジメントによってエリアの価値を向上させることにより、エリアへの来訪者をふやし活気を取り戻すなど、まちの魅力を向上させる効果が期待されております。

このエリアマネジメントにつきましては、事業者が活動費を負担することや、活動そのものも事業者を中心にして行うことなどから、現時点では大阪市や札幌市など集客力の大きな大都市を中心に行われておりまして、当市においては検討したことはございません。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。確かにおっしゃるとおり、結構大都市、大都市というか、ほとんど国の中心となるような都市ですね。大阪にしてもそうですけれども、また海外におきましてもイギリスの事例でもやっぱり23万人か二十何万人かという割と大きな都市がこれをやっておられるそうなので、確かに検討するという段階には至っていないというのは理解できました。

しかしながら、平成30年の地域再生法改正に関しまして、国としましては、御答弁でもいただきました地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設というものが考えられております。これにちょっと内閣府の資料を拝見したところ、やはり対象となるのが大都市というのは書いてなくて、市町村と書いてございまして、町、村の単位でもこういったものを活用できるようにということで念頭に置いて考えていると。実際そうなるかどうかは別といたしまして、仕組みとしてはそう考えているということでございます。

特にこの安定的な財源の確保ということがそのエリアマネジメントをやっていく上では課題でございまして、確かに防犯ですとか、清掃ですとか、さまざまな活動を通してにぎわいを創出する、またその地域の価値を上げていくということについては大変、お金かけないでできるものでもないもので、その財源の確保というのが重要なんですけども、それについて非常に大きな、有効的な手段の一つとしてこのB I D制度、考えられておるわけでございます。仮にこのB I D制度を活用してエリアマネジメントを進めるというふうに考えた場合、当市としてどの地域がそれに該当するというふうに思われるでしょうか。例えば大規模店舗がある地域なのか、それとも、取り組む数を限定すれば狭い地域や事業者の少ない地域でも可能なのか、であるとすれば、当市としてはどのような地域に当たるのか、この点についてお話を伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） B I D制度の活用によるエリアマネジメントの特徴でございますけれども、今議員がおっしゃったように、活動資金を地方公共団体がエリア内の事業者などから徴収し、エリアマネジメントの運営団体に提供することになります。事業者から活動資金を徴収するためには、エリアマネジメントの効果によって来訪者が増加し、事業者の売り上げが増加するなど、事業者側の直接的なメリットが欠かせないと

考えております。また、まちの美化や緑化、防犯活動など公共空間を含んでの活動を基本とするため、一定の広がりのある区域において、10事業者や20事業者のように複数の事業者の連携によることが望ましいと考えております。

したがいまして、現時点では大都市の駅前などが対象になるのではないかと考えておりまして、東大和市におきましては今後の研究課題というふうに捉えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 大都市の事例なんですけれども、大阪市の事例、先行として挙げられておられました。この大阪市の事例の中で具体的な実績や効果はどのようなものが上がっているのか、また大阪市で取り組んでいる施設の維持や美化、防犯活動などは、本市としてもこういった民間団体等と協力することで一定の効果が見込めるというふうに考えますけれども、どのような認識をお持ちなのか伺いたいと思います。

○都市計画課長（神山 尚君） 大阪市でございますけれども、大阪市では2015年、JR大阪駅北側の大規模複合施設でありますグランフロント大阪を含む7ヘクタールのエリアでB I D制度の運用を始めております。ここでは地権者12者をもってエリアマネジメント団体が構成されております。エリアマネジメント団体は、大阪市がエリア内の事業者から徴収した分担金を清掃や巡回など公共空間も含めた施設管理などの活動費に充てながら、オープンカフェの運営、祭りなどイベントの開催を行っております。その結果、グランフロントへの来場者が増加するなどの効果が生じております。

次に、東大和市での運用についてでございますが、大阪市のB I Dのようにエリアを定めて、エリア内の全事業者の活動と負担金の徴収を前提とする制度はエリア内の合意形成が必要でありまして、今後の研究課題というふうに捉えております。

本市におきましては、エリアマネジメントを行うまでには至っておりませんが、協働の考え方に基づいて緑のボランティアや雑木林の会など、団体または個人とまちの美化や清掃、緑地の管理など、市民と市が連携して取り組んでおりますので、当面はこの取り組みを深めていくことが重要と考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 本市としてはなかなか研究、検討課題ということでございますけれども、例えば東大和市駅前、複数の店舗もございまして、また特にその中で、私ども公明党といたしまして、従前より交番の設置を求めておりまして、防犯につきましても、まちの観光案内ですとか、そういったことにつきましても交番があったほうが良いということですのでその要望を出しております。

そういったものが実現しない中で、例えばこういったエリアマネジメントの活動を通して防犯効果が上がる、常に、警察官ではないですけれども、防犯を担当する方が駅前にいるとか、そういった効果もできるんじゃないか。また今駅前のこの地域、花、植栽をしていただいているような活動をされておられる方もいますけれども、そういった方々にも手厚く資金が提供できてより活動の幅が広がるんじゃないかとか、そうした活動をとるといことで、東大和市の顔ともなる、先ほど別の議員の方もおっしゃっておられましたけれども、東大和市の顔となるこの東大和市駅前の価値も上がるんじゃないか、それがひいては事業者の方々の利益にもつながるんじゃないかなというふうに思っております。

しかしながら、そういった活動をするにはやはり資金が必要だというようなことございまして、ぜひこういった制度、活用していく価値あるんじゃないかなというふうに思います。

常々市長は、歳入確保の努力を強調しておられます。行政サービスやまちの機能を維持・発展させていくた

めにはそれ相応の予算が必要であるということは論をまたないこととございまして、しかしながら、税収が潤沢とは言えない、また歳入が減少している基礎自治体においては、あらゆる手段を用いて必要な行政サービスやまちづくりの事業のための予算を確保すること、そしてまた必要な人手を確保するという点についても必死になって対応しなければなりません。歳入確保と同時に行政サービスの維持を図るということにつきましても、あらゆる方法を知っていく必要もあるかというふうに思います。

こうした中で、海外で成功を上げている、また国としても取り組みやすいように法改正の準備がされているというような、こういった新しい取り組みも市としては検討するに値するものではないかなというふうに考えております。先ほど課長から大都市向きのというようなお話もございましたけれども、確かに大都市向きの制度と思われるかもしれませんが、東大和市は東大和市なりにこれをカスタマイズしながらうまく活用できないかというふうに考えておりますけれども、この点につきまして、市長としてのお考えが何かあれば御所見を伺いたいと思います。

○市長（尾崎保夫君） B I D制度ということでいろいろとお話を聞かせていただき、また私ども市のほうの考え方もお伝えをさせていただいたわけですけど、人口減少とか財政面、そして人の面とか、先ほどいろいろとお話をいただきましたけれども、そういった意味では、民間の活力を使うという意味では、従来から協働ということで、市民の皆様にお力をいただきながらいろいろと活動を進めてきているわけでございますけれども、まちづくりという意味で、この制度を使ってその地域、エリアをマネジメントしていくという考え方は大切だなというふうに思いますし、また先ほど、大都市だけかどうかということもあります。そして、東大和市の中でこういうふうな考え方を生かしてまちづくりにいけるかというのは、特にエリアの中での事業者の方々の御理解と、それからあわせて強制徴収するというか、そういうふうなところ、まだまだなじみがないというところは結構あるのではないかなというふうに思います。

そういった意味では、これから、先ほど佐竹議員もおっしゃったように、財政面でも、それから人的な面でも行政だけでまちづくりができるっていう時代ではもうなくなるのではないかなというふうな思い、私自身も持っておりますので、東大和版でどのような形で活用できるかどうか、今後いろんなところ、特に小さい自治体でどんな形でやれるのか、あるいは国はどんなふうな考え方を持ってるのか、調査研究しながら、東大和市に合った形でできるような方法あればやってみたいと、そんなふうには思っています。

○16番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひとも研究、検討、また前向きな御検討をお願いしたいというふうに思います。

2番目の質問につきましては以上で終了いたします。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時33分 休憩

午後 2時42分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（佐竹康彦君） それでは、3番目の質問、子育て世代や若年世代に対する住宅支援及び定住支援についての質問に移らせていただきます。

子育て世代に対する施策につきましては、これまで尾崎市長を中心といたしまして、日本一子育てしやすいまちというテーマのもとにさまざまな、特に保育サービスの充実、強化を中心といたしましてさまざまな施策

を推し進めていただきました。それによりまして、東大和市に越してきたいという方も多くいらっしゃるのではないかなというふうに思います。実際越してこられる際に、そういった住居、住宅等の支援もぜひとも考えていただけないかなというふうに思いましてこの質問、立てさせていただいております。

市長答弁におきましては、住宅支援施策については、東京都の制度などの情報提供を行っているというふうに御答弁いただきました。その現状、あり方、その成果、どのようなものと認識しておられるのか、この点について伺います。

- 都市計画課長（神山 尚君） 情報提供といたしまして、例えば東京都子育て支援住宅認定制度がございますが、この制度は子育てしやすい環境づくりの取り組みを行う住宅を東京都が認定する制度でございます。他の物件との差別化、信頼度の向上などを狙いとしたもので、住宅供給者事業者向けの制度と言えます。東京都は本制度を平成29年4月から開始しておりまして、現在都市計画課及び子育て支援課の窓口でこの制度のパンフレットの配付及びポスターの掲示などを行っております。東京都のホームページによりますと、平成30年1月時点におきまして、都内の12件の集合住宅が認定を受けているということでございます。市内において実績はありませんけれど、市といたしましては引き続き情報提供に努めていきたいと思っております。

以上です。

- 16番（佐竹康彦君） 東京都としては制度を用意しておいて、それを東大和市としては紹介している。しかしながら、市としての実績はないということでございます。わかりました。

そういうことでありましたら、ぜひとも市として独自の制度をつくれなかなというふうに思うんですけれども、新たな住宅の開発が東大和市においてこれまで以上に進むかどうかということが、今副市長がおっしゃっております都営の跡地でねというふうに、大変そのお話はよくわかるんですが、通常考えますと、私どもの立場からいけば非常に望みにくい社会情勢になりつつあるのではないかなというふうに考えます。

そうした中で、子育て世代に対します住宅支援をすることは、市に新しい世帯を呼び込むことにつながりますし、市としてもメリットがあるのではないかなというふうに考えておりますけれども、この点につきまして再度市の御認識を伺いたいと思います。

- 子育て支援部副参事（榎本 豊君） 子育て世代に対する住宅支援についてでございますが、そのような支援を行うことによりまして子育て世代の転入、定住の促進が図られまして、東大和市に住み続けていただくことができれば、日本一子育てしやすいまちづくりを推進しております当市の目的に一致するものと考えますので、今後調査研究してまいりたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

- 16番（佐竹康彦君） 大きな、「日本一子育てしやすいまちづくり」というテーマに資するという中で研究、検討していくというようなお話いただくことができました。

その中で、社会的な状況として、戸建ての新しい住宅を建てるよりも空き家が非常にこれから多くなるだろうというふうにこの日本の中では予想されております。実際空き家がふえてきつつあるという現状が全国各地で見られるわけでございます。

これらのこの空き家につきましては、この実態調査は東大和市は行っているのかどうか、この点について確認をさせていただきます。

- 総務部参事（東 栄一君） 空き家の実態調査についてでございますけれども、現在までのところ実施はしてございません。実態調査には多額のコストを要するため、戸別配付するような他の事業との抱き合わせができ

ないかということで検討してございまして、今後調査の手法について検討していきたいと考えてるところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 確かに、東京都の資料、拝見したことがありまして、空き家の実態調査してない東京都の区市町村は東大和市とあと1つぐらいだったかなというふうに思うんですね。本市として非常にこの点、おけているのではないかなというふうに思っております。これからは、本市におきましても、空き家また賃貸マンション等の空き室ふえていくというふうに思います。可能な限り早くこの実態調査を行いまして、実態を把握した上で適切に対処できるように市として準備することは欠かせないというふうに思います。調査を早急に進めてほしいとは思いますが、重ねての答弁になるかもしれませんが、この点についてのお考え、伺わせていただきたいと思っております。

○総務部参事（東 栄一君） 実態を把握することの必要性につきましては十分認識してるところでございます。先ほど申し上げたとおり、相応のコストが必要となるということでございますので、引き続き手法の検討を進めつつ、できる限り早期に調査ができるように調整は進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） こうした空き家の実態がわかった上で、じゃそこにどういった手当てをしてその空き家を活用していくのか、また一方でございます子育てしやすいまちづくり、そしてその子育て世帯に対する支援ということを考えた場合に、質問でも出ささせていただいてますけども、甲府市のような空き家を活用した施策がつかれないかなというふうに思っております。

こういった施策に対しまして、国の地域少子化対策重点推進交付金、こういったものがございまして、この交付金はこうした住宅政策に援用することが可能なかどうか、この点について聞かせていただきたいと思っております。

○都市計画課長（神山 尚君） 国の地域少子化対策重点推進事業は、一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策において示されました希望出生率1.8の実現に向けて、国が地方自治体の行う少子化対策の取り組みを支援するものでございます。これに基づきまして、適切な出会いの機会の創出など結婚に対する取り組みが行われていますが、低所得者向けの結婚に伴う新生活の支援メニューというのも含まれております。具体的に申し上げますと、結婚新生活支援といたしまして、新規に婚姻した世帯の住宅取得費用や住宅賃借費用並びに婚姻に伴う引っ越し費用について、都道府県または市町村が補助した場合、1世帯24万円を限度としまして、平成29年度は国からその3分の2の額が都道府県または市町村に交付されるというような内容になっております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 子育てより、新婚でこれから子育てするであろう方々に対する支援ということで、これも非常にやりようによっては使えるのかなというふうには思っています。ちょっとあれなんですけども、新婚の方への支援ということにつきましては、私ども公明党が青年委員会中心に調査した中でも大変高い要望として若い世代から出されてたところがございますので、子育て世代、もしくはこれから子育てするであろう世帯に対しての交付金として、本市としても活用できないことはないのかなというふうに考えてございます。

その事例として挙げました甲府市の制度、また次の話にもなりますけれども、あわせて海老名市のこういった制度の詳細について改めて伺わせていただければというふうに思います。

○都市計画課長（神山 尚君） それでは、都市計画課からは空き家を活用しました甲府市の制度についてお答えしたいと思います。

甲府市は、平成25年、26年度に空き家実態調査を行っておりますが、中心市街地に近接した市域の中央部の空き家率は、他の地域に比較しまして特に高い状況でした。このため、これらの地域を対象に平成30年1月1日から空き家改修助成制度及び子育て世帯等家賃助成制度を開始しております。

初めに、空き家改修助成制度でございますが、空き家を居住目的で購入者が改修工事を行う場合に、上限はありますけれど、対象となる工事費の3分の1を助成するというものでございます。また、空き家の貸し主が改修工事を行う場合には、対象となる工事費の3分の1、こちらも上限はありますけれど、3分の1を助成するといったものでございます。

次に、子育て世帯等家賃助成制度であります。子育て世帯や新婚世帯が対象となる市域の中央部に転入した場合、こちらも上限はありますが、最大3年間、家賃の2分の1を助成するといった制度でございます。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） そうですね、補足しますと、空き家改修については上限が30万円、また家賃助成については上限が2万円ということで、上限がございますけれども、そういった補助制度が使えるわけでございます。

こういった制度を整えることで、甲府市の場合は、特に空き家については地域を限定しているということで、これも地域に特化した形で集中的にそういった問題を解消することに役立つだろうというふうには思いますし、また子育て世帯等の家賃助成制度につきましても、そういった特定のターゲットのところの施策として大変大きなインパクト、メリットがあるんじゃないかなというふうに考えております。

私といたしましては、先ほどから研究、検討というようなお話がございましたけれども、ぜひ子育て世代の方々がより来やすい、新築を建てる、買うまでのお金はないけれども、とにかく東大和で子育てしたいというふうに思われる方で空き家等を活用できれば、より多くの方に来ていただけるのではないかなというふうに思っておりますので、この点につきまして、ぜひとも今後とも真剣に検討していただければなというふうに思っております。

それで、次に、学生、若者世代の居住ということなんですけれども、この海老名市の制度についてはどのようなになっているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○企画財政部副参事（北田和雄君） 海老名市の制度は2つございます。まず1点目が若者（学生）定住促進家賃補助事業です。これにつきましては、市外から転入する学生を対象に最大4年間、家賃の2分の1、上限ございます、月2万ですが、を補助するものです。ただ、制約がございまして、SNSの利用などシティブロモーションの実施あるいは市のイベントなどへの参加が補助の要件になってます。

もう一点が奨学金等返還補助事業です。これは市外から転入する奨学金を返還中の方を対象にしたものです。期間は最大1年間、奨学金返還額の約2分の1で、ただこれも上限ございまして月2万円です、を補助するものです。おおむね5年以上定住する意思があるということと30未満であるということが補助の要件となっております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 海老名市の事例は特に子育て世代よりさらに下の世代、若い世代の方々を呼び込もうということでこういった施策をつくっておるところでございます。

東大和市については、壇上でも申し述べましたけれども、近隣に国立音楽大学、また武蔵野美術大学ございます。全国的にも大変有名な大学でございますし、また多摩都市モノレール沿線にも多くの大学ございます。それこそ中央大学、明星大学、帝京大学と全国的にも有名な大学が多数ございます。こうした大学の学生の方々に対して、市に住んでもらって市の事業に協力してもらい、先ほど海老名市の事例でもございましたような、そういった事業に協力してもらいということでの市の活性化につなげることができるんじゃないかなというふうに私は考えるわけでございます。それが東大和市に対する、特に若いとき、学生のときに住んだまちということで愛着を生んで、定着にもつながってくる事例が出てくるのではないかなというふうに考えます。

また、特に音大や美大の学生さんについては、防音施設を備えた住居ですとか、また広くアトリエとして使うことができる住宅の提供など、学生の方に役立つ支援を行うことで、そのかわりに地域の活性化に一役買ってもらえることができれば地域としてプラスになるのではないかなというふうに考えております。こういった近隣の大学へ学生の住むまちとして東大和市を選んでもらうようにアピールすることも必要ではないかなというふうに考えますけれども、こういった学生の方々の居住を進めるということに関しましての市の御認識、御見解を伺いたいと思います。

○企画財政部副参事（北田和雄君） まず大学生に対して、市の事業へ協力していただくということですが、これは市の活性化には貢献するというふうには考えております。ただ、大学生を将来的な定住につなげるための施策というふうになりますと課題が幾つかあるというふうに思っています。

まず、大学生が将来的に市に定住するには幾つかの分岐点が存在します。まずは卒業時ですね。卒業のときの就職先によっては、東大和市の居住を希望したとしても居住が困難というケースはまああるというふうに考えています。それからもう一つの分岐点としては結婚ですね。これは結婚によって相手との結婚後の生活形態によりまして別の居住地を選択せざるを得ないということもまあ出てくるということではないかというふうに考えてます。

そのため、市では、定住人口の増加というものを目的としておりますので、定住地を選択する時期である30代の子育て世帯を中心にブランド・プロモーションを展開をしておりますし、日本一子育てしやすいまちづくりを重点施策として進めてるところでございます。

また、プロモーションと申しますのは、民間企業の経営手法のマーケティングの一つでございます。このプロモーションをやる場合、民間の場合ですと必ずターゲットというものを設定をします。これはやはり対象を絞ることによってより効果を上げることだというふうに考えております。

ですので、市が実施する場合もやはり限られた財源と人材を投入してやることとなりますので、より効果を上げるためにはやはりメインターゲットというものを設定して展開をする必要があるというふうには考えてるところです。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 確かにメインターゲットというお話からしますと、この学生の方、また独身の方というのはそのターゲットから外れるので、確かに市の施策とはちょっとずれたところなのかなというふうにも思いますけれども、確かに仕事や結婚などのライフステージの変化で学生時代に住んでいた場所から引っ越すという事例が多いというのは確かにそのとおりだというふうに思います。

しかしながら、それも含めて、例えば海老名市さんなんかは自治体が学生支援の施策を展開しておるわけでございまして、そこにはそれなりの戦略と理由があるはずでもございます。先ほど結婚ということもございま

したけれども、結婚して東大和市、たしか子育てしやすいまちだったよなということを心にとどめておいていただくのであれば、東大和市にじゃちょっと越してみようかというふうなこともあるかというふうに思いますので、ターゲットからずれるとってしまえばそれまでなんですけれども、ぜひもうちょっと広く目配せをしていただけないのかなというふうに思いますので、ぜひとも大いに研究をし、生かせるところは大いに我が市の市政にも生かしていただきたいというふうに思います。

この点につきまして、最後、企画財政部の部長としてどういったお考えがあるのか、最後ちょっとお聞かせいただければと思うんですけれども。

○企画財政部長（田代雄己君） 今副参事が申しましたように、市としましては人口減少の抑制を第一に考えておりまして、日本一子育てしやすいまちづくり、子ども・子育て支援施策を展開してるところでございます。今はそれを重点的にやる時期だと思っております。また状況が変わったり、社会が変わったりしたときに、また違う視点で市の発展に寄与する政策を考えるときには、今の御提案のようなことも考える時期が来ると思いますけれども、現時点ですぐという少し難しいのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（佐竹康彦君） 今後の研究課題としてぜひとも心にとどめ置いていただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で3番目の質問につきまます再質問終了させていただきます。

次に、4番目の福祉タクシーの件についてお尋ねいたします。

特に大きく確認したい点は2つございまして、一つは交付の受付時期、回数についてでございます。

現在東大和市におきましては、年に2回、半年ずつの交付受付というふうになってございます。それでは他自治体の事例はどうなっているのか。市長答弁でも教えていただきましたけど、もうちょっと詳しくお聞かせいただければと思います。こうしたタクシー券を交付している多摩26市の自治体の数と、それぞれの年間の交付回数や時期、また東京23区においてはおよそどのような状況になってるのかおわかりになるようでしたら教えていただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 福祉タクシー券の交付回数及び交付時期についてでございますが、多摩26市の中で当市と同様にタクシー券方式での助成を行っている市が14市ございます。それらのうち年一括の交付というのが11市、当市と同様に年2回交付が3市となっております。

東京23区におきましては、全てをちょっと確認しておるわけではありませんが、多くの市で年一括交付というところであります。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） うちの市は少数派であるということは理解をさせていただきました。

平成29年3月に出されました東大和市障害者計画・障害福祉計画策定のためのアンケート調査結果報告書、これによりますと、身体障害者の方の外出方法としてはタクシーが20.5%の割合でございまして、他の障害をお持ちの方、または難病をお持ちの方に比べてもかなり高い割合になってございます。また、自由記入欄におきましては、身体障害者の方の福祉サービスに対するお声の中で、市長答弁でもございましたけれども、タクシー券については500円券だけではなく100円券も出してほしい、また年1回の交付にしてほしいというようなお声が上がっております。

先日私もお話を伺った方がございまして、やはり同様の御要望をいただきました。半年に1回ずつですと、

前半半年間で使い切って足りなくなってしまう、また後半半年間で余ってしまって、年度を超すことができないと使えなくなってしまう、大変もったいない、何とか年1回で1年分交付してもらって、この半年ごとの過不足なく使い切るようにしてほしいというようなお声がございました。今課長のほうからも年1回での交付が14市中11市ということで多数を占めるというようなお話もございましたし、23区では多くが年1回であるというふうなお話でございました。そのお話を伺った方も、他の地域にお住まいの同様の友達から、半年に1回なの、年1回じゃないのというようなお声もいただいているようでございますので、ぜひともこの利用者の方がそういった過不足なく使える、半年間で足りなくなっちゃった、また半年間で余ってもったいない、そういうことがないようにこの交付のあり方を改善できるように御検討いただきたいというふうに思うんですけれども、この点についての御認識、御見解を伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 福祉タクシー券の年1回交付ということでございますが、福祉タクシー券は一月当たり5枚、2,500円相当の補助を行うという金券としての性質を持つものであります。年間では3万円相当になります。そういう点から、資格喪失後に利用される等の不正な利用を防ぐというような意味合いから、利用者に負担のない範囲で分割交付を行っております。交付時期につきましては、予算の適正な執行と利用者の皆さんの利便性等を勘案して今後研究をしてみたいと考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） 不正な使用の可能性は確かに否定できませんけれども、例えば多摩26市中11市でそういった事例が確実にあるのかどうかということも含めまして、ぜひとも私といたしましては、実際利用されてお困りの方のお声をすくい上げていただいて、年1回の交付のほうで御検討いただければなというふうに思っております。また、年1回でありますと職員の方の仕事量も若干減るんじゃないかなというふうにも思いますので、ぜひとも御検討いただければなというふうに思います。

続きまして、同様に、2つ目といたしまして、広域移動に関します要望でございまして、これは市内で使っても、市外に一旦出て、またそこからタクシーに乗る場合に利用できない場合がある。当然そうですね、提携してる業者でなければそうなります。市外に出ても利用できるように、これも改善してほしいというなお声がございました。他市に比べても大変多くの事業者と提携してるという御答弁でございまして、これは大変な御努力をいただいているというふうに思っただけ高く評価をさせていただければというふうに思いますけれども、しかしながら、利用者としてさらに広範囲で利用しやすい仕組みにしてほしいというなお声もございます。これに関します市の御認識、御見解を伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 市長答弁にもございましたが、福祉タクシー券は、通常の交通機関を利用することが困難な障害者の日常生活圏の拡大と経済的負担の軽減を図ることを目的として実施しております。これまでも市外でも利用したいという要望を踏まえまして、登録事業所をふやしてきたところであります。なるべく多くの方が御利用できるように近隣市の事業所を登録しておりますが、事務上の負担を考慮して現状の40事業所とさせていただいております。

現在登録している事業所には、近隣のみでなく、広域的にサービスを提供している事業所あるいは個人タクシー組合等も含まれておりますので、当面はそれらを御利用いただければというふうに考えております。

○16番（佐竹康彦君） なかなかできない理由ももったものかなというふうに思いますけれども、しかしながら、利用者の方々の目線に立った形で制度のブラッシュアップを常に心がけるべきだろうなというふうに思いますので、今申しあげました点、交付の回数やまたは広域移動の件、ぜひとも利用者の方のニーズを常に確

認しながら改善していったほしいというふうに思いますけれども、これらにつきまして最後御答弁いただければと思います。

○福祉部長（田口茂夫君） この福祉タクシー券、こちらにつきましては、当然利用者の目線で物事を考えていかなければいけないというふうには考えてございます。

これまでも市民の皆様の利用に供するそれぞれの改善等も実施してきてはございますけれども、こういった意見も酌み上げまして、内部でどういったところから実施できるか、また早々にできるようなものにつきましてはお聞きしたいと、こんなふう考えております。

以上です。

○16番（佐竹康彦君） ぜひともよろしく願いいたします。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 木戸岡 秀 彦 君

○議長（押本 修君） 次に、20番、木戸岡秀彦議員を指名いたします。

[20番 木戸岡秀彦君 登壇]

○20番（木戸岡秀彦君） 議席番号20番、公明党の木戸岡秀彦です。通告に従い、平成30年第1回定例会での一般質問をさせていただきます。

今回は6項目について質問をさせていただきます。

1番目として、ごみ対策についてであります。

昨年第3回定例会において、廃棄物の不法投棄について質問をさせていただきましたが、ごみ対策課の取り組みによって市内の不法投棄が減少しているとお聞きしております。大変にありがとうございます。

しかしながら、当市で管理している東大和市から武蔵村山市にかけての多摩湖周遊道路周辺の雑木林への不法投棄はいまだに続いており、東大和市として誇れる狭山丘陵の貴重な自然が崩されている現状があります。多摩湖周遊道路周辺は当市の芋窪40号地及び47号地は環境保全に取り組む公益財団法人トトロの森のふるさと基金により取得もされ、イメージアップにもつながっております。豊かな自然を残すため、不法投棄根絶に向けた取り組みを強化すべきであると考えます。また、秋から冬にかけて大量に出る落ち葉や枝の処理は地域により市民の悩みごとになっております。

ここで伺いいたします。

①多摩湖周遊道路周辺の不法投棄対策について。

ア、貴重な財産である狭山丘陵に長年にわたり不法投棄が続いています。環境保全のため、根絶に向けたアクションプランを策定し取り組むべきと考えるがいかがか。

イ、志木市で取り組んでいるごみ減量のための落ち葉銀行の設置はできないか。

2番目として、特定健康診査・特定保健指導率の向上についてであります。

少子高齢化が急速に進み、医療の高度化により1人当たりの保険給付費の増加が見込まれ、被保険者の現役世代の減少など、保険税の負担が増加傾向にあります。特定健康診査、特定保健指導率の向上は、健康長寿と医療費の抑制にもつながります。安定的な財政運営を図るため取り組みを強化すべきであると考えます。男性では血糖、女性ではメタボリックシンドロームのリスクがあり、医療費は2倍以上に、また特定保健指導の未

実施者は実施者に比べると医療費が1.5倍になるとの調査分析結果が出ております。

ここで伺いいたします。

①特定健康診査の受診状況について伺う。

ア、受診率向上のための取り組みについて伺う。

イ、受診者に東大和元気ゆうゆうポイントの付与はできないか。

②特定保健指導の受診状況について伺う。

ア、受診率向上のための取り組みについて伺う。

イ、受診率が低くなっていると聞いているが、有益な情報サービスを広く広報すべきであると考えるがいか

が。

3番目として、市報の配付についてであります。

市報は当市にとって、市民に対し広く情報を伝える一番の広報誌であります。現在新聞折り込みによる市報の配付が行われていますが、SNSの急速な普及により新聞購読者が減少傾向にある中、情報が市民に十分行き渡っていないのが現状であります。多摩地区においても26市中18市において全戸配付が行われております。当市でも市民サービス向上のために全戸配付をするべきと考えます。

ここで伺いいたします。

①全戸配付について。

ア、市民サービスの向上のため早期に実施していただきたいと思うが、市の見解を伺う。

4番目として、部活動の取り組みについてであります。

学校の部活動は、スポーツ系、文科系があり、多くの生徒が活動しています。部活動は学校教育活動の一環として、学級や学年を離れて、子どもたちが自発的に、自主的に活動を組織し展開することを支援するものとされており、生徒の意欲と可能性を引き出すための環境づくりが必要と考えます。

ここで伺いいたします。

①各学校の部活動の状況について伺う。

ア、部活動を行うための基準について。

イ、生徒が希望する部活が学区内にない場合、学区内に外部指導員の配置はできないか。

②部活動で生徒、団体が成績優秀により大会（関東・全国）に出場する場合、部活動に激励費を支給できないか。

5番目として、小中学校の熱中症対策についてであります。

夏季気温の上昇により、熱中症により救急搬送された人は昨年5月から9月にかけて全国で5万2,984人に達しています。その中でも屋内が最も多く、1万9,603人で37%、次いで屋外が7,351人で13.9%になっています。スポーツ活動による熱中症の現状調査では、8月が最も多く、湿度で40%、気温20度以上で多発をしております。気温20度、湿度40%は安全域であるが、水分補給や運動の強度、実施時間、休憩時間など十分考慮しないと熱中症に陥る危険があることが判明しております。

ここで伺いいたします。

①当市の熱中症対策の取り組みについて伺う。

②熱中症から子供を守るため、小中学校の体育館に熱中症を計測する熱中症計の設置はできないか。

最後に、6番目として、老人クラブについてであります。

老人クラブは、地域を基盤とする高齢者の自主的組織です。高齢者がふえるにつれ、人との交流を求める高齢者がいる反面、1990年をピークにクラブ及び会員数が減少している現状があります。当市では、地域により会員も増加し、活発に活動しているグループもあります。

ここで伺います。

①当市の老人クラブの現状について伺う。

②補助金の規定及び用途について。

ア、補助金を一律ではなく、会員数に応じ配分することはできないか。

③近隣他市の状況について伺う。

壇上での質問は以上とし、再質問は答弁を踏まえ、自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[20番 木戸岡秀彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、多摩湖周遊道路周辺の不法投棄対策の現状についてであります。多摩湖周遊道路は自然豊かで散策などに適した環境となっておりますが、その反面、人目につきにくいことから夜間などに不法投棄が発生していると思われま。

不法投棄対策につきましては、フェンス等に不法投棄の抑制を促す看板の設置や委託事業者による定期的な巡回などを実施し防止に努めております。

次に、不法投棄根絶に向けたアクションプランの策定についてであります。環境省では不法投棄撲滅アクションプランを定め、地域における意識の向上や廃棄物処理体制の強化などを示しております。市におきましては、環境省の定めた不法投棄撲滅アクションプランに準じた対応に努めております。

次に、ごみ減量のための落ち葉銀行の設置についてであります。減量施策につきましては、東大和市一般廃棄物処理基本計画に基づき各種事業に取り組んでおりますが、用地などを伴う事業につきましてはその取り組みが難しい状況にあります。

次に、特定健康診査の受診状況についてであります。国民健康保険の特定健康診査につきましては、40歳から75歳未満の被保険者を対象とした生活習慣病の原因となります内臓脂肪型肥満等に着目したメタボリックシンドロームの早期発見のため実施しております。平成30年1月末の受診率は50.5%であり、前年度とほぼ同率であります。市報、ホームページ等で周知するとともに、新たに特定健康診査受診者への保健事業に積極的に取り組むことで受診率の向上に努めてまいります。

次に、特定健康診査受診者に対する東大和元気ゆうゆうポイントの付与についてであります。特定健康診査受診者へポイントを付与することが受診率向上への効果が期待できる取り組みであることは認識しております。

東大和元気ゆうゆうポイントの活用につきましては今後研究してまいります。

次に、特定保健指導の利用状況であります。平成30年1月末の利用率は8.4%であり、前年度と比べて0.4ポイントの減となっております。

特定保健指導の利用には強制力がないことから利用率は減少しておりますが、被保険者の健康増進や医療費の適正化の面からも重要な施策でありますので、引き続き東大和市医師会、保健指導実施医療機関と連携した利用率の向上に努めてまいります。

次に、特定保健指導の利用者に向けた広報についてであります。市報、ホームページでの周知に加え、利用予約のない方には勧奨通知の送付や担当事業者からの電話勧奨を行っております。

生活習慣の改善、健康の保持に向けて、今後も利用率向上に資する周知等につきましては積極的に行ってまいります。

次に、市報の全戸配付についてであります。現在市報につきましては、発行日の当日に等しく市民の皆様にお届けすることを重視し、新聞6紙への折り込みと、希望される方へ宅配する方法により配付しております。

一方、市政情報を市民の皆様にも漏れなくお届けすることも重要でありますことから、毎年度予算編成の際には市報の全戸配付を実施する場合の検討を行っておりますが、経費が増大することや配付に時間を要することに伴う情報格差の課題等があり、現時点での実施は困難であると考えているところであります。

次に、各学校の部活動の状況についてであります。部活動を行うための基準につきましては特に決まったものはありません。また、生徒の希望する部活動が学区内にない場合には、外部指導員の配置によっても部活動を新設することはできないと認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、部活動における激励費の支給についてであります。教育委員会では、中学校の部活動に対しまして大会出場費等の補助を行っております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校における熱中症対策の取り組みについてであります。熱中症事故を防止するため、暑さが厳しくなる前に、教育委員会が学校における教育活動全般において全ての教職員に対して適切な処置及び指導の周知徹底を図っております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校の体育館に熱中症計を設置することについてであります。熱中症の危険性を視覚的に確認できる熱中症計は、現在市内の多くの小中学校において設置されております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、老人クラブの現状についてであります。現在市内には16の老人クラブがあり、生きがいを高める活動、健康づくり活動、社会奉仕活動など、地域に根差した活動を行っております。

会員数につきましては、以前は減少傾向があったものの近年では現状維持をしており、全体で860人前後になっております。

次に、老人クラブに交付する補助金の交付方法についてであります。老人クラブに対して交付する補助金につきましては補助要綱を定めて交付しております。補助要綱では、各老人クラブが行う事業のうち、社会奉仕活動事業、生きがいを高める活動事業、健康を高める活動事業、その他社会活動事業を補助対象事業としております。補助額は1クラブ当たり年間で27万3,600円と、会員数に40円を乗じて得た額の合計額としております。補助金は、その目的を団体運営の一部補助としております。このため、補助金の主たる部分は固定額とし、老人クラブの会員数に応じて金額を増減するものではありませんが、一部にはその要素を取り入れております。

次に、近隣市における補助金の状況であります。東村山市や三鷹市などは本市と同じように主たる部分を固定額とし、従たる部分を会員数に応じた額として交付しております。一方、武蔵村山市では、交付額を会員数に応じて段階的に定めて交付しております。

なお、三鷹市につきましては、当初は会員規模に応じて段階的に交付額を定めておりましたが、規模の小さいクラブからの要望があり、協議の上、主たる部分を固定額にする方式に変更したと聞いております。

各市の状況に応じた交付方法があるものと認識しております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、各学校の部活動の状況についてであります。各中学校では生徒の希望や管理できる教員の人数、また技術的な指導ができる外部人材の有無などを考慮して部活動を設定しております。また、外部指導員につきましては、現在国や東京都で配置を進めているところであります。顧問を務める教員のかわりに指導できる人材として活用するものであります。

生徒の希望する部活動が学区内がない場合につきましては、中学校に進学する際に希望する部活動がある学校へ指定校変更することが制度上可能であります。

次に、部活動における激励費の支給についてであります。教育委員会では、中学校部活動大会参加費等補助金を各中学校に支出しております。運動部活動や文化部活動におきましては、関東大会や全国大会に出場する可能性もあることから、通常活動の分に加え、全国大会等出場分としても予算を確保しているところであります。近年では、平成29年度に第四中学校の陸上部が全国大会へ、また平成27年度に第一中学校の野球部が関東大会に出場し、その交通費や宿泊費等に対しまして補助をした実績がございます。

次に、小中学校における熱中症対策の取り組みについてであります。教育委員会では、例年暑さが厳しくなる前の時期に、校長会及び副校長会等を通じて、体育の授業、運動会、部活動等、学校の教育活動全般における熱中症事故を防止するため、全ての教職員に対して危機管理意識の周知徹底を図るよう指示をしております。

次に、小中学校の体育館に熱中症計を設置することについてであります。熱中症計は、温度、湿度及び周辺の熱環境等を測定することができ、熱中症の危険性を視覚的に確認ができるものであります。市内の小中学校におきましては多くの学校で設置されております。熱中症予防の判断指標となり、体育館だけではなく、屋外や屋内でも使用ができるよう、運用については各学校の判断に委ねております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、随時再質問をさせていただきます。

まず初めにゴミ対策についてですけれども、多摩湖周遊道路周辺の不法投棄でありますけれども、この不法投棄に関しては、私は長年市民の方からこの不法投棄を何とかしてほしいという要望を受けております。やはりこの多摩湖周辺の不法投棄に関しては何十年にわたって不法投棄が続いている実態がありますけれども、いまだにおさまる気配がないという実情があります。

現状の取り組みとして、不法投棄対策としてフェンスに看板設置、また委託業者による定期的な巡回を行い防止に努めているということですが、これについては効果があるのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 看板設置及び定期的な巡回のパトロールという形の効果という話ですが、確かに効果のほうはあるというふうに考えてます。というのも、過去10年来、私はあそこの通りを自転車で通って通勤をしているところなんですが、過去山盛りになってた廃棄物、こちらについては近年清掃活動等も行うことによって、廃棄物については大分少なくなってる、きれいになってきているということを目の当たりにしてる

ところでございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

私も市民の方から言われて、定期的に確認をさせていただいておりますけども、減ってるっていう部分はわかります。

昨年の11月と本年の2月に、市と清掃組合、また業者による不法投棄の撤去作業が行われました。大変に感謝しております。私も2月に立ち会わせていただきましたけれども、撤去作業によって減ってはいるんですけども、昨年11月以降にまた再度不法投棄をされた状況が確認をされました。その中には、未使用の乳製品の瓶、それが大量に不法投棄がしてありました。この撤去作業についてですけども、現状どのように行われているのか、定期的に行われているのか、この点をお伺いしたいと思います。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 清掃活動、その前に今おっしゃった乳製品という形がございました。そういった形で私たちが清掃活動を行ったときに出てきたもの、こちらのほう、特定ができた場合には連絡をさせていただいてます。今回も特定ができて、相手方のほうに連絡をし、回収をし、指導をさせていただいてるところでございます。

撤去作業については定期的に現状行っておりまして、こちらにつきましては東大和市清掃事業協同組合、そちらのほうの協力をいただいた中で、基本的には春と秋、こちらのほうの2回を清掃活動という形で行っております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 春と秋、年2回ということでしたけども、続いて、根絶に向けたアクションプランですけども、先ほど市長の答弁でも、環境省の定めた不法投棄のアクションプランで、地域における意識の向上と廃棄物処理体制の強化ということで、当市はこれに準じた形で対策を行ってる、対応を行ってるということですけども、このアクションプランの狙いの一つに、未然防止を図ることが不可欠であるという項目がございます。巡回パトロールの強化とか、これに関してはやっぱり清掃回数をふやすことはできないのかお伺いしたいと思います。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 未然防止ということで、確かに未然防止することがすごく一番大事だと私のほうも思っております。その関係もありまして看板の設置ということもさせていただいております。また巡回パトロール、こちらにつきましても過去行ってないものをここ最近行ってるという形で強化のほうはさせていただいております。

清掃活動につきましても今十分に行ってるということで、きれいになってきているということで、ただ根絶にまでは至っていないというところがございますが、だんだんと不法投棄、少なくなっているというふうには感じております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 少なくなってるということ、それは認識は私もしております。

目立たない場所だと思うんですね、当然。やはり夜間などに不法投棄が発生していると思われるという答弁でしたけども、私もそう思います。

昨年2月に武蔵村山市の地域は防犯カメラを設置して、不法投棄が減ったと聞いております。当市でもこの防犯カメラを設置をすることができないのか。また、私が一般質問で不法投棄の対策に取り上げたときに、防

犯カメラ作動中という看板がございますけれども、これに関しては一定の効果があるということをお聞きしました。ぜひ、これ夜間に不法投棄が多いっていう、これは予測ですけども、そういった意味では、ぜひそれとともに点滅式看板、防犯カメラ作動中の、これは設置していただきたいと思っておりますけれども、この2点について伺いをいたします。

○環境部長（松本幹男君） なかなか根絶に至らない理由といたしましては、やはり夜間、深夜というところが大きく影響してるとは思っております。

ただいまカメラの話も防犯カメラということであったわけですが、そういったところで現場を押さえるというところでは一つの有効な手段であるとは認識はしておりますが、あの通り自体がやはり営業している店がございます。そういった関係もありまして、なかなか容易に設置するということまで、うちのほうとしてもそこまでは踏み込んではいないという状況でございます。

また、場所柄、電気を引っ張ることが、引き込むことが、あそこできているかどうかという、そういう物理的な問題等もございますので、今後引き続き定期的な清掃を清掃事業協同組合、ボランティアで私どもと年に2回から3回、定期的な清掃しておりますので、巡回の業務の強化とあわせて中で今後の状況、動向を見た中で将来的なそれは研究課題かなというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） やはり未然防止を図る、これがやっぱり一番大事ではないかなと思います。当然、以前に比べて減っているという状況はありますけれども、11月に清掃して、また2月に清掃、その間にまた不法投棄があるということはこれ事実でありますし、そういった意味では防犯カメラとか、そういったやはりわかるものを設置をしていただきたいなと思います。それとともに、またセンサーの設置も含めて要望をしたいと思います。これについては先ほど研究ということでしたけども、ぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続いて、よく皆さんも見かけると思うんですけども、日中軽トラックで廃品回収してる業者を私も見かけますけれども、この点については市は把握してるんでしょうか。またこの廃品回収の業者の状況がわかればお聞かせいただきたいと思っております。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 確かに今、軽トラックとか何か、2トントラックとか、いろいろそういったもので廃品を回収されてるということは認識はしております。あの行為自体がどうなのかという話になりますが、そちらにつきましては法律上で基本的にはできないという話にはなっております。把握をしておりまして、基本的には個人の方、市民の方から連絡があって、その業者さんのほうに連絡をしたというようなケースもございます。こちらのほうで連絡を受けて、きちんとそういった形で対応はさせていただくということを今現状させていただいておりますし、また市民の方にもPRということで、廃棄物広報紙ごろすけだより、こちらのほう、28年5月号にもそういったことを市民の方に啓発をして自己防衛に努めていただくと、そういった形で周知をさせていただいてるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この業者に関しては、当然市民の方はよく知らないですね。実は先日、これは芋窪の地域でごみ対策課のほうで講習というか、集会所でやっていただきましたけども、そのときにその業者の話をしていただきましたけども、皆さん健全なる業者だと思っております。そういった意味では、やはりこういったものはしっかり広報をしていただきたいなと。逆に引き取ってくれるんだからありがたいなと思ってる人もおります。

そういった意味では、なかなか取り締まるっていうのは難しいと思いますけども、やはり不法投棄につながる可能性があると思いますので、ぜひまた広報をしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

多摩湖周辺道路は、都道の周りの40号地、47号地に隣接しております。先ほど私も壇上で述べさせていただきましたけども、トトロの森の基金ですか、財団によって取得をされて、やはりまたイメージもよくなっております。その中で、その通り沿いが不法投棄の場所になってるという、これもすごいアンバランスといたしますか、不法投棄の箇所が点在しております。このトトロの森財団で清掃活動を行っておりますけれども、広く市民に呼びかけております。これは近隣の、当然東大和市、東村山市、所沢市という部分ですけども、かなりそういった意味では市民の皆様が協力をしてボランティアで清掃活動を行いました。私もさせていただきましたけども、芋窪40号地に関しては大変荒れておりましたけども、かなり見通しがよくなって整備をされつつあります。こういう清掃活動、以前にもお話ししましたが、市民に呼びかけて同様な運動ができないのかお伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 今お話の中に出ました40号地、こちらのほうにつきましてはトトロのふるさと財団、こちらのほうのボランティア団体さんが地域の方とあわせて清掃してるということで、私ども、ごみ処理、処分のほうでお手伝いをさせていただいてるわけですが、やはり今後、まちをきれいにしていくというところでは地域の方とそこは手を取り合いながら、不法投棄の監視という抑止力も含めた中で活動ができればというふうには考えております。

したがって、今後周知等でさせていただく中でそういったところの御紹介、御案内ができればというふうには今後考えたいと思っております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

ここで私も要望したいのは、先ほど言いました、現状減ってはいるものの、やはりこの状況を見た上で、やはり不法投棄がまだまだ続くようでしたら、清掃回数をふやすとか、先ほど言いました防犯カメラの設置、そういった看板の点滅の設置というのをぜひ要望したいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、志木市の落ち葉銀行の設置についてでありますけども、現在市は落ち葉の処理についてはどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

○環境部長（松本幹男君） 落ち葉の処理ということですが、他の議員の一般質問でもあったわけですが、基本的には地域の方にお願いを市のほうがある場合については、必要に応じてビニール袋の配付をさせていただくという形をとっております。また、時期的に多量に出してしまう場所につきましては、別途御連絡等いただく中で対応させていただいてるという状況でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） この落ち葉に関しては、私も何件も落ち葉に関しての市民からの要望があつて、必死に落ち葉を集めて市に持っていったということもありました。

そこで、先日志木市に行つてまいりました。志木市は昨年11月からことしの3月まで可燃ごみ減量に向けて、これまで家庭用の可燃ごみとして処理していた落ち葉や剪定枝を堆肥化して土に戻すことで資源循環型のまちづくりを進めようとして落ち葉銀行を開設いたしました。一般家庭で収集した落ち葉や枝を個人またグループで市に搬入してポイントをためると堆肥やトイレトーパー、また水、苗木等に交換できるシステム

ができました。これはごみ1つ45リットルで1ポイント、2ポイントで商品と交換できるシステムでありますけども、これは市民に大変好評であるということで、今回この3月終わった段階でまた来年度も引き続きやっていくということですが、これに関しては市ではこのような取り組みをする考えはないのかお伺いをしたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 先ほど市長のほうからも御答弁させていただいておりますが、まず落ち葉の堆肥化という話になりますと、腐葉土をつくるという話になりますと、基本的には土地の関係が出てまいります。こちらのほう、落ち葉銀行につきましても基本的には土地を絡むという話がございます。その関係から、今現状では落ち葉銀行の設置という形では考えてはございません。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 市有地の活用についてはいかがなんでしょうか。

○環境部長（松本幹男君） 市有地を活用という形の中ですが、市有地につきましては、今全庁的に市有地等の利活用検討委員会がございますので、そこは総合的に市として今後どういう形をとっていけばいいかというところで別途検討してるところでございますので、今ここでその用地がないということをもってというのは難しいと考えております。

また、現在市で持っている市有地、こちらで工業地域というものが今現状ない状態でございます、使用できる場所として。そういった観点からも考えますと、なかなか今すぐ用地の確保を伴う事業というのができにくいという状況でございます。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

この志木市は堆肥化ということで行っておりますけども、当市でも個別で、多くはないですけども、現在個別で49世帯、生ごみの堆肥化を行ってまますけども、これとともに行うということとはできないのでしょうか。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 現状はその生ごみの堆肥化ということで個別な形で登録をしていただいた方が生ごみを出していただいて、市のほうで回収してるというのが47世帯今現状でございます。そちらのほうの、一緒にという形になりますと、また一緒に堆肥化するということはまずできません。堆肥化自体は、生ごみは生ごみでの堆肥化ということと、落ち葉につきましては腐葉土というような話なので別々な形になります。別々に堆肥化しないとそれは使い物にならないというような形になりますので、一緒に今のところはできないという形でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。別々にしないとできないということで、やはり場所的な問題があるということでお伺いをしました。

これについては、志木市は始まったばかりですけども、今後の推移を見てぜひ研究をしていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いをしたいと思います。

○議長（押本 修君） ここで10分間休憩いたします。

午後 3時44分 休憩

午後 3時53分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○20番（木戸岡秀彦君） 続きまして、2番目の質問に入らせていただきます。

特定健康診査・特定保健指導率の向上についてでありますけれども、今回特定健診及び特定保健指導を取り上げたのは、私も特定健診を受けておりますけれども、どういうわけか今回初めて特定保健指導の対象になりました。ことし1月に受診をしましたが、管理栄養士ですか、指導の方が丁寧にわかりやすく説明をしていただきました。メリットも感じました。無理のない目標を設定して、自然に健全に今戻りつつある状況です。

そこでお聞きしたロンドのフィットネスクラブの無料体験の件と、運動実技講座を月1回実施をしているということをお聞きしました。さまざまないい取り組みをしているんですけども、受診者が減ってるっていうお話をお聞きしました。それで私も改善しなければいけないと思い、今回取り上げをさせていただきました。

以前は病院から通知を出していましたが、改正により市から通知を出して、やはり市民の意識が病院からと市の意識っていうのはちょっと違うのかなということを感じております。

特定健診の受診状況ですけども、市民の健康状態を把握して、健康保持・増進に欠かせない、特定健診に関しては、受診率はことしの1月末で50.5%のことですけれども、受診率の現状とこれまでの状況についてお問い合わせいたします。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成29年度の特定健康診査の受診状況は、今議員から御紹介いただきました50.5%となっております。平成26年度が51.5%、27年度が51.4%、昨年度28年度は50.6%でございました。今年度は昨年度とほぼ同率程度の受診率になるというふうに考えてございますが、40歳以上の被保険者の方が対象となっておりますが、若年層の受診率が低下しているということが現状捉えてございます。また、人間ドックの受診料の助成金の助成の申請は若干ながらふえてございますので、そういったところも影響があるのかなというふうに捉えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 特定健診を受けないで人間ドックを受けているということもあるということではないかなと思うんですけども、ここ数年同率、大体同じぐらいの状況だと今お聞きしましたが、近隣他市と比べて当市の受診率はどの程度になるのでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 平成28年度の実績でございますが、現在市が把握してる状況といたしましては、当市は26市中9番目ということとなっております。受診率の高い自治体は57.7%、低い自治体は35.7%、平均いたしますと26市平均といたしましては48.4%となっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 高い自治体は57.7%ということですけども、これはどこで、何か参考になる、当市で参考になることはありますでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 一番高い自治体は私ども捉えているのは武蔵野市となっております。受診率の高い自治体におきましては、それぞれ勸奨回数をふやしたりですとか、あとは同封物を逆に減らしたりというような取り組みをしているというふうに伺っております。

当市では、勸奨時期を少しずらしてみたり、そのような取り組みをしております。また、30年度より特定健診の受診者の方に市民体育館のトレーニング室や当日参加型の健康教室の一時利用券の配付を予定してございます。日常的に体を動かすきっかけづくりになることを目標といたしまして、また現在策定中の第3期特定健康診査等実施計画によるデータの分析等をもとにいたしまして、受診率向上への取り組みにつなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 今、第3期特定健康診査等の実施計画がございますけれども、どのような効果的な取り組みを今考えているのかお伺いをいたします。

○保険年金課長(越中 洋君) 計画書の策定に当たりまして、過去の特定健康診査の受診状況の振り返りですとかこの評価、あとは国民健康保険加入者の年齢構成等の実情を見ながら、今回この計画を策定をしているものでございます。

また、高額なレセプトですとか医療費の分析、そういったものもとにいたしまして、生活習慣病に係る医療費の金額や内訳を算出したしております。過去3年間の医療費や患者数におきましては、高血圧、腎不全などの生活習慣病に関する医療費や患者数が多くなっているということが見てとれます。

これらの状況を考えますと、被保険者御自身の健康状態を把握していただくとともに、定期的な運動、食生活の改善等、そういった必要があるというふうに認識しております。

先ほどの市民体育館との連携事業等、こういったものは日常的な運動には効果的であるというふうに考えてございますので、この事業の周知等を積極的に行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ありがとうございます。

体育館の連携事業ということですが、次に、東大和元気ゆうゆうポイントの付与についてですが、先ほど、市民体育館の利用券とあって、そういうお話がありましたけれども、東大和元気ゆうゆうポイントは効果的で期待ができるという答弁でしたけれども、これについてもぜひ検討していただきたいと思っております。再度お聞きしたいと思います。

○保険年金課長(越中 洋君) 健康マイレージ、健康ポイント等は受診率向上に向けて効果的であるという考えではございます。現状では、ポイント制という形では計画には及んではないのですが、まずはこの体育館の一時利用券、こういったものの配付から被保険者の方へのインセンティブと申しましょうか、そのような事業に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 特定健診に関しては、全国各自治体を調べてみても、健康ポイント制度といいますが、特定健診を受けた方にはポイントを付与してる自治体が数多くあります。そういった意味では、本市では東大和元気ゆうゆうポイントということで、私ども公明党としては健康ポイントということで、さらに拡大をしてほしいということで訴えをさせていただいておりますけれども、この東大和元気ゆうゆうポイントの部分についてもぜひ検討していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

この受診勧奨についてですが、隣の武蔵村山市では、未受診者に対して委託によって受診勧奨を行っているというふうに聞いておりますけれども、この取り組みに関しては本市としてもそのような取り組みはできないのでしょうか。

○保険年金課長(越中 洋君) 武蔵村山市の現在の取り組みを伺ったんですが、武蔵村山市では未受診者の方の年齢ですとか、あとは昨年までの、前年度までの受診状況等によって、一つの形ではなく、タイプ別の勧奨状をお送りして受診していただくための取り組みを行っているということでございます。

他の自治体においてさまざまな受診率向上の取り組みを行っているというのは、私どものほうも把握してございます。費用ですとか効果、そういったところを勘案して研究してまいりたいというふうに考えてござい

す。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) これに関してもぜひ、ちょっと様子を見ていただいて、やはりこれをするによってやはり受診率が向上すれば検討していただきたいと思いますので、お願いをしたいと思います。

あと現在の広報活動ですけれども、やはり市報、ホームページということでしたけども、それ以外には何か広報してるものはございますでしょうか。

○保険年金課長(越中 洋君) 市報ですとかホームページのほかには、1階にございますコミュニティビジョンですとか、あとは国民健康保険の事業として年に2回開催しております健康づくり相談、そういった中でPRをしている状況でございます。

また、平成30年度は制度の改正の年度ということもございまして、広く市民の方々に対する周知の必要があるというふうに認識してございますので、国民健康保険を特集した広報、こういったものを全戸配付する予定になってございます。特定健康診査、特定保健指導につきましても、この中でお知らせしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど、国民健康保険の改定によって全戸配付ということでしたけども、ぜひこの特定健診及び特定保健指導のこれに関してもぜひ盛り込んでいただきたいなと思います。

続いて、特定保健指導の受診状況なんですけれども、この特定保健指導とは生活習慣病などの予防、重症化を防ぐ意味でも重要なものでもありますけども、ことしの1月末現在で8.4%ということですけども、これの勧奨については強制力がないという御答弁でしたけれども、受診率と現状と、これまでの状況についてお伺いをしたいと思います。

○保険年金課長(越中 洋君) 平成29年度の保健指導の受診状況は8.4%となっております。内訳といたしまして、積極的支援が対象の方が140人に対しまして利用されてる方が6名、4.3%の利用率、また人数といたしましては前年と比べますと3人ふえているという状況でございます。動機づけ支援の対象の方は458名、利用していただいている方が44名、利用率が9.6%、前年に比べますと8人の減となっております。

過去3年間の利用率といたしましては、全体では26年度が16.9%、27年度が15.5%、平成28年度が11.7%でございまして、毎年同じ方が対象となってしまっているということもございまして、一度利用された方が改めて御利用いただけないというような理由がこの低下につながってるものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) かなり特定保健指導に関しては、特に積極的支援に関しては140名のうち6名ということでかなり少ない、動機づけに関しても458名中44名、9.6%ということですけども、この先進事例を私も調べて問い合わせをしてみました。

岐阜県の本巣市、これは人口3万5,000人ですけども、特定健診に関してはうちと同じように大体49%なんですけれども、特定保健指導率は98.8%ですね。これは動機づけ支援が98.8%、248名中245名が利用して終了してると。積極的支援も74名中50名で、67.6%っていうことでかなり非常に高い率であります。この担当者と私もお話をさせていただきましたけども、やはり当市でも同じように未受診者に対してはがきでというか、出してるわけですけども、もちろん電話もしております。ここはすごい重視してるのは、結果の説明会を案内送付してるんですけども、受診者の結果の面談にすぐく力を入れてるということなんです。当然、特定健診

受けた方に関しては結果を当然聞きにくいわけですが、これに関しては詳細な形でわかりやすく丁寧に説明をしているということで、かなり信頼関係が生まれてリピート率が高くなっているということをお聞きしました。

この特定保健指導の対象者に関しては、結果説明会より早目に、初回の予約をこちらからするんじゃなくて、個別にこちらのほうから連絡をしてると。それによって本人と話す機会をふやしているという。あとは、国保、社保関係なく、二十から65歳までの対象に5歳ごとに節目健診というものを実施をしているということです。また、青年健診ということで、これ19歳から39歳までの青年健診というのも実施をしていて、そういった意味ではかなり健康に関する取り組みを進めているという、ありました。

この国民生活基礎調査というものがございまして、健診を受けなかった理由として大きく3点あります。一つは時間がとれなかった、一つは面倒だから、一つは必要なときにいつでも医療機関を受診できるからという、これ時間がとれなかった、面倒だからというのはありますけども、基本的には特定健診、特定保健指導は平日で行っておりますけども、やはり休日でないを受診できない方も多いのではないかなと思います。他市でも休日の実施しているところを聞いておりますけども、当市でも受診率向上のために実施する必要があると思えますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○保険年金課長（越中 洋君） 他市におきましては、対象となった方に対して日曜、祝日に初回面談を行っているというふうに伺っております。

当市では、東大和病院附属セントラルクリニックにて一括的にこの指導を行っております。そういった実施の状況が違うということから、日曜、祝日については初回面談ができていないという状況でございます。利用者の利便性を考慮する必要性はあるというふうに認識してございますが、日曜、祝日の健康診査の実施については現状は課題があるというふうに考えてございます。実施方法等、こういったことにつきましても今後考えてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） やはりこれだけの差が出るということは、やはり持続してかなり粘り強く進めている結果が受診率の向上につながっていくと思いますので、ただ単に数値だけではなく、その本人との連携をとるとい、当然人もかかりますし、そういった部分では大変だと思いますけども、やはりこれをするによって医療費の抑制にもつながりますし、そういった意味では休日に関して現状はできないということですが、やはりこれは年に何回かそういうのを決めて行くとか、やはり市報等にそういったものを、特定健診、特定保健指導のことがまだまだ知られていないという状況がありますので、やはり一面に載せるとか、そういったやっぱり工夫もぜひしていただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

以上で2点目は終了をしたいと思います。

続きまして、市報の配付についてでありますけれども、平成27年度の第4回定例会でも私、取り上げました。また、我が会派からも議員からの要望をしております。市長の御答弁では、前回と同様、検討はしているけれども経費と配付時間の格差があり困難であるということでしたけれども、現状の部数、新聞未購読世帯への宅配の状況をお聞かせいただきたいと思います。

○企画財政部長（田代雄己君） 29年4月ということで申し上げたいと思います。新聞の折り込み部数につきましては2万4,800世帯、そして非購読世帯に対します配付数につきましては約4,400というふうな数字になっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） この未購読世帯の配付ですけども、これに関しては数字的には、これは平成27年第4回では4,000部ということでお聞きして、今回4,400ということで、これは着実にふえてるってということなんですか。

○企画財政部長（田代雄己君） 推移としましてはふえていると。27年と29年比較しても400はふえてるということになります。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） あと現状に係る経費、印刷等委託費についてですけども、以前は印刷費1,000万円、委託経費は1,190万円とお聞きしましたけども、現状から変わっていないのでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 28年度の決算の数字で申し上げますと、年間の印刷経費につきましては約980万円です。そして年間の配送経費につきましては約1,210万円ということになっておりまして、27年度に比べると若干減ってるかなという数字になっております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） これに関して、全戸配付した場合の経費については大体およそどのぐらいかかるかお伺いいたします。

○企画財政部長（田代雄己君） 全戸配付をした場合の経費ということですけども、30年度の予算を組むときに見積もりをとりました。全戸配付につきましては約2,780万円です。現行の方法ですと2,370万円ということで、比較しますと約400万円全戸配付をするとうえるということで現在把握してるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 約400万ぐらいということですけども、やはりこれは市民サービスの向上のために実施をしていただきたいんですけども、多摩地区では26市中18市が全戸配付されているということですけども、これは市報が市民にとって最も有益な情報を伝える手段のこれは基本的にはあらわれだと思えますね。そういった意味では、ぜひ全戸配付ができるようにこの予算を計上に向けて検討していただきたいと思えますけれども、再度お伺いいたします。

○企画財政部長（田代雄己君） 今申し上げましたように、全戸配付に係る経費ということが一つ大きいと思えます。またあわせて、やはりお届けするに当たりまして全戸配付になりますと3日から5日ぐらいお届けする日が変わってくるということと、あと編集作業におきまして若干前倒しになるということと、新鮮な情報を市報に掲載したいけれども、その原稿締め切りが早まるというような作業上の課題もあると思えますので、現在はそのようなことも踏まえまして継続的に検証してる、研究してるというような状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひ、日程的なものはあると思えますけども、これは以前も答弁で同じことを御答弁いただきましたけども、何とか改善をしてできるようにしていただきたいなと思えます。

そこで、この市報の配付場所ですけども、現在当市では公共施設とか駅、郵便局、ちよこバス等にも設置してありますけれども、この市報に関しては今現状、全戸配付されていない中で、やはり広く市民に広報する必要は私はあると思えますね。そういった意味では、隣の小平市ではスーパーとか銀行、信用金庫、病院とかJA等にも設置をしております。町田市ではコンビニ設置をしております。当市では地域連携によってさまざまな企業とのタイアップをしておりますけども、大きくいえばイトーヨーカドー、セブンイレブン等であると

思いますけども、そういった地域協定をしているところも含めて設置場所、これはふやすことはできないんでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 現在市のほうでは、公共施設や、あるいは郵便局あるいは西武線の東大和市駅など3駅だったりモノレールの駅だったりということで、市民の皆様が手にとりやすい場所に配置をさせていただいてるところでございます。またちよこバスなどにもあわせて設置をさせていただいております。

そういう中で、今御提案のありましたコンビニだったり銀行だったりというお話でございますが、直接市のほうにそういう市民の皆様からお声をいただいているような状況ではありません。

ただ、今御提案ありましたように、身近なところに市報を、手にとりやすい環境をとということですので、先方との調整などもありますので、そういうことも踏まえまして研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 私どもはどちらかというと、広報をどうしていますかとさまざま行政のほうに聞いたときに、まず市報ということがまず初めに御答弁をいただきます。そういった意味では、市報というのは市民にとって大変な大事な情報量だと思います。そういった意味では、広く広報することがどれだけ大事なのかってというのが26市中18市してらるってということは、その私は、再度言いますけども、あらわれではないかなと思います。

地域協定を結んでいるセブンイレブンとイトーヨーカドーに関しても、コンビニですけれども、やはり若い世代、市報をなかなか見ていないという状況もあります。そういった意味では、そういったものが無料で見れるようなやはり情報提供をするということは大事ではないかと思っておりますけども、研究ではなくして、ぜひ検討していただきたいと思っておりますけども、再度御答弁をお願いします。

○企画財政部長（田代雄己君） 確かに新聞購読者が減っております、また若い人はそういうペーパーで見るというよりも電子媒体で見るということで、ホームページだったり、あるいは自治体広報用アプリというのがありまして、そういうのでごらんになってる方もいらっしゃるようです。ですので、市としましては、現状の中でもさまざまな媒体を使って広報しているというような状況でございます。

そういう中で、今の御提案ですけれども、研究というお答えにさせていただきましたけれども、先方がありますので、その辺を踏まえて研究をさせていただければと思います。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、部活動の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

各学校の部活動の状況についてですけれども、部活動を行うための基準は特に設けていないということでしたけれども、万が一この部活に希望する人数が多くなった場合、これに関しては新設するということは可能なんでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 今お話があったように、学校としては設置基準を明文化している学校はございません。市の学校においては、そういった希望する生徒が多くいる場合、また部の顧問として指導する教員がいること、そして活動できる場所が確保できること、こういったことを総合的に判断して設置をしている状況でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 当然さまざまな状況があると思っておりますけども、私は今回、この部活動の取り組みと

いうことで取り上げたのは、ある小学生が、今6年生ですけども、今度中学に上がるときに卓球やっているけども、今度入るところの学校が卓球部がない、でも卓球をやってる子どもがすごく多いと。ぜひ自分が行く学区内に卓球部があればなということで、親御さんから御相談を受けました。そういった意味では、その子どもの夢というか希望を何とか実現してあげたいなという思いがあります。

だからすぐできるかっていう問題ではないと思いますけれども、そういった意味では、今部活が学区内にない場合に、当然今、教員の働き方改革ということでかなり今取り上げられていますけども、教員の労働時間の削減ですか、そういった部分も含めて、学区内の外部指導員なんですけれども、これに関しては2018年度の教員の働き方改革で外部指導員の配置の推進事業がありますけれども、これに関しては当市の取り組みはどのようになっているのかお聞きしたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 現在においては、今研究をしている段階でございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** この外部指導員ですけども、顧問が務めるかわりに指導できる人材を活用するということですけども、これは現状今当市では外部指導員はいるのかどうか、採用はどのように行っているのか、この点についてお伺いしたいと思います。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 今現在配置しております外部指導員と、そして今国や東京都で外部指導員と言われてるものとこれは別物でございます。今現在配置してる外部指導員は、学校のほうで指導技術を専門に見てもらえる方を、学校のほうがこの方はできるというようなことで市教委のほうに推薦というんでしょうか、この方を配置したいというようなことで申請が上がってきます。そして、それでその外部指導員は技術的な指導を中心にやっていくので、例えば大会の引率であったりとか、保護者対応だったりとか、そのあたりはしないというような状況になります。

一方、東京都や国のほうで考えてる外部指導員については、教員と全く同じような働きをする形になるかと思われま。す。ですので、実際には市の職員として採用しなければいけなかったりとか、さまざまな条件整備をした上で配置をし、そして大会への引率であったりとか、または技術的な指導も含めて、教員にかわる働きをするというような役目がございます。その違いがあるというふうに認識しております。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** この外部指導員ですけども、今後採用するに当たって、特に何かこのようにしていくという何か取り決めというのはあるんでしょうか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 国や東京都のほうで考えてる外部指導員についてですが、簡単には採用がいかないといいますのは、責任が生じるというところがかなり大きなところがあるかと思えます。やはりお金の部分もお支払いしなければいけませんし、それから子どもたちの安全面の確保だったりとか、そういう部分ではかなり慎重に採用しなければいけないものでありますので、絶対この人じゃなければいけないとか、資格の部分についてはまだちょっと詳細、こちら側でも検討してない部分がございますが、かなりそこをきちんと整備した上で採用する形になるかと思われま。す。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** 外部指導員に関してはこれからさまざま取り組んでいくということでよろしいでしょうか。

現状、今これ全国各地でも部活の顧問に対しての労働時間とかさまざま問題出ておりますけども、当市では

その部活の顧問に対してかなり負担が重くなっている状況なんですか。

○**学校教育部参事（岡田博史君）** 中学校の部活動につきましては、新規採用の教員も部活動指導をやりたいと言って入ってくる教員もいるほど、積極的に部活指導をやりたいという教員は数多くいます。この教員については、現在東大和市においても例外ではなく、積極的に部活指導している教員が数多くおります。

しかしながら、今問題となっています、かなり遅くまで部活指導でやって、その後教材研究をしなければいけないということで、その辺の課題を解決しながら子どもたちのために一生懸命やっているというような現状がございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** じゃ当市においては部活の先生に関してはかなり意欲的に取り組んでるということでもよろしいでしょうか。

それで、これは5年ほど前ですけども、これは第二中学校ですかね、バスケットボール部がなくて他校に通学した生徒がおります。そして、その学区内にその後バスケ部が新設されたということをお聞きしておりますけども、これに関しては新設された経緯というのはおわかりになりますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 第二中学校において、男子バスケットボール部が6年前から保護者等の強い要望があり、設置できずにおりました。そして、1年後、5年前に指導経験のある教員が異動してきて、その教員を中心に2人体制で新設したという状況がございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** ありがとうございます。そういった人がたまたま来たという部分なんですかね。そういったなかなか選べないということがあると思いますけども、経緯はわかりました。

過去に、部活が学区内にない場合、他校に入学した生徒、この状況というのはおわかりになりますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 部活動で指定学校の変更を行う生徒の現状につきましては、現在30年度に向けては、今現在ですが、4人の御申請がございます。また、平成29年度につきましては15名の申請がございました。申請のあった部活動については、バレーボール部、剣道部、茶道部、バドミントン部、卓球部等がございます。

以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** この生徒に関してはやっぱり学区外の通学っていう形になってるんですね。済みません、お聞きします。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 指定された学校外の学校を指定校変更して通学するという形になります。以上でございます。

○**20番（木戸岡秀彦君）** かなり人数的にはこの、去年なんか15名ということで多いのではないかと思います。先ほど、バスケ部の、親御さんの強い要望という部分がありましたけども、今後当然、少子化ですけども、やはり子どもの可能性を引き上げるためにはそういったものもぜひ検討もしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続いて、生徒、団体が成績優秀により大会に出場する場合の激励費についてですけども、部活の補助金として支給しているということでしたけれども、この実施に至った経緯についてお伺いをしたいと思います。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 中学校部活動大会参加費等の補助金の導入の経緯でございますけれども、

いつ導入されたのか、また導入された経緯につきましては、詳細、正確には確認できませんでした。少なくとも昭和59年に施行されたクラブ活動大会参加費補助金交付要綱に基づいて大会費等が補助されているということが確認できました。また、関東大会、全国大会の参加費の補助につきましては、少なくとも平成22年度の歳出予算において確認できたところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） ありがとうございます。私はこの激励費というのは、それはないと思っておりまして、今支給をしているということで、本当にありがたく思っております。

平成27年には第一中学校、関東大会、平成29年は四中の陸上部が全国大会に出場したということですが、交通費、宿泊費、これは個人なのでしょうか。団体なのでしょうか。また金額等を教えていただければと思います。

○学校教育部参事（岡田博史君） この補助金につきましては、部活動において、団体の場合も、それから個人の場合においても支給されます。ですので、野球であったりとか、吹奏楽であったりする場合については団体での支給というふうな形で、宿泊費であったりとか、交通費であったりというところで支給がされます。

また、個人で、例えば陸上部に所属をしていて、全国大会には自分一人だけが全国大会へ行くといった場合についても、そちらについても補助のお金を出すというようなところでございます。

詳細の金額については、ちょっと今手元にそこまではないんですけれども、団体、個人というようなところで支給してるところでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 金額についてはまたお聞きしたいと思いますけど、ことし、これは神奈川の葉山町ではこういった激励費が支給をされたということをお聞きしました。個人競技では最大1万円、関東大会ですね、団体では20万円、全国大会では個人が2万円、団体では40万円という、そういうことをお聞きしております。ぜひこのお子さんがこの東大和市で、関東大会、全国大会で一人でも多くの方が出て激励費が、激励費って補助金ですね、ができるようにぜひお願いをしたいと思います。

続いて、5番目の小中学校の熱中症対策に……

○学校教育部参事（岡田博史君） 申しわけございません。

金額についてなんですけれども、平成29年度の、失礼いたしました。

第三中学校の吹奏楽のポピュラーステージ吹奏楽コンクールというのがありまして、そちらについては今年度は団体として約17万円を支出しているというようなところでございます。

また、個人のほうでも支出しておりますけれども、上限とか決まった金額ってということではなくて、予算の範囲内の中で支出できるところは支出していくというふうな形ですので、かかった金額について補助をしているというふうな現状がでございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） 予算に関しては、じゃ毎年ある程度の金額を確保しているということでもよろしいんですか。

○学校教育部参事（岡田博史君） 予算については全国大会、関東大会に行った場合にある程度予算確保しまして、出せるように確保しているという状況がでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) わかりました。今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、5点目の小中学校の熱中症対策についてですけれども、過去に当市では熱中症によって病院搬送された例はありますでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 私のほうでは特に大きい事例というのは把握はしてございません。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 数年前に六小を会場にしたイベントにおいて、中学生が吹奏楽で演奏する際に熱中症と疑われる症状で搬送されたという事例がございました。管外の活動ではございますけれども、そういう事例がございます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) 熱中症の取り組みに関しては、教員、生徒に指導を徹底しているということでしたけれども、この熱中症の体育館の設置についてですけれども、この熱中症の多くは小中学校に設置してあるという御答弁でしたけれども、これは全校なんでしょうか。また現在どこに設置してるのかお伺いをしたいと思います。

○教育総務課長(石川博隆君) 熱中症計、こちらのほうの設置状況を各校に確認をいたしましたところ、小学校で導入されてるのが7校で、未設置なのが3校でございます。中学校では4校、設置されていないのが1校という形になってございます。

設置場所につきましては、体育館に置いてあるということもありますし、また教室内、職員室のところですとか、中には持ち運びができるようなハンディタイプのというようなことを複数台購入してるところもございますので、そのような対応で、必ずしもどこかに固定というようなところではないということもあるようでございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) これもやはり熱中症を未然に防止をするために、私は体育館ということで、当然屋内外あるわけですが、体育館というのは、これは冬の時期はすごい寒いですから暖房というのも必要なんですけれども、夏はやっぱり非常に暑くなります。そういった意味では、この屋内の全校にぜひ熱中症計を設置をしていただきたいと思ひますけれども、これについてはいかがでしょうか。

○教育総務課長(石川博隆君) 体育館内も暑くなる時に湿度等も高くなって熱中症になる危険性も増すというところでは認識してございますけれども、熱中症、今導入してる学校さんにつきましては、校舎内また体育館でさまざまなその設置方法は、屋内へ持ち込んだりとかということで各校独自で活動やってございますので、使用方法につきましては、やはり各学校の特色等ございますので、その判断に委ねたいというふうに思ひてございます。

以上です。

○20番(木戸岡秀彦君) これ、海老名市ですけれども、海老名市は、これ平成26年ですか、小学校で熱中症により児童が救急搬送されたことを受けて、全19校、これは屋内外に小学校が13、中学校6に設置をされております。また、最近では埼玉の加須市が全30校、小学校22校で中学校8校の全体育館に設置をされました。基本的には、この屋内の熱中症計ですけれども、経費的にはそんなにかからないです。先ほど設置されていない学校が小学校で3校、中学校で1校とありましたけれども、これはぜひ全校に設置を推進をしていただきたいと思ひますけれども、この点はいかがでしょう。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 市内の小中学校におきましては設置している学校が多いわけですが、

設置していない学校におきましても、例えば温度計により気温の上昇を確認したり、テレビ、ラジオ等で警戒の情報をチェックしたり、あるいはインターネット上で熱中症の指数を確認したり、それぞれ適切に熱中症の事故の防止に向けて対応しております。

また、校長会等で今回のいろんな議論などについても情報提供して、判断は各学校に委ねていきたいと思えます。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) いずれにしても、これはぜひ、今、小学校7校、中学校4校ですけれども、ないところに関しては、これはやはりそういったことが起きてからでは遅いと思いますので、特に経費的にもそんなにかからない、これは予備費でもできるような経費ですので、ぜひこれは、ないところに関しては設置要望をぜひしていただきたいと思えますけれども、再度答弁をお願いします。

○学校教育部長(阿部晴彦君) 各学校での指導の中においては、先ほど申し上げましたように、適切な対策、対応をとっております。熱中症計というものも一つの有効な手段だとは考えられておりますので、校長会等にも情報提供し、また各学校での取り組みを意見交換する中で、必要であれば購入する、あるいは他校で取り入れてることもあわせて行ったり、熱中症の事故の防止にはこれからも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○20番(木戸岡秀彦君) ぜひこれに関しては全校設置できるように強く要望したいと思えます。

最後に、6番目、老人クラブについてですけれども、お伺いをしたいと思えます。

当市の老人クラブの現状ですけれども、市内に16の老人クラブがあるとお聞きしました。会員数は160名前後ということですが、この数年、会員数の推移がわかれば……、間違えましたか。……850から60ですか、ということですが、ここ数年の会員数の推移をお聞かせいただきたいと思えます。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 老人クラブの会員数の推移でございますが、かつて、平成22年度におきましては1,000人以上の方、この方が会員数になっておりました。ところが、平成26年度になりますと約760名まで減少いたしまして、平成28年度は横ばい、その後再び増加し始めまして、平成29年度には800人台の半ばになっているということでありまして。

以上であります。

○議長(押本 修君) ここで、発言の訂正の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○学校教育部参事(岡田博史君) 大変申しわけございません。先ほどの中学校の部活動の費用のことについて、大会参加費の全国などの費用について訂正をさせていただきたいと思えます。

私のほうで、第三中学校のポピュラーミュージックの大会参加費で17万円というふうに申し上げましたが、平成29年度において、現在までに17万円、全て、3件ほどあったのですが、その支出が17万円ということでございまして、第三中学校のポピュラーステージ吹奏楽コンクールにつきましては6万1,000円というふうになっております。

また、第一中学校の平成27年度に行きました全国大会につきましては53万2,250円支出しているというような実績がございます。

以上でございます。訂正させていただきます。

○20番(木戸岡秀彦君) 先ほど、1,000名いたのが760人に減って、また多少ふえてきてるというふうには、この要因についてはどのようにお考えになってるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） こういった人数の推移の要因でございますが、私ども、個別に研究はしておりませんので明確にはわかりかねるところでございます。ただ、例えば自主的な団体でございますので、自治会などにおきましても、会員数が減ってるというふうに一般的には言われておりますけれども、そういったことがこの老人クラブでも当てはまるのではないかというふうに考えてはおります。

以上であります。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

クラブにより会員数の大幅な差があると聞いておりますけれども、どのようになっているのかお伺いをいたします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 会員数でございますけれども、現在29年度におきまして最も多い会員数というのは91名を数えております。それに対しまして最も少ない会員数というものは28名でございます。

以上でございます。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。かなりクラブによって差が、3倍ぐらいですかね、ありますけれども、実際には、私は地元は桜が丘ですけれども、桜が丘のそのクラブは47名でしたかね。現状聞いてるところですと、芋窪がもう100名を超えてるということ、101名というような、聞いております。これに関して、補助金の規定と用途なんですけれども、対象事業というのはどのようなものなのかお聞きしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 老人クラブに対します補助金の補助対象事業のことでございますが、大きく4つでございます。社会奉仕活動事業、それから生きがいを高める活動事業、それから健康を進める活動事業、その他の社会活動事業であります。

それぞれの活動事業につきましては、例えば社会奉仕活動事業になりますと各種ボランティア活動や地域交流活動など、地域福祉の向上に関する活動が含まれるものであります。

生きがいを高める活動事業につきましては、各種の文化活動や学習活動など、教養を高めたり生きがいを高める活動が含まれるものであります。

それから、健康を進める活動事業であります。心身の健康増進ですとか介護予防等に関する活動が含まれるものであります。

その他の社会活動事業につきましては、クラブの総会ですとか役員会ですとか、そのクラブ運営に必要な活動が含まれるものであります。

以上であります。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。

この補助金ですけれども、アとして、補助金は一律でなく、人数に応じ配分できないということですが、補助額は1クラブ27万3,600円、会員数は40円ですか、これを合算した額とのことですが、先ほど人数をお聞きしましたけれども、一番少ないところで28名、多いところでも現状は100名を超えているということですが、当然活動経費が違うと思っておりますけれども、この辺についてはいかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 活動経費でございますが、これは私どもは補助金を出していますので、その補助金の実績報告、これによりましてその活動の経費について把握しているという状況でございます。これはまだ29年度は実績報告出ておりませんので、28年度の実績報告で御報告いたしますと、最大額は59万6,000円、それから最小の額は33万7,000円となっております。

以上であります。

○20番(木戸岡秀彦君) これに関しては、会員数の規模に応じて、補助金の額を会員数に応じて交付すべきではないかなと思いますけども、これについてはいかがでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 私どもの補助金の額というものは固定額を主といたしまして、会員数に応じた部分を副次的なものとして利用者を合算して補助額を算定するということでもあります。これは、市の補助金の考え方というのが老人クラブの財政の一部支援、援助というんですかね、そういったものでありまして、それから、各老人クラブに交付する補助金の基本的な部分を平等にするという考え方に基づくものであります。

それからもう一つ、市の老人クラブの実情でございますが、会員数の規模と、それから活動量が比例していないという状況でございます。例えば、先ほど御答弁いたしました、活動費が最大59万6,000円のクラブの会員数というものは63名ということになっております。先ほど最大の会員数は91名というふうに申し上げましたけれども、そのクラブではないクラブになります。

それから、活動費が2番目のクラブも、この活動費というのは1番目と余り変わらない、59万5,000円の活動費なんですけど、その会員数も72名のクラブとなっております、最大のものでもありません。

そういうわけで、東大和市におきましては、会員数の規模と活動量との間には明確な相関関係が見えていないということから、会員数に応じて補助金の額を定めるという方式は合わないのではないかなというふうに考えております。

補助金の交付方法につきましては、このような実情を踏まえまして、主たる部分を固定額方式とし、一部に会員数に応じた部分を設けたものであります。

以上であります。

○20番(木戸岡秀彦君) しかし、これ人数、28名と100を超えるところと、やっぱり活動費、さまざま当然意見も出たりとか、活発になってくる部分では、やはり経費は違ってもいいんではないかなと思います。当市は固定ということで各クラブ金額同一ですけれども、先ほど近隣他市の状況で、同じような形で取り組んでいるところもあるということですけども、武蔵村山市のように人数に応じて段階的に、これは交付ということはやらないのでしょうか。

○福祉部参事(伊野宮 崇君) 制度論として、会員数に応じて補助額を変えるという市があるということは確かでございます。

ただ、私どもとしては、東大和の実情として、先ほど申し上げましたけれども、会員数と活動量というものが余り相関関係が見えませんが、基本的には固定額を中心に補助額を算定することにしております。

以上であります。

○20番(木戸岡秀彦君) 現段階でそういう形で算定をしたということですけども、やはりクラブによって活動の状況は違ってくると思います。

これに関しては、この額を、多い人数のところに関しては補助金をふやすためにはどうすればよろしいですか。

○福祉部長(田口茂夫君) 基本的には、東京都の老人クラブの運営要綱におきましても、基本的にはおおむね30人以上のクラブというふうに規定をしております。当市についてもこちらをおおむね準用はしているところでございます。

そういったところで、当然それぞれのクラブの考え方というものもございますが、基本的な、要するに一つのクラブが100人程度になった場合に、仮にということになりますけども、分割をするとか、当然それには地域

を分けるという必要性も出てきますけども、そういったところで、運営の仕方にもよりますけども、そういったところも一つの方策としてあるのかなというふうには考えております。

以上です。

○20番（木戸岡秀彦君） これは分割して、極端な、じゃ30名、30名、40名とか、そういう形で分ければそういう状況になるということでもよろしいですか。

最後に1点なんですけれども、お聞きしたいのが、会員数で40円のこの加算ですけど、この40円っていうのは市で決めたわけですか。何か段階があるんでしょうか。市によってさまざま違うんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） この会員数に40円掛ける部分というのは、市の独自の判断でございます。各市はこういったものを採用してるものもあれば、採用してないものもございます。

以上であります。

○20番（木戸岡秀彦君） わかりました。老人クラブが全体的に減ってるっていうことはお聞きしましたけども、やはりこれから高齢化社会に向けて、やはり人生100年時代ということをおっしゃっております。そういった意味では、こういう老人クラブの方が活発に動けるようにしっかりまた制度の充実をしていただきたいと思えます。

以上をもちまして私の一般質問は終了いたします。ありがとうございました。

○議長（押本 修君） 以上で、木戸岡秀彦議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（押本 修君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時53分 延会